

新潟県高等学校体育連盟
規約・規程集
(令和8年度)



新潟県高等学校体育連盟

目 次

〈規約・規程等〉

新潟県高等学校体育連盟規約	1
新潟県高等学校体育連盟専門部規程	3
新潟県高等学校体育連盟規約及び専門部規程申し合わせ事項	4
新潟県高等学校体育連盟表彰規程	5
新潟県高等学校スポーツ年間最優秀校選考審査に関する申し合わせ事項	6
新潟県高等学校体育連盟海外競技会出場者激励費贈呈基準	7
新潟県高等学校体育連盟出張旅費支給内規	8
新潟県高等学校体育連盟基本問題検討委員会規程	9

〈会計取扱要綱〉

新潟県高等学校体育連盟専門部会計取扱要綱	11
----------------------	----

〈新潟県高等学校体育連盟主催大会開催基準要項〉

新潟県高等学校地区体育大会開催基準要項	17
新潟県高等学校総合体育大会開催基準要項	24
新潟県高等学校体育連盟専門部講習会開催基準要項	30
新潟県高等学校体育連盟主催大会参加料徴収要項	34
新潟県高等学校総合体育大会大会役員編成基準表	35
新潟県高等学校体育連盟 加盟校一覧表	36
新潟県高等学校体育連盟主催大会主管高等学校業務要領	37

〈北信越高等学校体育連盟主催、共催大会（新潟県開催種目）開催基準要項〉

北信越高等学校体育大会新潟県開催種目大会開催基準要項	59
北信越高等学校体育大会新潟県開催種目大会役員編成基準表	64
全国選抜大会ブロック予選新潟県開催種目大会開催基準要項	65
北信越高等学校体育連盟共催大会基準要項	68

〈新潟県高等学校体育連盟共催、後援大会開催基準要項〉

新潟県高等学校体育連盟共催大会開催基準要項	71
新潟県高等学校体育連盟後援大会開催基準要項	74

〈高体連様式〉

高体連様式第1号	地区体育大会計画書	77
〃 第2号	県高校総合体育大会計画書	78
〃 第3号	専門部講習会計画書	79
〃 第4号	北信越高校体育大会新潟県開催種目大会計画書	80
〃 第4号-2	北信越高校体育大会収支予算書	81
〃	北信越高校体育大会計画書及び収支予算書記載要領	82
〃 第5号	新潟県高体連共催・後援、北信越高体連共催大会計画書	83
〃 第6号	主催大会経費申請書	84
〃 第6号-2	主催大会経費（借損料・運搬費）追加申請書	85
〃 第7号	専門部講習会経費申請書	86
〃 第7号-2	専門部講習会収支予算書	87
〃 第8号	北信越高校体育大会新潟県開催種目大会補助金申請書	88
〃 第9号	外部競技役員委嘱申請書	89
〃 第9号-2	外部競技役員委嘱一覧表	90
〃 第10号	共催・後援大会開催届	92

高体連様式第11号	北信越高体連共催大会開催届兼全国選抜ブロック予選開催届	93
〃 第12号	主催大会プログラム（広告掲載・販売）申請書	94
〃 第13号	県高校総合体育大会参加申請書（加盟校以外、新規申請用）	95
〃 第14号	主催大会終了報告書	96
〃 第14号-2	主催大会終了報告書評価と反省	97
〃 第14号-3	主催大会終了報告書決算書	98
〃 第14号-4	主催大会終了報告書決算内訳	99
	主催大会終了報告書作成要領	110
〃 第15号	専門部講習会終了報告書	101
〃 第15号-2	専門部講習会収支決算書	102
〃 第15号-3	専門部講習会決算内訳	103
〃 第16号	北信越高校体育大会新潟県開催種目大会終了報告書	104
〃 第16号-2	北信越高校体育大会新潟県開催種目大会収支決算書	105
〃 第16号-3	主催大会決算内訳	106
〃 第17号	共催・後援大会終了報告書	107
〃 第18号	北信越高体連共催大会終了報告書	108
〃 第19号	主催大会参加人数及び参加料明細書	109
〃 第20号	北信越高校体育大会旅費補助金申請書（廃止）	110
〃 第21号	全国高校総体旅費補助金申請書	111
	全国高校総体旅費補助金申請書記載要領	112
	全国高校総体ウェア購入申込書（出場登録選手以外）	113
〃 第22号	全国・北信越専門委員会参加旅費支給申請書	114
〃 第23号	海外競技会出場者激励費支給申請書	115
〃 第24号	競技力向上推進事業補助金申請書	116
〃 第24号-2	競技力向上推進事業補助金決算書	117
〃 第25号	主催大会実施要項変更申請書	118
〃 第25号-2	主催大会実施要項変更届	119
〃 第26号	主催大会開催申請書（新規開催用）	120
〃 第27号	共催・後援申請書	121
〃 第28号	分担金納入通知書	122
〃 第29号	高体連年報購入申込書	123
〃 第30号	運動部種目別加入人数調査票（学校用）	124
〃 第31号	運動部加入人数調査票（専門部用）	125
〃 第31号-2	運動部外部指導者人数調査票	126
〃 第32号	新潟県高体連表彰選手推薦書（第1期選考用）	127
〃 第33号	新潟県高体連表彰選手推薦書（第2期選考用）	128
〃 第34号	事故発生等連絡票兼事故報告書	129
〃 第35号	専門部事務費決算書	130
〃 第35号-2	専門部事務費決算内訳	131
〃 第36号	合同チームによる大会参加申請書	132
〃 第37号	本校部活動指導員の大会引率について（届出）	133

〈参考資料〉

北信越高等学校体育大会開催基準要項	135
全国高等学校総合体育大会開催基準要項	138
学校教育法第1条校以外の学校の全国高校総体参加について	149
外国人留学生の全国高校総体参加について	150
複数校合同チームによる大会への参加についての考え方	153

規約・規程等

新潟県高等学校体育連盟規約

第1章 総 則

第1条 この連盟は新潟県高等学校体育連盟と称し、事務局を会長在任の学校に置く。

第2条 この連盟は新潟県下における高等学校体育の健全な発達を期することを目的とする。

第3条 この連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学校体育の審議連絡
- 2 学校体育についての研究指導調査
- 3 学校体育についての講演会
- 4 体育運動についての競技会の開催
- 5 学校体育振興のために必要な福利厚生についての事項
- 6 その他目的達成のために必要な事項

第4条 この連盟は公益財団法人新潟県スポーツ協会並びに公益財団法人全国高等学校体育連盟に加盟する。

第2章 組 織

第5条 この連盟は県下における高等学校をもって組織する。

第6条 この連盟は種目別に専門部をおく。専門部に関する規程は別に定める。

第7条 この連盟に加盟しようとするものは理事会の承認を得なければならない。

第3章 役職員

第8条 この連盟に次の役職員を置く。

- | | | | |
|-------|-----|--------|-----|
| 1 会 長 | 1 名 | 6 会計監査 | 3 名 |
| 2 副会長 | 4 名 | 7 幹 事 | 若干名 |
| 3 理事長 | 1 名 | 8 事務局長 | 1 名 |
| 4 理 事 | 若干名 | 9 書 記 | 若干名 |
| 5 代議員 | | | |

第9条 この連盟の役職員の選出方法、任務、任期を次のように定める。ただし、再任を妨げない。

- 1 会長及び副会長は代議員会で選出し、その任期は2年とする。
- 2 会長はこの連盟を代表し会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。
- 3 代議員は加盟校の校長及び体育主任とし、代議員会を構成する。
- 4 理事長は理事会の推薦により会長が委嘱し、その任期は2年とする。
- 5 理事長は会長の命を受けて会務を執行する。
- 6 理事は次の者とする。
 - (1) 専門部長
 - (2) 地区代議員より推薦された者。推薦する人数は地区別に定める。
 - (3) その他会長の推薦する者若干名

理事は理事会を構成する。理事の任期は2年とし、欠員による後任者の任期は残りの期間とする。

- 7 会計監査は代議員会の決議により会長が委嘱し、この連盟の会計を監査する。
- 8 幹事は理事会の承認を経て会長が任命し、この連盟の事務を処理する。
- 9 事務局長は会長が任命し、この連盟の事務を管掌する。
- 10 書記は会長が任命し、事務局長の指示を受けて事務に従事する。書記は有給とする。

第4章 会 議

第10条 代議員会は毎年1回これを開く。ただし、必要ある時は臨時に開く。

代議員会は次の事項を議決する。

- 1 予算決算の決定承認
- 2 事業計画の決定
- 3 規約の変更
- 4 その他会長の必要と認めた事項

代議員会は構成員の半数以上が出席しなければ成立しない。ただし、委任状を認める。議決は多数決による。

第11条 理事会は必要に応じ会長が招集し、次の事項を審議執行する。

- 1 代議員会に提出する予算、決算、行事案
- 2 代議員会より委任された事項
- 3 役職員の推薦及び承認についての事項
- 4 事業、行事、予算などについての緊急事項

この場合には次の代議員会に報告し、承認を得なければならない。

- 5 その他、会長の必要と認めた事項

第5章 会 計

第12条 この連盟の会計は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条 この連盟の経費は各学校分担金、補助金、寄附金その他の収入で支弁する。

第14条 加盟学校の手当金は毎年代議員会で定める。

附 則

第15条 この規約の実施について、細則は必要に応じて理事会の決議を経て別に定める。

第16条 この連盟に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は理事会の決議により会長が委嘱し、重要事項について会長の諮問に応ずる。

第17条 この連盟は加盟学校の優秀な選手を表彰する。その細則は別に定める。

第18条 この規約は昭和30年4月1日から実施する。

(平成12年7月臨時代議員会一部改正)

(平成14年4月代議員会一部改正)

(平成31年4月代議員会一部改正)

新潟県高等学校体育連盟専門部規程

第1条 この連盟の専門部は次の部とする。

- 1 陸上競技部
- 2 体操部
- 3 水泳部
- 4 スキー部
- 5 バレーボール部
- 6 バスケットボール部
- 7 ソフトテニス部
- 8 卓球部
- 9 バドミントン部
- 10 サッカー部
- 11 ラグビー部
- 12 ソフトボール部
- 13 柔道部
- 14 剣道部
- 15 相撲部
- 16 レスリング部
- 17 登山部
- 18 ダンス部
- 19 ハンドボール部
- 20 テニス部
- 21 ホッケー部
- 22 フェンシング部
- 23 弓道部
- 24 ウエイトリフティング部
- 25 ローイング部
- 26 自転車競技部
- 27 空手道部
- 28 ボクシング部
- 29 少林寺拳法部
- 30 なぎなた部
- 31 アーチェリー部
- 32 カヌー部
- 33 ゴルフ部
- 34 定通制部
- 35 研究部

第2条 専門部に次の役員を置く。

- (1) 部長
- (2) 副部長（を置くことができる。）
- (3) 委員若干名（内委員長1名、常任委員若干名）

第3条 部長及び副部長は、代議員会の議決により会長が委嘱し、その任期は2年とする。

第4条 委員は校長、教職員の中から部長が推薦し、会長が委嘱する。

第5条 各部は理事会に提出する行事及び予算案を作成し、その実施に当たる。

第6条 教育団体以外の主催する体育運動大会に出場しようとする場合は、本連盟の承認を得なければならない。

第7条 専門部より文書等を発出する場合は、部長に起案し決裁を経た後、発出しなければならない。

以上

新潟県高等学校体育連盟規約及び専門部規程申し合わせ事項

- 1 会 長 北信越高等学校体育連盟会長又は副会長を兼務する。
公益財団法人全国高等学校体育連盟評議員又は理事を兼務する。
- 2 副 会 長 副会長1名は、体育専門教科の校長を原則とする。
新潟佐渡地区副会長は会長が兼務することができる。
- 3 部 長 1校長1専門部を原則とし、本連盟理事を兼務する。
- 4 副 部 長 必要により、部長の推薦により会長が委嘱する。
- 5 地区推薦理事 各地区代議員の中から各地区代議員会で選出し、本連盟代議員会の議決により会長が委嘱する。
(1) 新潟地区 3名
(2) 下越地区 3名
(3) 中越地区 5名
(4) 上越地区 4名
(5) 佐渡地区 1名
(6) 定通制部 1名 (定通制部事務局長が兼務)
- 6 委 員 長 各専門部加盟高等学校顧問の中から、部長の推薦により会長が委嘱する。
表彰選考の審査委員を兼務する。
- 7 副委員長 各専門部加盟高等学校顧問の中から、部長の推薦により会長が委嘱する。
(1 専門部2名以内)
- 8 委 員 各専門部加盟高等学校顧問の中から部長の推薦により会長が委嘱する。
専門部の委員数は次のとおりとする。(委員長・副委員長は除く。)
(1) 加盟校数が60校以上の専門部は17名以内とする。
(2) 加盟校数が40校以上の専門部は12名以内とする。
(3) 加盟校数が20校以上の専門部は10名以内とする。
(4) 加盟校数が15校以上の専門部は7名以内とする。
(5) 加盟校数が14校以下の専門部は5名以内とする。
※加盟校数・前年度の加盟校数
- 9 地区代表委員 本連盟が主催する春季・秋季地区大会開催地区の委員の中から部長の推薦により会長が委嘱する。
- 10 競技力向上担当者 各専門部加盟校顧問の中から部長の推薦により会長が委嘱する。
(委員長・副委員長・地区代表委員・委員が兼務することができる。)
(1 専門部1名以内。但しスキー専門部は2名以内)
- 11 研究部担当者 各専門部加盟校顧問の中から部長の推薦により会長が委嘱する。
(委員長・副委員長・地区代表委員・委員の中から選出する。)
(1 専門部1名以内)
- 12 監 事 各専門部長校の副校長又は教頭1名と専門部委員の中から1名を部長の推薦により会長が委嘱する。
- 13 会計担当 専門部長校の顧問又は近隣校の顧問の中から部長の推薦により会長が委嘱する。
- 14 理 事 長 北信越高等学校体育連盟理事を兼務する。また、公益財団法人全国高等学校体育連盟評議員を兼務することもある。
- 15 事務局長 北信越高等学校体育連盟理事を兼務する。

新潟県高等学校体育連盟表彰規程

趣 旨

新潟県高等学校体育連盟加盟校の生徒で、高校スポーツの向上発展に関し特に功績顕著な者に対して、次に定める審査規程に基づいてこれを表彰し、その功績をたたえ益々斯道の発展を図る。

審査規程

第1条 表彰者選考のため審査委員会を設置する。

第2条 審査委員会は会長、副会長及び専門部委員長をもって充てる。

第3条 審査委員長は会長がこれにあたり、会議を主宰する。

第4条 審査委員会は合議制とし、賛否同数の場合は委員長の決による。委員会は半数以上の出席により成立する。

第5条 表彰者は審査委員会において選考し、理事会の承認を得るものとする。

第6条 審査委員会における表彰者の選考は、各専門部より推薦された生徒で、選手としての品位を備え次に該当する者の中から厳選する。

- 1 新潟県高等学校体育連盟又は新潟県代表として全国的大会に出場し、入賞又は8位以内の成績を収めた生徒もしくはチーム。
- 2 全国的な権威ある団体から優秀選手等として指名された生徒。ただし、順位が関与する場合は上記1に準ずる。
- 3 その他表彰に値する功績をあげた生徒もしくはチーム。
- 4 陸上競技及び水泳競技については、全国高校10傑以内の記録(年度内)を有する生徒もしくはチーム。
- 5 全国的規模で選抜され、数ヶ国以上が参加する国際大会に出場した生徒もしくはチーム。

表 彰

第7条 表彰状は対象生徒及びチームに贈呈することとし、毎年2月中に送付する。

付 則

第8条 本規程の改廃は理事会において決定する。

第9条 本規程は昭和30年4月1日より施行する。

平成7年4月 一部改正

新潟県高等学校スポーツ年間最優秀校選考に関する申し合わせ事項

- 1 新潟県高等学校体育連盟加盟校中、当該年度における競技成績が最も優秀で、新潟県高校スポーツの向上発展に貢献した高等学校を、次に定める規程により新潟県スポーツ年間最優秀校(以下「最優秀校」という。)として表彰する。
- 2 最優秀校は、新潟県高等学校体育連盟表彰審査委員会(以下「審査委員会」という。)で選考し、理事会の承認を得て決定する。
- 3 審査委員会における選考は、次の基準によって行う。
 - (1) 当該年度新潟県高等学校総合体育大会学校対抗成績が優秀な高等学校を、次の順序で審査する。
 - ア 優勝種目数の多い高等学校
 - イ 2位種目数の多い高等学校
 - ウ 3位種目数の多い高等学校
 - (2) 当該年度北信越高等学校体育大会及び全国高等学校総合体育大会の成績は、上記の基準が同数となった場合、審査の対象とする。
- 4 審査委員会後の上記(1)及び(2)の成績(スキー大会、全国高校総体冬季大会等)が、最優秀校該当の可能性を残す場合は、会長に一任する。
- 5 事務局は、上記3の(1)及び(2)の資料を審査委員会に提出する。
- 6 表彰は次のように行う。
 - (1) 毎年度卒業式に伝達できるよう2月中にトロフィー(持ち回り)及び表彰状を送付する。
 - (2) 翌年度代議員会においてトロフィー及び表彰状授与式を行う。
 - (3) 前年度最優秀校にレプリカを贈呈する。
- 7 この申し合わせ事項の改廃は、審査委員会において行い、理事会の承認を得るものとする。

平成4年4月13日 申し合わせ

新潟県高等学校体育連盟海外競技会出場者激励費贈呈基準

第1 目的

この激励費は、海外で開催される競技会に、日本代表として参加する新潟県高等学校体育連盟加盟校職員、生徒に激励費を支給することにより、出場者の士気を高めるとともに新潟県高等学校の体育・スポーツの振興を図ることを目的とする。

第2 激励費の贈呈

激励費は、オリンピック、世界選手権、ジュニア世界選手権大会等に出場及び全国的な権威ある団体によって推薦もしくは選抜され、数ヶ国もしくは2国間の競技会の海外派遣に日本代表として参加する選手、監督(団長、副団長等を含む)及びコーチであって、次に該当する者に贈呈する。

- (1) 新潟県高等学校体育連盟加盟高等学校生徒であること。
- (2) 職員にあつては新潟県高等学校体育連盟加盟校分担金納入者であること。

※ 全国的な権威ある団体とは、次の団体をいう。

- A 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- B 公益財団法人全国高等学校体育連盟専門部
- C 公益財団法人日本スポーツ協会
- D 公益財団法人日本スポーツ協会加盟の種目別競技団体

第3 激励費の額

激励費の額は1人1回の額として下記のとおりとする。

- (1) オリンピックの出場者 3万円
- (2) その他の競技会出場者 2万円

第4 事務手続き

- 1 激励費を希望する校長は、上記団体より送付された競技会要項(海外遠征要項)及び派遣依頼書の写しを添付し、新潟県高等学校体育連盟会長に申請書を提出すること。
- 2 新潟県高等学校体育連盟会長は、上記1の競技会要項等を審査のうえ、激励費贈呈の可否を決定し、校長に通知するとともに激励費を送金する。
- 3 上記1の手続きが年度を越したものについては、贈呈しない。

第5 基準の改廃

この基準の改廃は、新潟県高等学校体育連盟専門部委員長会議において行い、理事会の承認を得るものとする。

新潟県高等学校体育連盟出張旅費支給内規

I (公財)全国高体連役員会議への出張旅費支給内規

(昭和37年4月代議員会 決 定)
(昭和58年4月代議員会 一部改正)
(平成 2年4月代議員会 一部改正)
(平成 7年4月代議員会 一部改正)
(平成13年4月代議員会 一部改正)
(平成19年4月代議員会 一部改正)
(平成22年4月代議員会 一部改正)

- 1 (公財)全国高体連及び同専門部の招請により各種会議に出席する役員の旅費は、次の基準により支給する。
 - (1) 旅費は、JR運賃往復実費と50km以上は特急料金(自由席)を支給する。
 - (2) 宿泊を要する場合は、1泊につき10,900円を支給する。(10,900円を超える場合は、宿泊要項による金額を支給する。)
 - (3) 1日につき、旅費雑費として1,100円を支給する。
- 2 次の場合は支給しない。
 - (1) 招請者側から旅費等が支給されるとき。
 - (2) 全国高校総体・国民スポーツ大会等の監督・役員等が出張し会議に出席するとき。
- 3 全国高校総体・国民スポーツ大会等の際に開催される会議には、支障のない限り、監督・役員等が出張する本連盟専門部委員に代理出席してもらうこと。
- 4 この内規は、北信越高体連の諸会議にも適用する。

II 新潟県高体連役員会議への出張旅費支給内規

(昭和58年4月代議員会 一部改正)
(平成 2年4月代議員会 一部改正)
(平成13年4月代議員会 一部改正)
(平成19年4月代議員会 一部改正)
(平成22年4月代議員会 一部改正)

- 1 新潟県高体連の招請により各種会議に出席する役員の旅費は、次の基準により支給する。
 - (1) 旅費は、JR運賃・船賃特2等・バス料金(10km以上)往復実費とJR50km以上は特急料金(自由席)を支給する。
 - (2) 宿泊を要する場合は、1泊につき8,500円を支給する。
 - (3) 1日及び100km以上の場合は、旅費雑費として550円を支給する。
- 2 会議開催市町村内の者については、旅費雑費550円のみを支給する。

Ⅲ 県高体連主催各種競技大会及び専門部委員会への出張旅費支給内規

(昭和40年4月代議員会 決 定)
(昭和58年4月代議員会 一部改定)
(平成 3年4月代議員会 一部改定)
(平成13年4月代議員会 一部改正)
(平成14年4月代議員会 一部改正)
(平成19年4月代議員会 一部改正)
(平成22年4月代議員会 一部改正)

- 1 新潟県高体連が主催する各種競技大会で委嘱する競技役員及び専門部委員会に出席する委員の旅費は、次の基準により支給する。

ただし、各種競技大会については原則として加盟校以外及び不出場校の者に委嘱した場合、委員会については当該種目運動部未設置校の者が出席する場合とする。

- (1) 旅費は、JR運賃往復実費と50km以上は特急料金(自由席)を支給する。
 - (2) 宿泊を要する場合は、1泊につき8,500円を支給する。
 - (3) 各種競技大会の競技役員には1日につき旅費雑費550円、日当2,000円を支給する。
専門部委員会の出席者には1日及び100km以上の場合は旅費雑費550円を支給する。
- 2 各種競技大会及び専門部委員会開催市町村内の者については、旅費雑費550円のみを支給する。
- 3 旅費は、専門部長の申請により県高体連事務局が大会主管校長に送金し、大会主管校長が支給する。

Ⅳ 「県高体連主催各種競技大会及び専門部委員会への出張旅費支給内規」の運用に関する申し合わせ事項

(昭和40年4月代議員会 申し合わせ)
(平成22年4月代議員会 申し合わせ)

1 競技役員委嘱の場合

- (1) 競技役員は、大会参加校の教職員とすることを原則とする。
- (2) やむを得ず(1)の原則を越える場合は、あらかじめ会長の承認を得ること。
- (3) (2)の場合は、会場地に近距離の学校又は競技団体関係者から順次委嘱することを原則とする。
- (4) 宿泊を要する場合は、選手の宿泊料金で宿泊できるよう宿舎を斡旋する。
- (5) 引率業務のない教職員が競技役員の場合は、平日については日当は支給しない。ただし、勤務を要しない日の場合は、1日につき日当2,000円を支給する。

2 委員会の場合

- (1) 委員は、各高校当該部の顧問又は部長の教職員から選出することを原則とする。
- (2) 新潟市内の委員長による事務局への事務業務(北信越大会及び全国大会参加申込手続業務)については、10km以上の場合旅費雑費550円を支給する。

新潟県高等学校体育連盟基本問題検討委員会規程

(名称及び事務局)

第1条 本会は、新潟県高等学校体育連盟（以下本連盟という。）基本問題検討委員会（以下委員会という。）と称する。

第2条 委員会の事務局を、本連盟事務局内におく。

(目的)

第3条 委員会は、本連盟の運営について、その基本方針、その他重要事項を審議し、立案することを目的とする。

(構成)

第4条 委員会は、副会長、地区選出理事、会長推薦理事及び専門部委員長から選出された委員をもって構成する。

2 委員は、副会長1名、地区選出理事各地区1名、会長推薦理事若干名、専門部委員長若干名とし、会長が委嘱する。

第5条 委員の任期は、本連盟役職員の任期に準ずる。

(役員)

第6条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名をおく。

2 委員長及び副委員長は会長が委嘱する。

3 委員長は、委員会を統括し、委員会の会務を処理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要に応じ随時開催する。

第8条 委員会で審議・立案した事項は、理事会に報告するものとする。

(規程の変更)

第9条 本規程の変更は、代議員会の承認を得るものとする。

(附則)

第10条 本規程は、平成15年4月10日から施行する。

會計取扱要綱

新潟県高等学校体育連盟専門部会計取扱要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、新潟県高等学校体育連盟（以下「高体連」という。）専門部における会計の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、高体連専門部会計の適正な執行及び透明性を確保し、加盟校及び保護者等の負託に応える組織の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、高体連専門部会計は、(1) 高体連主催事業会計と(2) 専門部事務局会計をいい、次に定めるところによる。

(1) 高体連主催事業等会計は、次の各事業の会計をいう。

- ① 主催大会（春・秋季地区大会、県総体）
 - ア 高体連大会開催経費
 - イ 大会参加料
 - ウ 協賛広告料
- ② 主催講習会
 - ア 高体連講習会開催経費
 - イ 講習会参加料
 - ウ 協賛広告料
- ③ 補助事業
 - ア 全国高等学校総合体育大会（以下「全国高校総体」という。）派遣旅費
 - イ 競技力向上推進費
 - ウ その他補助事業費

(2) 専門部事務局会計は、次の事項の会計をいう。

- ① 専門部事務費
- ② 北信越高等学校体育大会、全国高校総体
 - ア 高体連大会開催経費
 - イ 大会参加料
 - ウ 協賛広告料
 - エ 開催地補助金等
- ③ 高体連専門部登録料
- ④ 競技力向上推進費
- ⑤ その他補助事業

(説明責任)

第3条 高体連専門部会計事務は、高体連専門部長（以下「部長」という。）の管理の下、適正かつ効率的な執行に努めるとともに、高体連会長（以下「会長」という。）及び加盟校長の求めに応じて執行状況及び執行経過を説明しなければならない。

2 部長は、第2条に定める各事業の実施に当たり、実施計画書並びに予算書、開催経費申

請書、補助金申請書を会長に提出し、承認を得なければならない。

3 部長は各事業終了後、会計監査を経た実施報告書を会長に提出しなければならない。

(文書主義と決裁体制)

第4条 高体連専門部会計事務に係る意思決定は、文書により行わなければならない。

2 専門部会計事務に係る起案文書は、会計担当者（主管校もしくは部長校の顧問をいう。以下同じ。）が作成し、出納責任者（当該校の副校長、教頭、事務長から選任する。）もしくは高体連専門部委員長（以下「委員長」という。）を経て、校長（高体連加盟校長及び部長をいう。以下同じ。）の決裁を受けなければならない。

第2章 高体連主催事業等会計

(職務)

第5条 高体連主催事業等を主管する加盟校長（以下「主管校長」という。）は、総括責任者として、高体連主催事業等会計の事務を管理し、並びにその執行に当たり、関係教職員に対して指導及び監督を行うものとする。

2 出納責任者は、主管校長を補佐し会計に係る契約、収納、支払その他の会計事務を管理し、関係教職員に対して指導及び監督を行うものとする。

3 会計担当者は、収入および支出に関する書類の作成、出納簿の記載その他の会計事務を処理するものとする。

(予算の編成等)

第6条 予算は、原則として会計年度で編成するものとする。

(会計の管理)

第7条 会計に属する金銭は、原則として、高体連に登録した高体連専用金融機関口座（以下「高体連登録口座」という。）で管理するとともに、収支が常に確認できるようにしなければならない。

2 前項の口座の名義人は、校長とし、金融機関への届出印は、校長の私印とするものとする。

3 第1項の口座の通帳は、出納責任者が金庫で管理するものとする。

4 第1項の口座の届出印は、校長が管理する。

5 第1項の口座のキャッシュ・カードは、作成しないものとする。

(契約)

第8条 会計に係る契約に当たっては、価格等を十分に検討し、加盟校並びに参加者の経済的な負担の軽減を図るとともに、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）に準じた適正な会計処理を行い、公平性、透明性及び競争性の確保に努めなければならない。

(収入事務)

第9条 会計担当者は、会計に係る経費を徴収する場合は、収入金の内訳を明示して収入伺書を作成し、出納責任者、主管校長の決裁を経るものとする。

(支出事務)

第10条 会計担当者は、会計に係る経費を支出する場合は、納品書、請求書等の書類（立替払による支出簿の場合は領収書）の写しを添付の上、支出伺書を作成し、出納責任者、主管校長の決裁を経るものとする。

- 2 会計に係る経費の支出は、原則として口座振込により行うものとする。ただし、口座振込により難しい場合は、立替払又は現金により支払いを行うことができる。
- 3 支出手続きが完了したときは、証拠書類（領収書等の写し）を支出伺書に添付するものとする。

(収支の確認)

第11条 会計担当者は、第9条の規程に基づき入金手続きを行った場合は、その都度入金を確認した上で出納簿に記載して整理するものとする。

- 2 会計担当者は、第10条の規定に基づき支出手続きを行った場合は、その都度支払を確認した上で出納簿に記載して整理するものとする。
- 3 主管校長及び出納責任者は、必要と認める場合は、随時、会計処理の状況を確認するものとする。
- 4 各事業会計の執行残額は、全額を高体連に返納する。

(決算書等の作成及び監査の実施)

第12条 会計担当者は、事業が終了した場合は、事業終了報告書（監査報告書を兼ねる）、決算書（決算内訳書に領収書等の原本を貼付したもの）、出納簿、収入伺書（表面の写し）、支出伺書（表面の写し）等の証拠書類（以下「関係書類」という。）及び通帳を添え、出納責任者による監査を受けなければならない。監査終了後、出納責任者は事業終了報告書に署名、押印し、関係書類を主管校長に提出する。

(決算及び監査結果の報告)

第13条 主管校長は、前条の関係書類を、次の各期にまとめて委員長を通じて部長に提出する。部長は、内容を点検し会長に報告するものとする。

- (1) 4月1日から6月30日の間に実施した事業は、7月31日までに報告する。
 - (2) 7月1日から11月30日の間に実施した事業は、12月31日までに報告する。
 - (3) 12月1日から年度末にかけて実施した事業は、2月末日までに報告する。
- 2 会長は、代議員会で事業並びに会計の執行を報告する。

(諸帳簿の備付)

第14条 備え付ける帳簿等は、原則として次のとおりとする。

- (1) 予算書
- (2) 決算書
- (3) 出納簿
- (4) 収入伺書
- (5) 支出伺書
- (6) 引継書
- (7) その他校長が必要と認める書類

(証拠書類等の保存)

第 15 条 証拠書類及び前条の帳簿等は、主管校において当該会計年度終了後 5 年間保存するものとする。

(事務の引継ぎ)

第 16 条 出納責任者又は会計担当者に異動があった場合は、速やかに引継書により後任者に事務を引き継がなければならない。

第 3 章 高体連専門部事務局会計

(職務)

第 17 条 部長は、当該専門部を総括する責任者として、高体連専門部事務局会計の事務を管理し、並びにその執行に当たり、関係教職員に対して指導及び監督を行うものとする。

2 委員長は、会計事務の執行に関し部長を補佐するものとする。

3 会計担当者は、収入および支出に関する書類の作成、出納簿の記載その他の会計事務を処理するものとする。

(予算の編成等)

第 18 条 予算は、原則として会計年度で編成するものとする。

2 各会計内の予算を項目間で流用する場合は、理由を明示し、部長の承認を得なければならない。

(会計の管理)

第 19 条 会計に属する金銭は、原則として、高体連に登録した専門部専用金融機関口座（以下「専門部登録口座」という。）で管理するとともに、収支が常に確認できるようにしなければならない。

2 前項の口座の名義は、専門部とし、金融機関への届出印は、専門部公印とするものとする。

3 第 1 項の口座の通帳は、委員長又は会計担当者が金庫で管理するものとする。

4 第 1 項の口座の金融機関への届出印は、部長が管理するものとする。

5 第 1 項の口座のキャッシュ・カードは、作成しないものとする。

(契約)

第 20 条 会計に係る契約に当たっては、価格等を十分に検討し、加盟校並びに参加者の経済的な負担の軽減を図るとともに、新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号）に準じた適正な会計処理を行い、公平性、透明性及び競争性の確保に努めなければならない。

(収入事務)

第 21 条 会計担当者は、会計に係る経費を徴収する場合は、収入金の内訳を明示して収入伺書を作成し、委員長を経て部長の決裁を得るものとする。ただし、委員長の決裁は事後とすることができる。

(支出事務)

- 第 22 条 会計担当者は、会計に係る経費を支出する場合は、納品書、請求書等の書類（立替払による支出簿の場合は領収書）の写しを添付の上、支出伺書を作成し、委員長を経て部長の決裁を得るものとする。ただし、委員長の決裁は事後とすることができる。
- 2 会計に係る経費の支出は、原則として口座振込により行うものとする。ただし、口座振込により難しい場合は、立替払又は現金により支払いを行うことができる。
 - 3 支出手続きが完了したときは、証拠書類（領収書等の写し）を支出伺書に添付するものとする。

(収支の確認)

- 第 23 条 会計担当者は、第 22 条の規程に基づき入金手続きを行った場合は、その都度入金を確認した上で出納簿に記載して整理するものとする。
- 2 会計担当者は、第 23 条の規定に基づき支出手続きを行った場合は、その都度支払を確認した上で出納簿に記載して整理するものとする。
 - 3 部長及び委員長は、必要と認める場合は、随時、会計処理の状況を確認するものとする。
 - 4 各事業会計の執行残額は、全額を高体連に返納する。

(決算書等の作成と監査の実施)

- 第 24 条 会計担当者は、事業が終了した場合は、関係書類及び通帳を添え、専門部監事（以下「監事」という。）による監査を受けなければならない。監査終了後、監事は事業終了報告書に署名、押印し、関係書類を委員長を通じて部長に提出する。

(決算及び監査結果の報告)

- 第 25 条 部長は、前条の関係書類について、次のとおり会長に報告するものとする。
- (1) 専門部事務費会計は次のとおりとする。
 - ① 4 月 1 日から 6 月 30 日の間に実施した事業を 7 月 31 日までに点検する。
 - ② 7 月 1 日から 11 月 30 日の間に実施した事業を 12 月 31 日までに点検する
 - ③ 12 月 1 日から年度末にかけて実施した事業を点検し、2 月末日までに当該年度の事務費会計をまとめて報告する。
 - (2) 専門部が取扱う事業費会計は、次のとおりとする。
 - ① 4 月 1 日から 6 月 30 日の間に実施した事業を 7 月 31 日までに点検し報告する。
 - ② 7 月 1 日から 11 月 30 日の間に実施した事業を 12 月 31 日までに点検し報告する。
 - ③ 12 月 1 日から年度末にかけて実施した事業を 2 月末日までに点検し報告する。
- 2 会長は、代議員会で事業並びに会計の執行を報告する。

(諸帳簿の備付)

- 第 26 条 備え付ける帳簿等は、原則として次のとおりとする。
- (1) 予算書
 - (2) 決算書
 - (3) 出納簿
 - (4) 収入伺書
 - (5) 支出伺書

- (6) 引継書
- (7) その他部長が必要と認める書類

(証拠書類等の保存)

第 27 条 証拠書類及び前条の帳簿等は、高体連専門部において当該会計年度終了後 5 年間保存するものとする。

(事務の引継ぎ)

第 28 条 委員長又は会計担当者に異動があった場合は、速やかに引継書により後任者に事務を引き継がなければならない。

(北信越高等学校体育大会の主管校)

第 29 条 北信越高等学校体育大会の会計を主管校を決めて担当する場合は、第 2 章 高体連主催事業等会計を準用して行うものとする。

第 4 章

(補足)

第 30 条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附則

この改正は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

平成 27 年 4 月 1 日 制 定

平成 28 年 4 月 1 日 一部改正 「条項・文言の整理及び改正」

令和 6 年 4 月 11 日 一部改正

新潟県高等学校体育連盟主催大会 開催基準要項

新潟県高等学校地区体育大会開催基準要項

1 総 則

新潟県高等学校地区体育大会種目別大会（以下「大会」という。）を開催し、運営するためにこの開催基準要項を定める。

2 主 催

大会の主催は、新潟県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）とする。

3 共 催

（１）大会の共催は、新潟県教育委員会及び公益財団法人新潟県スポーツ協会加盟当該種目別競技団体（以下「県種目別競技団体」という。）とする。

（２）大会の共催に、（１）の他、開催地市町村教育委員会を加えることができる。

4 後 援

大会には、本連盟当該種目専門部（以下「専門部」という。）の実情に応じ、会長の承認を得て後援する機関・団体を置くことができる。

5 主 管

（１）大会の主管は、専門部とする。

（２）大会の主管に、（１）の他、開催地市町村種目別競技団体を加えることができる。

6 主管高等学校

（１）大会には、主管高等学校（以下「主管校」という。）を置く。

（２）主管校は、当該種目専門部長（以下「部長」という。）の推薦により、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

（３）主管校は、当該大会に参加する高等学校（以下「参加校」という。）とし、輪番制を原則とする。

（４）主管校長は、担当責任者を任命し、大会事務局を設置する。

（５）主管校を複数にする場合は、その内から会計事務担当主管校を定める。

（６）主管校の業務については、別に定める。

7 大会開催

（１）大会は、毎年開催する。

（２）大会は、新潟県高等学校春季地区体育大会及び同秋季地区体育大会（以下「春季大会・秋季大会」という。）として年２回開催する。ただし、専門部の実情により、春季大会又は秋季大会の一方だけを開催することができる。

（３）大会は、上位大会の予選を兼ねて開催することができる。

（４）大会開催種目は、本連盟専門部種目とする。

（５）男子の部及び女子の部は、同一大会の開催を原則とする。

（６）競技方法は、学校対抗戦とし、別に個人戦をあわせて実施することができる。

ただし、専門部の実情により、学校対抗戦又は個人戦の一方だけを実施することができる。

8 大会開催地区

（１）大会開催地区は、次の５地区を原則とする。

ア 新潟地区 イ 下越地区 ウ 中越地区 エ 上越地区
オ 佐渡地区

- (2) 本連盟加盟高等学校（以下「加盟校」という。）の所属地区は、別に定める。
- (3) 加盟校の参加は、所属地区内大会とすることを原則とする。
- (4) 専門部の実情により、地区を合同して大会を開催することができる。

9 大会開催及び変更の申請

- (1) 専門部が次のことを要望する場合は、大会実施要項案を添付した申請書を本連盟に提出する。

ア 新たに大会を開催する場合
イ 大会開催地区を変更する場合
ウ 加盟校が所属地区外の大会に参加する場合
エ 大会開催日数を変更する場合
オ 大会実施要項（競技方法・参加資格・参加制限・表彰等）を変更する場合
カ 新たに上位大会の予選を兼ねて開催する場合

- (2) 申請書は、大会開催年度前年の8月31日までに提出する。
- (3) 本連盟は、提出された申請書を専門部委員長会議で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得る。

10 引率・監督

- (1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、県高体連会長に事前に届け出る。

- (2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ保険等）に必ず加入することを条件とする。

※但し、公立学校は、引率・監督がこの基準により限定された範囲内であれば、新潟県または新潟市の規程に従うことを原則とする。

11 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校に在籍する生徒であること。
- (2) 選手は、本連盟に加盟している高等学校に在籍する生徒であること。
- (3) 選手は、大会開催地区内の加盟校に在籍する生徒であることを原則とする。
- (4) 選手は、各高等学校の教育計画に基づいて行う課外活動に位置づけられた運動部（当該種目）の部員（以下「部員」という。）であること。
- (5) 上記（4）に該当しない生徒を選手として参加させる場合は、会長の承認を必要とする。
- (6) 選手は、平成19年4月2日以降に生まれた者とする。ただし、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。（「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。）大会参加を満たし、日程等が重ならない場合は複数競技への参加を認める。

(7) ア チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。

イ 特例として、全日制課程が定時制課程に改組された場合は、改組後2年間に限り混成を認める。

(8) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。

(9) 部員不足等に伴う複数校合同チームによる大会参加を認める。ただし、当該種目の専門部が定める複数校合同チームに関する規定に基づき、会長が承認した場合に限る。

(10) 転校後6ヶ月未満（水泳は1年）の者は参加を認めない。（外国人留学生もこれに準じる。）ただし、一家転住等やむを得ない場合は、会長の認可があればこの限りでない。

(11) 選手はあらかじめ健康診断を受け、また、在学する学校の校長の承認を必要とする。

(12) 参加資格の特例

ア 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと会長が認める生徒について、別途定める規程に従い大会参加を認める。

イ 上記(6)アのただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。

ウ 上記アの別途定める規程は、全国高校総体開催基準要項の「大会参加資格の別途に定める規程」に準ずる。

(13) 上記(1)から(12)の他、上位大会実施要項に準じ専門部で定める。

1.2 大会開催時期及び期間

(1) 春季大会は5月中旬までに、秋季大会は9月上旬から11月下旬の間に開催することを原則とする。

(2) 大会開催の日数は、2日を超えないことを原則とする。

(3) 競技規則及び参加校数等により大会開催日数が2日を超える場合は、理事会の承認を必要とする。

(4) 大会は、土曜日・日曜日を中心に開催することを原則とする。

1.3 大会開催会場

(1) 大会の会場は、参加校の施設とすることを原則とする。

(2) 参加校の施設を会場とする場合は、輪番制を原則とする。

(3) 県内の公営施設を借用する場合は、会長の承認を必要とする。

1.4 大会開催計画書の提出

(1) 当該専門部委員長（以下「委員長」という。）は、専門部地区代表委員（以下「地区代表委員」という。）と緊密な連絡調整を行い、部長の承認を得て本連盟に大会開催計画書を提出する。

(2) 大会開催計画書に記載する内容及び様式は、別に定める。

(3) 大会開催計画書は、大会開催年度前年の10月31日までに提出する。

(4) 大会の期日・会場・主管校・運営予算は、専門部委員長会議で審議し、理事会の決定後、代議員会の承認を得る。

(5) 代議員会の承認後、やむを得ず期日・会場・主管校を変更する場合は、会長の承認を必要とする。

1 5 大会役員

(1) 大会会長

大会会長は、副会長（大会開催地区）とする。

(2) 大会副会長

大会副会長は、部長とする。

(3) 大会顧問

大会顧問は、実情に応じ開催地市町村機関及び種目別競技団体の関係者に委嘱することができる。

(4) 大会参与

ア 大会参与は、参加校の校長とする。

イ 大会参与は、実情に応じ共催する機関及び種目別競技団体の関係者に委嘱することができる。

(5) 大会委員長

ア 大会委員長は、主管校長とする。

イ 主管校長が上級役員の場合は、同校教頭とする。（複数の教頭がいる場合は主管校長が指名した者）

(6) 大会副委員長

大会副委員長は、次の者とする。

ア 主管校教頭（大会委員長の場合は除く。）

イ 委員長

ウ 大会開催地区代表委員

(7) 大会委員

大会委員は、次の者とする。

ア 大会開催地区専門部委員

イ 主管校、会場校の体育主任及び担当責任者

ウ 実情に応じ、開催地市町村機関及び種目別競技団体の関係者に委嘱することができる。

1 6 競技役員

(1) 競技役員の構成は、専門部で定める。

(2) 競技役員には、必ず次の係を置く。

ア 救護係 イ 大会参加料係 ウ 補助役員係

(3) 競技役員は、参加校の教職員に委嘱することを原則とする。

(4) やむを得ず参加校教職員以外の者（以下「外部役員」という。）に委嘱する必要がある場合は、あらかじめ会長の承認を必要とする。

(5) 外部役員を委嘱する場合は、次の順で会場に近距離の者から委嘱することを原則とする。

ア 大会開催地区内の加盟校教職員に、校長及び本人の承諾を得て委嘱する。

イ 種目別競技団体関係者に、所属長及び本人の承諾を得て委嘱する。

- (6) 外部役員の旅費は、本連盟旅費支給内規により本連盟から支給する。
- (7) 救護係を加盟校の養護教諭に委嘱する場合は、予め校長及び本人の承諾を得る。旅費は、本連盟旅費支給内規により本連盟から支給する。
- (8) 救護係を加盟校以外の者に委嘱する場合は、会長の承認を必要とする。必要経費は本連盟で負担する。

1 7 外部役員の申請

- (1) 委員長は、主管校の要請により検討調整を行い、部長の承認を得て申請書を大会開催日の15日前までに、本連盟に提出する。
- (2) 申請書に記載する内容及び様式は、別に定める。
- (3) 本連盟は、申請書に基づいて検討し、結果を主管校に連絡するとともに旅費を主管校長に送金する。

1 8 補助役員

- (1) 補助役員は、参加校の部員に委嘱することを原則とする。
- (2) 補助役員は、会場に近距離の参加校から順次委嘱することを原則とする。

1 9 大会実施要項

- (1) 大会実施要項は、専門部で本大会開催基準要項に基づいて審議決定し、主管校が作成する。

- (2) 大会実施要項に記載する内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 主催 イ 共催 ウ 必要により後援 エ 主管 オ 主管校
カ 開催期日 キ 会場 ク 競技種目 ケ 日程 コ 競技規則
サ 競技方法 シ 引率・監督 ス 参加資格 セ 参加制限 ソ 申込方法
タ 参加料 チ 表彰 ツ 必要により宿泊 テ 諸会議
ト 連絡事項及び諸注意 ナ その他

- (3) 主管校は、大会案内状に大会実施要項及び大会参加申込書等を添付し、大会開催期日の20日前までに下記に送付する。

ア 本連盟事務局（2部）
イ 参加予定高等学校長

2 0 大会参加申込

- (1) 大会に参加する高等学校は、所定の様式により、定められた期限までに大会実施要項による申込先に申し込むものとする。
- (2) 申込みの詳細については、大会実施要項の記載に従う。
- (3) 申込期限は、地区代表委員を中心に連絡調整を行い、主管校で定める。
- (4) 申込期限を過ぎた場合は、参加できない。

2 1 大会参加料

- (1) 大会に参加する生徒は、参加料を納入する。
- (2) 参加料を徴収する生徒の基準及び金額は、別に定める。
- (3) 参加料は、大会実施要項により徴収する。
- (4) 参加料は、本連盟一般会計の収入とする。

2.2 式典

開会式及び閉会式等の式典に関することは、専門部で定める。

2.3 表彰

- (1) 団体戦及び個人戦ともに3位まで賞状を授与する。
- (2) 賞状は本連盟で作成する。

2.4 プログラム

- (1) プログラムは、競技種目別プログラムとする。
- (2) プログラムの表紙に記載する内容は、次のとおりとする。
ア 正式大会名 イ 開催期日 ウ 会場 エ 主催 オ 共催
カ 必要により後援 キ 主管 ク 主管校
- (3) プログラムに記載する内容は、次のとおりとする。
ア 大会役員 イ 競技役員 ウ 補助役員（高等学校名と人数）
エ 過去の成績 オ 競技日程 カ その他、専門部で定めたこと
- (4) プログラムに記載する高等学校名は、本連盟加盟校の略称校名とする。
- (5) プログラムは、商業広告を掲載しないこと及び無料で配布することを原則とする。
- (6) 専門部の実情により商業広告の掲載及び有料販売を行う場合は、会長の承認を必要とする。
- (7) プログラムの配布先及び配布部数は、専門部で定める。

2.5 大会の経費

- (1) 大会の準備及び運営に必要な経費は、下記ア、イでまかなうことを原則とする。
ア 本連盟大会予算
イ 当該大会関係機関及び種目別競技団体の補助金又は助成金
- (2) プログラムの広告及び販売による収入がある場合は、運営費に充てる。
- (3) 大会に使用する競技用具（ボール類等）は、参加校の持ち寄りを原則とする。
- (4) 上記の他、大会運営経費を参加校から徴収する必要がある場合は、会長の承認を必要とする。

2.6 宿泊

- (1) 大会関係者の宿泊に関することは、本連盟宿泊要項による。
- (2) 宿泊要項は、本連盟が新潟県旅館ホテル組合と協議したものについて専門部委員長会議で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得て定める。
- (3) 宿泊申込みは、本連盟が作成する宿泊要項及び宿泊申込書により、大会実施要項による申込期限までに開催地旅館組合に申し込む。

2.7 大会終了報告

主管校は、プログラム、大会成績3部及び大会終了報告書2部を、次の各期にまとめて部長に提出する。部長は内容を点検し本連盟に報告する。

- (1) 4月1日から6月30日の間に実施した事業は、7月31日までに報告する。
- (2) 7月1日から11月30日の間に実施した事業は、12月31日までに報告する。
- (3) 12月1日から年度末にかけて実施した事業は、2月末日までに報告する。

28 附 則

- (1) この開催基準要項でいう高等学校には、本連盟に加盟する中等教育学校後期課程を含む。
- (2) 大会に参加する生徒は、必ず引率責任者が引率し、参加生徒のすべての行動に対し責任を負うものとする。
- (3) 大会に参加する生徒の競技中の疾病及び傷害等の応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。また、医師の診療に係る費用は個人負担とする。
- (4) 本開催基準要項は、昭和61年4月1日から施行する。

平成17年4月10日 一部改正

平成27年4月 9日 一部改正

平成31年4月11日 一部改正

令和 6年4月11日 一部改正

新潟県高等学校総合体育大会開催基準要項

1 総 則

新潟県高等学校総合体育大会種目別大会（以下「大会」という。）を開催し、運営するためにこの開催基準要項を定める。

2 主 催

大会の主催は、新潟県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）とする。

3 共 催

大会の共催は、次のとおりとする。

- (1) 新潟県教育委員会
- (2) 公益財団法人新潟県スポーツ協会
- (3) 公益財団法人新潟県スポーツ協会加盟種目別競技団体(以下「県種目別競技団体」という。)
- (4) 開催地市町村教育委員会

4 後 援

大会には、本連盟当該種目専門部（以下「専門部」という。）の実情に応じ、会長の承認を得て後援する機関・団体を置くことができる。

5 主 管

- (1) 大会の主管は、専門部とする。
- (2) 大会の主管に県種目別競技団体を加えることができる。

6 主管高等学校

- (1) 大会に主管高等学校（以下「主管校」という。）を置く。
- (2) 主管校は、当該種目専門部長（以下「部長」という。）の推薦により、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- (3) 主管校は、当該大会に参加する高等学校（以下「参加校」という。）による輪番を原則とする。
- (4) 主管校長は、担当責任者を任命し、大会事務局を設置する。
- (5) 主管校を複数にする場合は、その内から会計事務担当主管校を定める。
- (6) 主管校の業務については、別に定める。

7 大会開催

- (1) 大会は、毎年開催する。
- (2) 大会は、夏季・冬季に分けて開催する。
- (3) 北信越高等学校体育大会（以下「北信越大会」という。）のある種目は、同大会の予選を兼ねて開催する。
- (4) 全国高等学校総合体育大会（以下「全国高校総体」という。）のある種目は、同大会の予選を兼ねて開催する。
- (5) 大会開催種目は、本連盟専門部種目とする。
- (6) 競技方法は学校対抗戦とし、別に個人戦をあわせて実施することができる。
- (7) 男子の部及び女子の部は、同一大会の開催を原則とする。
- (8) 参加校数等により男子の部及び女子の部を別大会とする場合は、専門部委員長会議

で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得る。

8 大会開催及び変更の申請

(1) 専門部が次のことを要望する場合は、大会実施要項案を添付した申請書を本連盟に提出する。

ア 新たに大会を開催する場合

イ 大会開催日数を変更する場合

ウ 大会実施要項（競技方法・参加資格・参加制限・表彰等）を変更する場合

エ 新たに上位大会の予選を兼ねて開催する場合

(2) 申請書は、大会開催年度前年の8月31日までに提出する。

(3) 本連盟は、提出された申請書を専門部委員長会議で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得る。

9 引率・監督

(1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、県高体連会長に事前に届け出る。

(2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ保険等）に必ず加入することを条件とする。

※但し、公立学校は、引率・監督がこの基準により限定された範囲内であれば、新潟県または新潟市の規程に従うことを原則とする。

10 大会参加資格

(1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校に在籍する生徒であること。

(2) 選手は、本連盟に加盟している高等学校に在籍する生徒であること。

(3) 選手は、各高等学校の教育計画に基づいて行う課外活動に位置づけられた運動部（当該種目）の部員（以下「部員」という。）であること。

(4) 上記（3）に該当しない生徒を選手として参加させる場合は、会長の承認を必要とする。

(5) 選手は、平成19年4月2日以降に生まれた者とする。ただし、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。（「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。）大会参加を満たし、日程等が重ならない場合は複数競技への参加を認める。

(6) ア チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。

イ 特例として、全日制課程が定時制課程に改組された場合は、改組後2年間に限り、混成を認める。

(7) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。

(8) 部員不足等に伴う複数校合同チームによる大会参加を認める。ただし、当該種目専門部が定める複数校合同チームに関する規程に基づき、会長が承認した場合に限る。

- (9) 転校後6ヶ月未満(水泳は1年)の者は参加を認めない。(外国人留学生もこれに準じる。)ただし、一家転住等やむを得ない場合は、会長の認可があればこの限りでない。
- (10) 選手はあらかじめ健康診断を受け、また、在学する学校の校長の承認を必要とする。
- (11) 参加資格の特例
- ア 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと会長が認める生徒について、別途に定める規程に従い大会参加を認める。
- イ 上記(5)のただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。
- ウ 上記アの別途定める規程は、全国高校総体開催基準要項の「大会参加資格の別途に定める規程」に準ずる。
- (12) 上記(1)から(11)の他、上位大会実施要項に準じ専門部で定める。
- (13) ダンス大会の参加資格については、ダンス専門部で定める。
- 1.1 大会の開催時期及び期間
- (1) 大会開催の日数は、3日を超えないことを原則とする。
- (2) 参加校数等により3日を超える場合は、当該種目の新潟県高等学校地区体育大会を予選とする。
- (3) 競技規則等により大会開催日数が3日を超える場合は、理事会の承認を必要とする。
- (4) 大会は、6月の第1土曜日・日曜日を中心に開催することを原則とし、男子の部及び女子の部を別大会とする場合は、その一方を5月の最終土曜日・日曜日を中心に開催することを原則とする。
- (5) 次の種目は、上位大会の参加申込期限を参考に開催期日を決定する。
- ア 水泳大会 イ 全国高校総体ラグビーフットボール大会新潟県予選会
ウ 駅伝競走大会 エ スキー大会
- 1.2 大会開催会場
- 大会の会場は、本連盟加盟校の施設及び新潟県内の公営施設とする。公営施設を使用する場合は、会長の承認を必要とする。
- 1.3 大会開催計画書の提出
- (1) 当該種目専門部委員長(以下「委員長」という。)は、関係者と緊密な連絡調整を行い、部長の承認を得て本連盟に計画書を提出する。
- (2) 計画書に記載する内容及び様式は別に定める。
- (3) 計画書は、大会開催年度前年の8月31日までに提出する。
- (4) 大会の期日・会場・主管校・運営予算は、専門部委員長会議で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得る。
- (5) 代議員会承認後やむを得ず期日・会場・主管校を変更する場合は、会長の承認を必要とする。
- 1.4 大会役員
- (1) 大会役員は、新潟県高等学校総合体育大会大会役員基準表による。
- (2) 上記大会役員基準表は、別に定める。

1 5 競技役員

- (1) 競技役員の構成は、専門部で定める。
- (2) 競技役員には、必ず次の係を置く。
ア 救護係 イ 大会参加料係 ウ 補助役員係
- (3) 競技役員は、参加校の教職員に委嘱することを原則とする。
- (4) やむを得ず参加校教職員以外の者（以下「外部役員」という。）に委嘱する必要がある場合は、あらかじめ会長の承認を必要とする。
- (5) 外部役員を委嘱する場合は、次の順で会場に近距離の者から委嘱することを原則とする。
ア 加盟校の教職員に、校長及び本人の承諾を得て委嘱する。
イ 種目別競技団体関係者に、所属長及び本人の承諾を得て委嘱する。
- (6) 外部役員の旅費は、本連盟旅費支給内規により本連盟から支給する。
- (7) 救護係を加盟校の養護教諭に委嘱する場合は、校長及び本人の承諾を得る。旅費は本連盟旅費支給内規により本連盟から支給する。
- (8) 救護係を加盟校以外の者に委嘱する場合は、会長の承認を必要とする。必要経費は、本連盟で負担する。

1 6 外部役員の申請

- (1) 委員長は、主管校の要請により検討調整を行い、部長の承認を得て申請書を大会開催期日の15日前までに本連盟に提出する。
- (2) 申請書に記載する内容及び様式は、別に定める。
- (3) 本連盟は、申請書に基づいて検討し、結果を主管校に連絡するとともに旅費を主管校長に送金する。

1 7 補助役員

- (1) 補助役員は、参加校の部員に委嘱することを原則とする。
- (2) 補助役員は、会場に近距離の参加校から順次委嘱することを原則とする。

1 8 大会実施要項

- (1) 大会実施要項は、専門部で本開催基準要項により審議決定し、主管校が作成する。
- (2) 大会実施要項に記載する内容は、おおむね次のとおりとする。
ア 主催 イ 共催 ウ 必要により後援 エ 主管 オ 主管校
カ 開催期日 キ 会場 ク 日程 ケ 競技種目 コ 競技規則
サ 競技方法 シ 引率・監督 ス 参加資格 セ 参加制限 ソ 申込方法
タ 参加料 チ 表彰 ツ 宿泊 テ 北信越大会及び全国高校総体参加資格
ト 諸会議 ナ 連絡事項及び諸注意 ニ その他専門部で必要な事項
- (3) 主管校は、大会案内状に大会実施要項及び大会参加申込書等を添付し、大会開催期日の20日前までに下記に送付する。
ア 本連盟事務局（2部）
イ 参加予定高等学校長

1 9 大会参加申込

- (1) 大会に参加する高等学校は、所定の様式により定められた期限までに、大会実施要項による申込先に申し込むものとする。
- (2) 申込みの詳細については、大会実施要項の記載に従う。
- (3) 申込期限は、専門部で定める。
- (4) 申込期限を過ぎた場合は、参加できない。

2 0 大会参加料

- (1) 大会に参加する生徒は、参加料を納入する。
- (2) 参加料を徴収する生徒の基準及び額は別に定める。
- (3) 参加料は、大会実施要項により徴収する。
- (4) 参加料は、本連盟一般会計の収入とする。

2 1 大会の式典

開会式及び閉会式等の式典に関することは、専門部で定める。

2 2 表彰

- (1) 学校対抗戦で男子の部及び女子の部に優勝した高等学校には、本連盟から優勝旗を授与する。
- (2) 優勝旗は、次期大会で返還する。
- (3) 団体戦入賞校及び個人戦入賞者には会長が賞状を授与する。
- (4) 賞状授与対象の数は、本連盟主催大会賞状授与基準による。
- (5) 上記基準は、別に定める。
- (6) 上記の他、関係機関及び団体からカップ・トロフィー・メダル等を授与する場合は、会長の承認を必要とする。
- (7) 賞状は、本連盟で作成する。

2 3 プログラム

- (1) プログラムは、競技種目別プログラムとする。
- (2) プログラムの表紙に記載する内容は、次のとおりとする。
ア 正式大会名 イ 開催期日 ウ 会場 エ 主催 オ 共催
カ 必要により後援 キ 主管 ク 主管校
- (3) プログラムに記載する内容は、次のとおりとする。
ア 大会役員 イ 競技役員 ウ 補助役員（高等学校名と人数）
エ 過去の成績 オ 競技日程 カ その他、専門部で定めたこと
- (4) プログラムに記載する高等学校名は、本連盟加盟校の略称校名とする。
- (5) プログラムは、商業広告を掲載しないこと及び無料で配付することを原則とする。
- (6) 専門部の実情により商業広告の掲載及び有料販売を行う場合は、会長の承認を必要とする。
- (7) プログラムの配布先及び部数は、専門部で定める。

2 4 大会の経費

- (1) 大会の準備及び運営に必要な経費は、下記ア、イでまかなうことを原則とする。

ア 本連盟大会予算

イ 当該大会関係機関及び種目別競技団体の補助金又は助成金

(2) プログラムの広告及び販売による収入がある場合は、運営費に充てる。

(3) 上記の他、大会運営経費を参加校から徴収する必要がある場合は、会長の承認を必要とする。

25 宿泊

(1) 大会関係者の宿泊に関することは、本連盟宿泊要項による。

(2) 宿泊要項は、本連盟が新潟県旅館ホテル組合と協議したものについて専門部委員長会議で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得て定める。

(3) 宿泊申込みは、本連盟が作成する宿泊要項及び宿泊申込書により、大会実施要項による申込期限までに開催地旅館組合に申し込む。

26 大会終了報告

主管校は、プログラム、大会成績3部及び大会終了報告書2部を、次の各期にまとめて部長に提出する。部長は内容を点検し本連盟に報告する。

(1) 4月1日から6月30日の間に実施した事業は、7月31日までに報告する。

(2) 7月1日から11月30日の間に実施した事業は、12月31日までに報告する。

(3) 12月1日から年度末にかけて実施した事業は、2月末日までに報告する。

27 附 則

(1) この開催基準要項でいう高等学校には、本連盟に加盟する中等教育学校後期課程を含む。

(2) 大会に参加する生徒は必ず引率責任者が引率し、参加生徒のすべての行動に対し責任を負うものとする。

(3) 大会に参加する生徒の競技中の疾病及び傷害等の応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。また、医師の診療に係る費用は個人負担とする。

(4) 本開催基準要項は、昭和61年4月1日から施行する。

平成17年4月10日 一部改正

平成22年4月8日 一部改正

平成27年4月9日 一部改正

平成31年4月11日 一部改正

令和6年4月11日 一部改正

新潟県高等学校体育連盟専門部講習会開催基準要項

1 総 則

新潟県高等学校体育連盟種目別専門部講習会（以下「講習会」という。）を開催し、運営するためにこの開催基準要項を定める。

2 主 催

講習会の主催は、新潟県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）とする。

3 共 催

次の機関及び団体を共催とすることができる。

- (1) 公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）
- (2) 県スポーツ協会加盟種目別競技団体
- (3) 講習会開催地市町村教育委員会
- (4) 新潟県中学校体育連盟（以下「県中体連」という。）

ただし、次の場合に限る。

- ア 県中体連に当該専門部が設置されていること。
- イ 県中体連会長の承認を得ていること。

4 後 援

講習会には、本連盟当該種目専門部（以下「専門部」という。）の実情により、会長の承認を得て後援する機関・団体を置くことができる。

5 主 管

講習会の主管は専門部とする。また、県中体連が共催する場合は、県中体連当該種目専門部を加えることができる。

6 講習会開催

- (1) 講習会は、専門部の計画により、毎年開催する。
- (2) 講習会は、県下全域を対象として開催することを原則とする。ただし、専門部の実情により、会長の承認を得て地区単位で開催することができる。
- (3) 講習会は、毎年度内1回とする。
- (4) 地区単位で開催する場合は、同地区年度内1回とする。

7 開催計画書の提出

- (1) 専門部委員長（以下「委員長」という。）は、関係者と連絡調整を行い、専門部長（以下「部長」という。）の承認を得て、本連盟に講習会開催計画書を提出する。
- (2) 計画書に記載する内容及び様式は別に定める。
- (3) 計画書は、講習会開催年度前年の10月31日までに提出する。
- (4) 本連盟は、計画書に基づいて専門部委員長会議で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得る。

8 講習会の内容

講習会の内容は、次のとおりとする。

- ア 審判講習会 イ 指導者講習会 ウ 技術講習会

9 講習会参加対象者

(1) 審判講習会及び指導者講習会の参加対象者は次のとおりとする。

ア 本連盟加盟校に所属する教職員

イ 県中体連と共催する場合は、県中体連加盟校に所属する教職員を加えることができる。

(2) 技術講習会の参加対象者に、上記(1)の他、生徒を加えることができる。

(3) 技術講習会で生徒を参加対象者とする場合は、次のとおりとする。

ア 本連盟加盟校に在籍する生徒であること。

イ 在籍する加盟校が設置する当該運動部の部員であること

ウ 専門部及び参加高等学校から選抜された生徒であること。

エ 選抜基準及び参加人数は専門部で定める。

オ 生徒が参加する場合は、在学する学校の校長の承認を得なければならない。

カ 県中体連と共催して開催する技術講習会で、中学生を参加対象者とする場合は、参加資格等の詳細は県中体連で定める。

10 講習会開催期間

(1) 講習会は、長期休業中又は土曜日・日曜日に開催することを原則とする。

(2) 講習会の開催日数は、次のとおりとする。

ア 審判講習会及び指導者講習会は、2日以内とする。

イ 技術講習会は、3日以内とする。

11 講習会会場

(1) 講習会の会場は、新潟県内とする。

(2) 講習会の会場は、本連盟加盟校の施設又は県内の公営施設とすることを原則とする。

12 講習会講師

(1) 講習会の講師は、専門部で決定する。

(2) 講師の旅費等は、次のとおりとする。

ア 本連盟加盟校の教職員には、本連盟旅費支給内規により講習会運営費から支給する。

イ 本連盟加盟校以外の者には、その必要経費を講習会運営費で負担する。

13 講習会実施要項

(1) 講習会実施要項は、本講習会開催基準要項に基づき、専門部で作成する。

(2) 講習会案内状及び講習会実施要項(参加申込書を含む。)の送付は、次のとおりとする。

ア 本連盟への送付部数は2部とする。

イ 参加対象校の校長に、開催期日の20日前までに送付する。

ウ 県中体連・関係機関・関係団体への送付は、専門部で定める。

(3) 講習会実施要項に記載する内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 主催 イ 共催 ウ 必要により後援 エ 主管 オ 開催期日
カ 会場 キ 日程 ク 講習会内容 ケ 講師紹介 コ 参加対象者
サ 必要により参加料 シ 参加申込方法 ス 連絡先及び責任者
セ 連絡事項 ソ その他必要事項

1.4 参加申込み

- (1) 講習会に参加する高等学校は、所定の様式により定められた期限までに、講習会実施要項による申込先に申し込むものとする。
- (2) 参加申込書の様式及び申込期限は専門部で定める。ただし、参加申込書には校長名及び参加承認印の欄を設けるものとする。

1.5 講習会参加料

- (1) 本連盟加盟校関係者からは参加料を徴収しないことを原則とする。
- (2) やむを得ず参加料を徴収する必要がある場合は、会長の承認を必要とする。
- (3) 参加料を徴収する場合は、次のとおりとする。
 - ア 参加料は、1人1,000円以内とする。(資料代も含む。)
 - イ 金額及び徴収方法等の詳細は、専門部で定める。
 - ウ 参加料は、講習会の運営経費に充てる。
 - エ 本連盟加盟校以外(中体連も含む。)の参加者に対する参加料等の詳細は、関係団体と協議し、専門部で定める。

1.6 講習会の経費

講習会の準備及び運営のための経費は、次によりまかなう。

- (1) 本連盟講習会予算(1専門部年間100,000円以内とする。)
- (2) 関係機関及び団体からの補助金又は助成金
- (3) 必要により参加料

1.7 宿泊

- (1) 講習会参加者の宿泊に関することは、本連盟宿泊要項によることを原則とする。
- (2) 生徒の参加する技術講習会で宿泊を要する場合は、上記(1)の他、次のとおりとする。
 - ア 参加生徒の健康面への配慮及び教育的・経済的な配慮を十分行う。
 - イ 宿泊料金は、本連盟宿泊要項による宿泊料金を超えないこととする。
 - ウ 生徒の宿泊に関する詳細は、専門部で定める。

1.8 講習会終了報告

- (1) 委員長は、次の各期に、講習会資料及び参加者名簿を添付した講習会終了報告書を、部長の承認を得て、本連盟に提出する。
 - ア 4月1日から6月30日の間に実施した事業は、7月31日までに報告する。
 - イ 7月1日から11月30日の間に実施した事業は、12月31日までに報告する。
 - ウ 12月1日から年度末にかけて実施した事業は、2月末日までに報告する。
- (2) 講習会終了報告書に記載する内容及び様式は、別に定める。

1.9 附則

- (1) 講習会に参加する生徒は、必ず引率責任者が引率し、参加生徒のすべての行動に対し責任を負うものとする。
- (2) 実技を伴う講習会に参加する生徒の実技講習中の疾病及び傷害等の応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。また、医師の治療に係る費用は個人負担とする。
- (3) 実技を伴う講習会には、救護係を置く。

(4) 救護係については、次のとおりとする。

ア 救護係を加盟校の養護教諭に委嘱する場合は、事前に校長及び本人の承諾を得る。

旅費は、本連盟旅費支給内規により講習会運営経費から支給する。

イ 救護係を加盟校以外の者に委嘱する場合は、その必要経費を講習会運営費で負担する。

(5) 実技を伴う講習会を開催する際は、医療機関に対して協力依頼を行い、参加者の疾病及び傷害等の対処に万全を期す。

(6) 本講習会開催基準要項は、昭和61年4月1日から施行する。

平成15年4月10日 一部改正

平成27年4月9日 一部改正

令和6年4月11日 一部改正

新潟県高等学校体育連盟主催大会参加料徴収要項

1 大会参加料を徴収する大会

- (1) 新潟県高等学校春季地区体育大会
- (2) 新潟県高等学校秋季地区体育大会
- (3) 新潟県高等学校総合体育大会（ただし、駅伝競走大会は除く）

2 大会参加料

- (1) 上記の大会に参加する生徒は、参加料を納入しなければならない。
- (2) 大会参加料は、本連盟一般会計の収入とする。

3 大会参加料の額

- (1) 大会参加料の額は、1人1,000円とする。（※令和7年度現在）
（※但し佐渡地区の加盟校は地区大会に関して据え置きとする）
- (2) 大会参加料の額を変更する場合は、本連盟理事会で審議決定し、代議員会の承認を得なければならない。

4 大会参加料を徴収する範囲

- (1) 大会参加料を徴収する範囲は、各大会実施要項に定める参加者（生徒）とする。
ア 選手 イ 補員 ウ マネージャー など
- (2) 大会参加申込書に記載のない者であっても、大会参加を追加承認された場合には参加料を徴収する。

5 大会参加料徴収方法

- (1) 競技役員に大会参加料係を置く。
- (2) 大会実施要項に大会参加料の額及び徴収方法を記載する。
- (3) 参加校は、上記大会実施要項により大会参加料を納入する。

6 大会参加料係の任務

- (1) 本連盟から主管校に送付する「大会参加人数明細書」に、大会参加申込書に基づいて参加生徒数を記入し、参加料の受付簿とする。
- (2) 主管校長名又は専門部長名で受領書を作成する。
- (3) 上記受領書を作成する経費は、大会予算の科目（事務消耗品費）から支出する。
- (4) 大会実施要項に定められた徴収方法により、参加校から参加料を徴収する。
- (5) 参加料徴収後、直ちに大会参加人数明細書を本連盟に提出する。
- (6) 徴収した参加料は、本連盟から主管校に送付する「大会参加料振込用紙」を使用して本連盟に送金する。
- (7) 大会参加人数明細書の写し及び振込金受取書を添えて、主管校長に報告する。

新潟県高等学校総合体育大会大会役員編成基準表

大会役員	県関係	県スポーツ協会	種目別競技団体	開催市町村	県高体連
名誉顧問	知事				
名誉会長	教育長				
名誉副会長		(会長)			
			会長		
				教育長	
大会会長					会長
大会副会長					副会長
顧問	教育次長				
				市町村長	
		副会長			
				教育委員	
					顧問
					元理事長 元事務局長
参与	保健体育課長				
	高等学校教育課長				
					加盟高等学校長
		専務理事			
		常務理事			
			副会長		
				主管課長	
				会場管理責任者	
大会委員長					当該専門部長
大会副委員長					主管校長
委員					理事長
					事務局長
					各専門部委員長
	保健体育課 課長補佐				
	保健体育課 関係指導係長				
	保健体育課 関係指導主事				
			理事長		
				主管課長補佐	
				当該専門部委員	

*上記のほか、各専門部で定める。

令和8年度 新潟県高等学校体育連盟 加盟校一覧表

新潟地区	
通番	略称校名
1	新潟潟
2	新潟中央
3	新潟南
4	新潟江南
5	新潟西
6	新潟東
7	新潟北
8	碧
9	新潟工
10	新潟商
11	新潟向陽
12	白根
13	巻
14	巻総合
15	吉田
16	分水
17	万代
18	高志中
19	新潟明訓
20	北越
21	新潟青陵
22	新潟清心女子
23	敬和学園
24	新潟第一
25	東京学館新潟
26	日本文理

26校

下越地区	
通番	略称校名
27	新潟発田
28	新潟発田南
29	新潟発田農
30	新潟発田商
31	村上上
32	村上桜ヶ丘
33	村上中
34	中条
35	阿賀野
36	豊栄
37	新津
38	新津工
39	新津南
40	五泉
41	村松
42	阿賀黎明
43	新潟田中央
44	開志国際

18校

中越地区	
通番	略称校名
45	長岡
46	長岡大手
47	長岡向陵
48	長岡農
49	長岡工
50	長岡商
51	見附
52	正徳館
53	栃尾
54	三条
55	三条東
56	新潟県央工
57	三条商
58	燕中
59	加茂
60	加茂農林
61	小千谷
62	小千谷西
63	小出
64	国際情報
65	六日町
66	八海
67	塩沢商工
68	十日町
69	十日町総合
70	津南中
71	中越
72	帝京長岡
73	加茂暁星

29校

上越地区	
通番	略称校名
74	柏崎
75	柏崎常盤
76	柏崎総合
77	柏崎工
78	柏崎翔洋中等
79	高田
80	高田北城
81	高田農
82	上越総合技術
83	高田商
84	新井
85	直江津中
86	有恒
87	松代
88	糸魚川
89	糸魚川白嶺
90	海陽
91	上越
92	関根学園
93	新潟産大附

20校

佐渡地区	
通番	略称校名
94	佐渡
95	羽茂
96	佐渡中等
97	佐渡総合

4校

定時制・通信制	
通番	略称校名
1	新潟翠江
2	西新発田
3	荒川
4	長岡明德
5	堀之内
6	十日町
7	出雲崎
8	高田南城
9	明鏡
10	開志学園
11	新潟英智
12	佐渡相川

12校

全日制	97校
定通制	12校
加盟校合計	109校

新潟県高等学校体育連盟主催大会 主管高等学校業務要領

大会前の主な業務

1 大会開催内容等の確認

(1) 主管校は、開催年度の代議員会承認事項により、次のことについて確認する。

ア 開催期日

イ 会場及び借用用具

ウ 会場準備日程及び競技日程

エ 会場借用の事務手続き及び借用料（加盟校以外の施設を使用する場合）

(2) 主管校は、上記(1)の確認事項のうち、大会開催期日・会場・会場借用料等に変更がある場合又は代議員会当日未決定の場合は、早急に決定し、専門部委員長の承認を得て大会実施要項作成前に本連盟事務局に連絡し、会長の承認を得る。

2 共催、後援の申請

(1) 本連盟主催大会（春・秋季地区大会及び県高校総体）の共催団体への申請は次のとおりとする。

県教育委員会、県スポーツ協会、会場地市町村教育委員会、県競技団体への申請は本連盟事務局が行う。

(2) 種目別大会の実情により後援を申請する必要がある場合は、会長の承認を得て各専門部又は主管校が行う。

3 大会開催案内状の作成（様式1）

主管校は、大会開催案内状を作成する。

4 大会実施要項の作成（様式2）

主管校は、当該大会の開催基準要項及び専門部の申し合わせ事項により大会実施要項を作成する。

5 大会参加申込書の作成（様式3）

主管校は、当該大会の開催基準要項及び専門部の申し合わせ事項により大会参加申込書を作成する。

6 専門部の連絡事項作成（様式4）

専門部から関係高等学校に連絡事項がある場合は、大会実施要項と区別し、連絡事項の文書を作成する。

7 大会案内状の発送（メール送信も可）

（1）大会案内状には、次の書類を添付する。

ア 大会実施要項

イ 大会参加申込書

ウ 宿泊要項（本連盟が旅館組合と協議して作成したもの）

エ その他、必要に応じ専門部の連絡事項等

（2）大会案内状の送付先は次のとおりとする。

ア 参加予定加盟校の長及び加盟校以外の参加予定校

イ 当該種目専門部長及び委員長

ウ 共催及び後援機関・団体（新潟県教育委員会及び新潟県スポーツ協会には、本連盟事務局が送付する。）

エ 大会会場責任者（会場が加盟校の場合は、同校体育主任）

オ 上記の他、専門部の事情により必要な組織・機関等

（3）大会案内状は、大会開催期日の20日前までに送付する。

8 大会経費等の申請

（1）主管校は、大会案内状及び添付書類を2部添付した大会経費申請書を本連盟事務局に提出する。

（2）大会経費申請書は、本連盟の「大会経費申請書」を使用する。

（3）大会経費申請書は、大会開催期日の20日前までに提出する。

（4）本連盟事務局は、大会経費申請書に基づき、主管高等学校長に大会経費を送金するとともに、次の書類等を送付する。

ア 大会経費送金通知書兼賞状送付通知書

イ 大会予算明細書兼大会経費受領書

（受領書は、大会経費受領後、速やかに本連盟事務局に返送する。）

ウ 大会参加人数明細書

エ 大会参加料振込用紙

オ 大会経費・外部競技役員旅費返金振込用紙

カ 賞状

キ 県高校総体主管校には、優勝旗用リボン（男子・女子各1本）

ク 大会終了報告書（2部）

9 プログラムの広告掲載及び販売が必要な場合の申請

（1）プログラムの広告掲載及び販売が必要な場合は、本連盟会長に申請し、承認を得る。

（2）申請書は本連盟の「主催大会プログラム（広告掲載、販売）申請書」を使用する。

（3）申請書は、大会開催期日の20日前までに本連盟事務局に提出する。

10 共催及び後援機関・団体への補助金等の申請

（1）新潟県への申請は本連盟事務局が行う。

（2）開催地市町村及び県種目別競技団体に申請する場合は、主管校又は専門部が行う。

1 1 大会開催経費

(1) 大会の準備及び運営に必要な経費は、下記ア、イでまかなうことを原則とする。

ア 本連盟大会予算

イ 当該大会関係機関及び種目別競技団体の補助金又は助成金

(2) プログラムの広告及び販売による収入がある場合は、運営費に充てる。

(3) 地区体育大会では競技用具は、参加校の持ち寄りを原則とする。

(4) 上記の他、大会運営経費を参加校から徴収する必要がある場合は、会長の承認を必要とする。

1 2 外部競技役員申請

(1) 主管校は、当該大会の開催基準要項に則り、関係者との連絡調整を行ったうえで、外部競技役員委嘱申請書を専門部委員長に提出する。

(2) 申請書は、本連盟の「外部競技役員委嘱申請書」を使用する。

(3) 申請書は、大会開催期日の20日前までに専門部委員長に提出する。

【注意】

ア 本連盟主催大会の競技役員は、参加高等学校の教職員で編成するよう努める。

イ やむをえず、外部競技役員を委嘱する場合は、極力少人数とする。

ウ 次の種目大会は、救護係を除き外部競技役員を委嘱しない。

(本連盟申し合わせ事項)

(ア) ソフトテニス (イ) 卓球 (ウ) バドミントン (エ) テニス

1 3 組み合わせ抽選会議の開催

(1) 地区体育大会の組み合わせ抽選会議及び準備会議等は、主管校関係者及び地区代表委員、地区内委員等極力少人数で行う。

(2) 県高校総体の組み合わせ抽選会議及び準備会議等は、主管校関係者及び専門部委員等極力少人数で行う。

(3) 参加校全顧問を招集して開催することは避ける。

(4) 組み合わせ抽選作業及びプログラム編成作業等で多人数を必要とする場合は、会場に隣接する高等学校長の承認を得て同校顧問の協力を得る。

1 4 大会役員の編成及び委嘱状の発送

(1) 大会役員の編成は、当該大会の開催基準要項に基づいて行う。

(2) 大会役員の委嘱は、次のとおりとする。

ア 本連盟関係役員の委嘱状は、必要としない。(本連盟申し合わせ事項)

イ 新潟県教育委員会・(公財)新潟県スポーツ協会・開催地市町村教育委員会の関係者には本連盟が委嘱する。

ウ 上記の他は、主管校が委嘱する。

1 5 競技役員の編成及び委嘱（様式 5、6）

- (1) 競技役員の編成は、当該大会の開催基準要項に基づいて行う。
- (2) 競技役員の委嘱は、次のとおりとする。
 - ア 競技役員の所属する高等学校長又は所属長に、派遣依頼状を送付し承認を得る。
 - イ 競技役員には、委嘱状を送付して承認を得る。

1 6 補助役員の編成及び委嘱（様式 7）

- (1) 地区体育大会・県高校総体の補助役員の編成は、当該大会の開催基準要項に基づいて行う。
- (2) 補助役員生徒は、在籍する高等学校長に補助役員派遣依頼状を送付し承認を得る。

1 7 プログラムの作成

- (1) プログラムは、当該大会の開催基準要項に基づいて主管校が作成する。
- (2) プログラムに共通して記載する内容は、次のとおりとする。
 - ア 大会役員
 - イ 競技役員（救護係・大会参加料係・補助役員係の氏名及び所属名も記載する。）
 - ウ 補助役員（高等学校名と人数を記載する。）
 - エ プログラムに記載する高等学校名は、加盟校略称校名とする。
 - オ プログラムの表紙は、様式 8 又は様式 9 を参考に作成する。

1 8 医療機関への協力依頼

- (1) 大会参加者の大会開催期間中における疾病及び傷害等に対処できるよう、会場に近い医療機関に対し大会名・期日・会場等を連絡し、協力を依頼する。
- (2) 特に土曜日・日曜日・祭日に開催する大会は、救急病院等を確認し、協力を依頼する。
- (3) 参加校の引率責任者に対して、医療機関を明示する。

1 9 競技会場の準備等

- (1) 加盟校の施設を会場とする場合は、同校の体育授業及び部活動等に支障の少ない時間を選んで準備を行う。
- (2) 競技規則等により公式練習が必要な種目大会を除き、加盟校の施設を前日の練習会場として使用しない。

2 0 大会経費の執行

- (1) 大会経費の執行は、次のとおりとする。
 - ア 大会経費は各費目予算に基づいて執行するものとするが、やむをえない事情のある場合は、20%以内で費目変更を認める。（会場借損料及び運搬費は除く。）
 - イ 全ての支出に対し、領収書を必要とする。
 - ウ 大会経費で残金が出た場合は、本連盟に返金する。

(2) 大会経費の費目内容は、次のとおりとする。

ア 消耗品費；競技会場関係（石灰・ラインテープ等）

競技用具関係（ボール類等）〔地区体育大会は、参加高等学校の持ち寄りを原則とする〕

イ 事務消耗品費；筆記用具類 各種用紙 セロテープ類等

ウ 印刷製本費；プログラム 大会実施要項 参加申込書 その他印刷物

エ 通信費；郵送料 電話料

オ 会議費；お茶及び茶菓子代

カ 運搬費；競技用具等の運搬経費

キ 借損料；競技用具等の借用料 施設等の借用料

※ 会場借用料が大会予算では不足する場合は、事前に確認し、大会経費申請書に記載する。不足額は、本連盟事務局から主管高等学校長に送金する。

2.1 大会参加料の事務処理

(1) 主管校は、本連盟事務局から送付する大会参加人数明細書及び大会参加料振込用紙を大会参加料係に渡す。

(2) 大会参加料係の任務は、次のとおりとする。

ア 本連盟の定める主催大会参加料徴収基準に基づいて、大会参加申込書による人数を大会参加人数明細書に記入し、受付簿を作成する。

イ 主管高等学校長又は専門部長名による大会参加料受領書を作成する。

ウ 大会実施要項で定められた参加料納入方法により参加料を徴収する。

エ 参加料徴収後、速やかに大会参加人数明細書を本連盟事務局に提出するとともに大会参加料振込用紙で本連盟に参加料を送金する。

オ 大会参加人数明細書の写し及び振込金受取書を主管高等学校長に提出し、本連盟事務局への参加料の納入を報告する。

※振込金受取書が、本連盟の受領書の代わりとなるので、大切に保管する。

大会終了後の主な業務

1 大会終了礼状及び成績等の報告

(1) 主管校は、大会終了の礼状を作成する。(様式10)

(2) 大会終了礼状及び成績等の送付先は、次のとおりとする。

ア 参加高等学校長

イ 開催地市町村教育委員会

ウ その他、関係機関及び団体等

※ 新潟県教育委員会及び新潟県スポーツ協会には本連盟事務局が送付する。

2 大会終了報告書の提出

(1) 主管校は、大会終了報告書2部にプログラム3部及び成績3部を添付し、次の各期にまとめて部長に提出する。部長は、内容を点検し本連盟に報告する。

① 4月1日から6月30日の間に実施した事業は、7月31日までに報告する。

② 7月1日から11月30日の間に実施した事業は、12月31日までに報告する。

③ 12月1日から年度末にかけて実施した事業は、2月末日までに報告する。

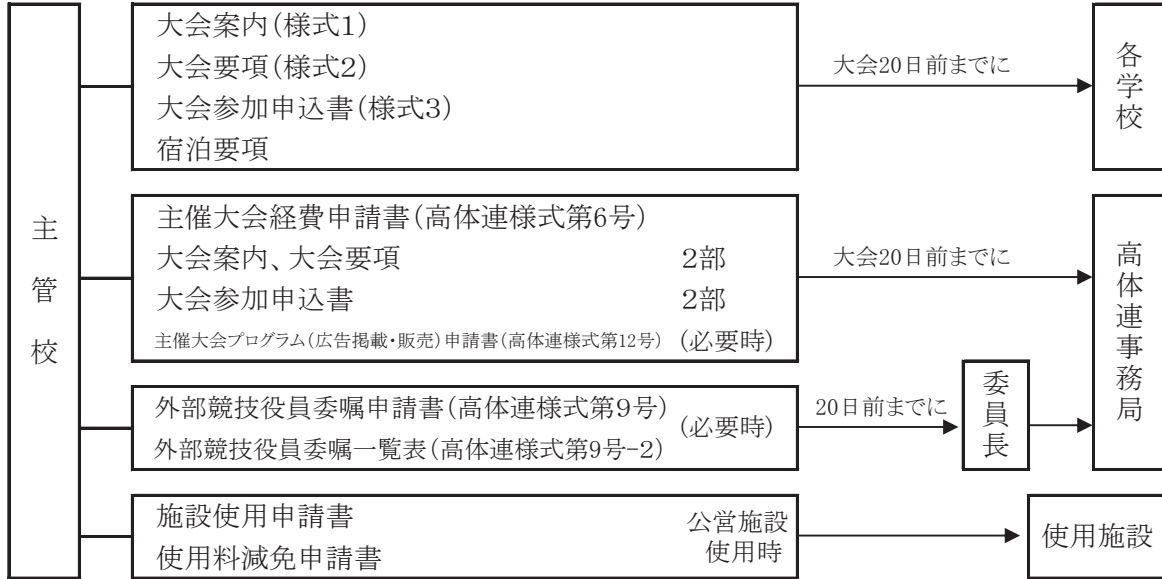
(2) 大会終了報告書の1部に大会経費全ての領収書を添付する。

(3) 報告書は、本連盟の「大会終了報告書」を使用する。

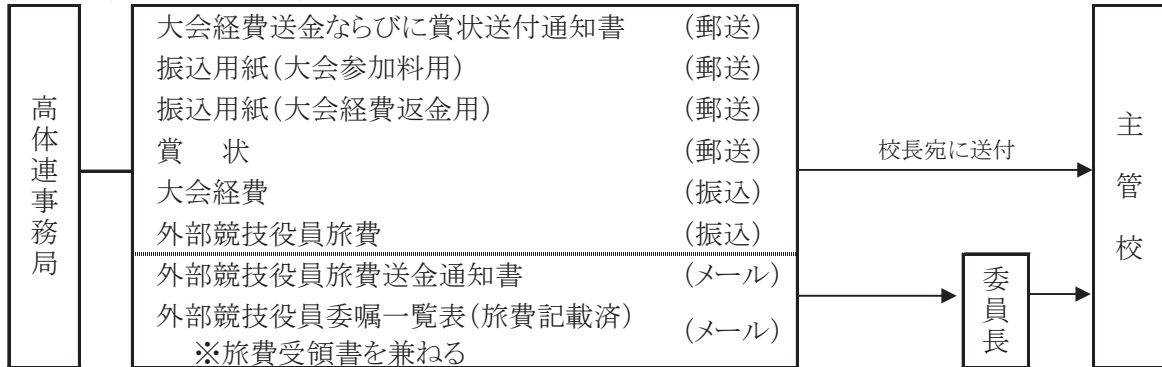
(4) 大会終了報告書は、部長の決裁後、1部は保管し、受領書を添付した大会終了報告書及びプログラム・成績各2部を本連盟事務局に送付する。

主管校業務フローチャート

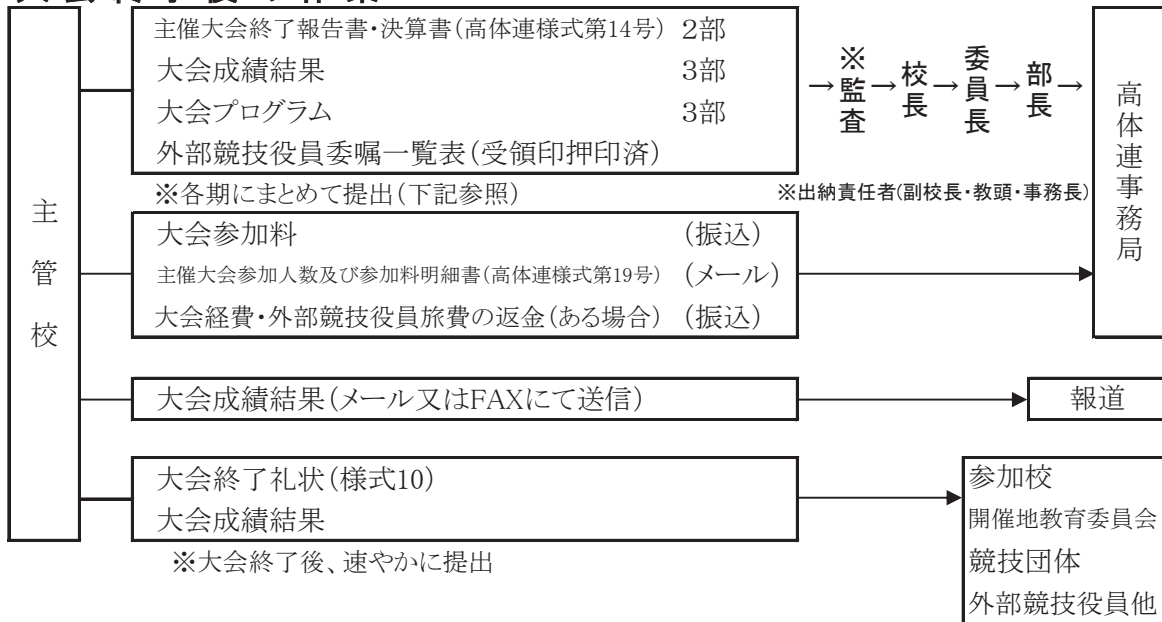
大会前の作業



大会開催関係書類受領後の高体連事務局から発送するもの



大会終了後の作業



※ 主管校は、大会終了報告書等を専門部へ提出する。専門部は、次の各期にまとめて高体連事務局に提出する。

- (1) 4月1日から6月30日の間に実施した事業は、7月31日までに報告する。
- (2) 7月1日から11月30日の間に実施した事業は、12月31日までに報告する。
- (3) 12月1日から年度末にかけて実施した事業は、2月末日までに報告する。

※ 各種様式は県高体連ホームページよりダウンロードをお願いします。

様式1 主催大会開催案内状

令和 年 月 日

高等学校長 様

開催地区の副会長

新潟県高等学校体育連盟副会長

氏 名

新潟県高等学校体育連盟〇〇〇専門部長

氏 名

主管校 〇〇〇高等学校長

氏 名

令和〇〇年度新潟県高等学校〇季地区体育大会
〇〇地区〇〇〇大会の開催について（案内）

標記大会を別紙大会実施要項により開催しますので、貴校生徒及び関係職員の参加について御配慮くださるようお願いいたします。

記

< 同封書類 >

- | | |
|---------------|-----|
| 1 大会実施要項 | 〇 部 |
| 2 大会参加申込書 | 〇 部 |
| 3 宿泊要項及び宿泊申込書 | 〇 部 |

・
・
・

※ 県高校総体の場合

1 発信者の筆頭を「新潟県高等学校体育連盟会長」とする。

2 表題を

「第〇〇回新潟県高等学校総合体育大会兼令和〇〇年度全国高等学校
総合体育大会新潟県予選会〇〇〇大会の開催について（案内）」

とする。

様式2 地区体育大会実施要項

令和〇〇年度新潟県高等学校〇季地区体育大会
〇〇地区〇〇〇大会実施要項

- 1 主催 新潟県高等学校体育連盟
- 2 共催 新潟県教育委員会・県種目別競技団体・（開催市町村教育委員会）
- 3 主管 新潟県高等学校体育連盟〇〇〇専門部
- 4 主管校 〇〇〇高等学校
- 5 期日 令和〇年〇月〇日（曜日）～ 令和〇年〇月〇日（曜日）
開会式 〇月〇日（曜日） 〇〇時〇〇分
- 6 会場 ※加盟校の施設の場合；会場となる学校名を全て記載する。
※加盟校以外の施設の場合；正式名・住所・電話番号を記載する。
- 7 競技日程 第1日目 競技開始時間〇時〇分・競技終了時間〇時〇分
第2日目 競技開始時間〇時〇分・競技終了時間〇時〇分
- 8 競技種目
- 9 競技規則
- 10 競技方法
(1) 学校対抗 (2) 順位の決定方法 (3) 種目の得点 (4) 試合時間
(5) 試合方法（トナメント戦方式・リーグ戦方式） (6) その他専門部で定めた事項
- 11 参加資格
※当該大会開催基準要項の「大会参加資格」を参考に記載する。
- 12 参加制限
※参加チーム数（各高等学校1チームとする。）
※個人戦（シングルス・ダブルス・各種目・各階級等）の各高等学校参加組数及び参加人数。
※チームの編成（監督・コーチ・マネージャー・選手数・補員数）
チームの編成は全国高校総体各大会実施要項に準じて記載する。
※加盟校の分校及び定通生徒の参加については、各専門部で定める。
※その他各専門部で定めた参加制限を記載する。
- 13 参加申込方法
参加申込は、所定の参加申込用紙に記入し、期限までに申込先に送付すること。
申込期限が過ぎた学校は参加できない。
(1) 申込先 〒〇〇〇-〇〇 住 所
〇〇〇高等学校内
令和〇〇年度新潟県高等学校〇季地区体育大会
〇〇地区〇〇〇大会事務局
担当責任者〇〇〇〇
TEL () - () - ()
(2) 申込期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日（曜日） 必着

14 大会参加料

※大会に参加する生徒は、参加料を納入する。

※参加料を徴収する生徒の範囲

大会実施要項に定めた参加生徒（選手・補員・マネージャー）

※参加料の額1人〇〇円。

※参加料徴収方法（参加料係氏名も必ず記載する。）

【注意】 この項には、参加料以外は記載しない。

15 表彰

団体戦、個人戦ともに3位まで新潟県高等学校体育連盟から賞状を授与する。

16 宿泊

(1) 参加生徒及び大会関係者の宿泊は、新潟県高等学校体育連盟宿泊要項による。

(2) 宿泊申込は、所定の宿泊申込用紙に記入し、宿泊予納金を添えて申込先に送付すること。

ア 申込先 〒〇〇〇-〇〇 住 所

担当責任者〇〇〇〇

TEL () - () - ()

イ 申込期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日（曜日） 必着

17 上位大会出場資格

※上位大会の予選を兼ねて開催する場合は、次のことを記載する。

ア 兼ねて開催する大会名

イ 参加資格を与える基準（参加チーム数・個人戦参加人数）

18 諸会議

(1) 抽選会 → 派遣依頼文を作成し必ず実施要項に添付する。

期 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日（曜日）〇時〇分から 〇時〇分まで

会 場 〇〇〇高等学校

出席対象者

(2) 監督会議

期 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日（曜日）〇時〇分から 〇時〇分まで

会 場 〇〇〇高等学校

19 連絡事項

(1) 参加する生徒は、必ず引率責任者が引率し、参加生徒の全ての行動に対して責任を負うものとする。【必ず記載する。】

(2) 参加生徒の競技中における疾病・傷害などの応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。また、医師の診療に係る費用は個人負担とする。【必ず記載する。】

(3) 参加高等学校の競技用具提出について

〔例＝参加校は、日本卓球連盟公認球（硬球）を〇個提出〕

(4) プログラムについて

※プログラムの配布基準を記載する。〔例＝参加校に1部〕

※有料で頒布する場合はその旨及び価格を記載する。

- (5) 補助役員の依頼について（専門部申し合わせ事項を記載）
- (6) 参加校教職員の競技役員依頼について（専門部申し合わせ事項を記載）
- (7) その他、専門部申し合わせ事項

県高校総体実施要項

第〇〇回新潟県高等学校総合体育大会兼
令和〇〇年度全国高等学校総合体育大会
新潟県予選会〇〇〇大会実施要項

- 1 主催 新潟県高等学校体育連盟
- 2 共催 新潟県教育委員会、財団法人新潟県スポーツ協会
開催地市町村教育委員会、当該県種目別競技団体
- 3 後援 ※必要な場合には、本連盟会長の承認を得て記載する。
- 4 主管 新潟県高等学校体育連盟〇〇〇専門部
- 5 主管校 〇〇〇高等学校
- 6 期日
- 7 会場
- 8 競技日程
- 9 競技種目 県総体開催基準要項及び
- 10 競技規則 地区体育大会実施要項を参考に記載する。
- 11 競技方法
- 12 参加資格
- 13 参加制限
- 14 申込方法
- 15 大会参加料
- 16 表彰
 - (1) 優勝した高等学校には、新潟県高等学校体育連盟が優勝旗を授与する。
 - (2) 団体戦、個人戦ともに〇位までの入賞者に大会会長が賞状を授与する。
 - (3) 優勝チーム出場選手に大会会長が賞状を授与する。
 - (4) 優勝旗は、次期大会で返還する。※上記の他、各専門部で定めたことを記載する。
- 17 宿泊
- 18 上位大会参加資格 県総体開催基準要項及び
- 19 諸会議 地区体育大会実施要項を参考に記載する。
- 20 連絡事項

様式 2-2 顧問会議（抽選会）派遣依頼状

令和 年 月 日

〇〇〇高等学校長 様
(所 属 長 様)

開催地区選出の副会長

新潟県高等学校体育連盟副会長

氏 名

新潟県高等学校体育連盟〇〇〇専門部長

氏 名

主管校 〇〇〇高等学校長

氏 名

令和〇〇年度新潟県高等学校〇季地区体育大会
〇〇地区〇〇〇大会顧問会議の開催について（依頼）

標記会議を下記により開催いたします。

つきましては、貴校職員_____様を派遣くださるようお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和〇〇年〇月〇日（曜日）～〇月〇日（曜日）
午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分まで
*開始時刻・終了時刻を明記する。
- 2 会 場 例：〇〇〇高等学校 会議室
- 3 内 容 (1)
(2)
(3)
- 4 その他 必要事項があれば記載

※ 県高校総体の場合

- 1 発信者の筆頭を「新潟県高等学校体育連盟会長」とする。
- 2 表題を
「第〇〇回新潟県高等学校総合体育大会兼令和〇〇年度全国高等学校総合体育大会新潟県予選会〇〇〇大会顧問会議の開催について（依頼）」
とする。

令和 年 月 日

様

開催地区選出の副会長

新潟県高等学校体育連盟副会長

氏 名

新潟県高等学校体育連盟〇〇〇専門部長

氏 名

主管校 〇〇〇高等学校長

氏 名

令和〇〇年度新潟県高等学校〇季地区体育大会
〇〇地区〇〇〇大会顧問会議の開催について（依頼）

標記会議を下記により開催いたしますので、御出席くださるようお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和〇〇年〇月〇日（曜日）～〇月〇日（曜日）
午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分まで
*開始時刻・終了時刻を明記する。
- 2 会 場 例：〇〇〇高等学校 会議室
- 3 内 容 (1)
(2)
(3)
- 4 その他 必要事項があれば記載

※ 県高校総体の場合

- 1 発信者の筆頭を「新潟県高等学校体育連盟会長」とする。
- 2 表題を
「第〇〇回新潟県高等学校総合体育大会兼令和〇〇年度全国高等学校総合体育大会新潟県予選会〇〇〇大会顧問会議の開催について（依頼）」
とする。

様式3 大会参加申込書

令和〇〇年度新潟県高等学校〇季地区体育大会
〇〇地区〇〇〇大会参加申込書

大会会長 様

学 校 名 高等学校
連 絡 先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 住 所
TEL () - () - ()

参 加 者 記 載 欄

※ 大会実施要項により、監督・コーチ・マネージャー・選手・補員等の
氏名・性別・職名・学年その他必要事項が記載できるように作成する。

競技役員		補助役員	
記載責任者	印	引率責任者	印

上記の者は、本校職員及び在学生徒であり、標記大会に参加することを認め、参加申込みをいたします。

令和 年 月 日

〇〇〇高等学校長 氏 名 印

様式4 専門部連絡事項

令和 年 月 日

高等学校長 様

新潟県高等学校体育連盟
〇〇〇専門部長 氏 名

新潟県高等学校体育連盟〇〇〇部〇〇〇について（連絡）

このことについて、下記により御連絡申し上げます。

記

- 1 県種目別競技団体（正式名を記載）からの連絡
 - （1）登録方法
 - （2）登録費及び登録費徴収方法
 - （3）その他
- 2 全国及び北信越高体連専門部からの連絡及び報告事項
- 3 専門部からの連絡及び報告事項
- 4 その他

様式5 競技役員委嘱及び派遣依頼状

令和 年 月 日

〇〇〇高等学校長 様
(所 属 長 様)

開催地区選出の副会長

新潟県高等学校体育連盟副会長

氏 名

新潟県高等学校体育連盟〇〇〇専門部長

氏 名

主管校 〇〇〇高等学校長

氏 名

令和〇〇年度新潟県高等学校〇季地区体育大会
〇〇地区〇〇〇大会競技役員の委嘱について（依頼）

標記大会を別紙大会実施要項により開催します。

については、競技の運営に万全を期すため、貴所属 様を競技役員に委嘱
したいので、御承諾のうえ、下記により派遣くださるようお願いいたします。

記

- 1 競技役員名
- 2 日 時 令和〇〇年〇月〇日（曜日）～〇月〇日（曜日）
午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分まで
*開始時刻・終了時刻を明記する。試合の勝敗により終了時刻が未定の場合
は、見込みの時間を明記する。
- 3 会 場 〇〇〇高等学校体育館
- 4 役員集合時間 〇月〇日（曜日） 〇時〇分
- 5 その他（外部競技役員の場合）旅費は新潟県高等学校体育連盟が支給します。

※ 県高校総体の場合

- 1 発信者の筆頭を「新潟県高等学校体育連盟会長」とする。
- 2 表題を
「第〇〇回新潟県高等学校総合体育大会兼令和〇〇年度全国高等学校総合
体育大会新潟県予選会〇〇〇大会競技役員の委嘱等について（依頼）」
とする。

様式6 競技役員委嘱状

令和 年 月 日

〇 〇 〇 〇 様

開催地区選出の副会長

新潟県高等学校体育連盟副会長

氏 名

新潟県高等学校体育連盟〇〇〇専門部長

氏 名

主管校 〇〇〇高等学校長

氏 名

令和〇〇年度新潟県高等学校〇季地区体育大会

〇〇地区〇〇〇大会競技役員の委嘱について（依頼）

標記大会を別紙大会実施要項により開催します。

ついては、下記のとおり競技役員に委嘱しますので、御多用のところ恐縮ですが、お引き受けのうえ、大会運営に御協力くださるようお願いいたします。

記

- 1 競技役員名
- 2 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（曜日）～〇〇月〇〇日（曜日）
午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分まで
*開始時刻・終了時刻を明記する。試合の勝敗により終了時刻が未定の場合は、見込みの時間を明記する。
- 3 役員集合場所
- 4 役員集合時間 〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
- 5 役員の服装
- 6 その他連絡事項
(外部競技役員の場合) 旅費を支給しますので、印鑑を持参してください。

※ 県高校総体の場合

- 1 発信者の筆頭を「新潟県高等学校体育連盟会長」とする。
- 2 表題を
「第〇〇回新潟県高等学校総合体育大会兼令和〇〇年度全国高等学校総合体育大会新潟県予選会〇〇〇大会競技役員の委嘱について（依頼）」とする。

様式7 補助役員派遣依頼状

令和 年 月 日

〇〇〇高等学校長 様

開催地区選出の副会長 新潟県高等学校体育連盟副会長
氏 名
新潟県高等学校体育連盟〇〇〇専門部長
氏 名
主管校 〇〇〇高等学校長
氏 名

令和〇〇年度新潟県高等学校〇季地区体育大会
〇〇地区〇〇〇大会補助役員の派遣について（依頼）

標記大会を別紙大会実施要項により開催します。

については、競技の運営に万全を期すため、貴校生徒を補助役員に委嘱したいので、御承諾のうえ、下記により派遣くださるようお願いします。

記

1 生徒名及び役員名

氏 名	学年	役員名	氏 名	学年	役員名

2 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（曜日）～〇〇月〇〇日（曜日）
午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分まで

3 会 場

4 集合時間 〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

5 その他

※ 県高校総体の場合

1 発信者の筆頭を「新潟県高等学校体育連盟会長」とする。

2 表題を

「第〇〇回新潟県高等学校総合体育大会兼令和〇〇年度全国高等学校総合体育大会新潟県予選会〇〇〇大会補助役員の派遣について（依頼）」

とする。

様式8 地区体育大会プログラム表紙

令和〇〇年度
新潟県高等学校〇季地区体育大会
〇〇地区〇〇〇〇大会

兼 〇〇〇〇大会〇〇地区予選会

[大会名は大きく、兼ねて開催する大会名は小さく記載する。]



中央に、県高体連マーク

期 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日（曜日） ～ 〇〇月〇〇日（曜日）
会 場 [会場は全て記載する。]
主 催 新潟県高等学校体育連盟
共 催 新潟県教育委員会 新潟県〇〇〇競技協会
主 管 新潟県高等学校体育連盟〇〇〇〇専門部
主管校 〇〇〇〇学校

[上記の他、専門部で定める機関・団体名を記載する。]



私たちは、「スポハラ」のないスポーツ界を目指します。

様式9 県高校総体プログラム表紙

第〇〇回新潟県高等学校総合体育大会 [大きく]
兼 令和〇〇年度全国高等学校総合体育大会新潟県予選会 [小さく]
〇〇〇〇大会 [大きく]

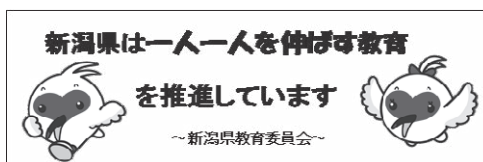
[大会名は大きく、兼ねて開催する大会名は小さく記載する。]



中央に、県高体連マーク

期 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日（曜日） ～ 〇〇月〇〇日（曜日）
会 場 [会場は全て記載する。]
主 催 新潟県高等学校体育連盟
共 催 新潟県教育委員会
公益財団法人新潟県スポーツ協会
開催地市町村教育委員会
新潟県〈種目別競技団体〉
後 援 必要により記載する。
主 管 新潟県高等学校体育連盟〇〇〇〇専門部
主管校 〇〇〇〇学校

[上記の他、専門部で定める機関・団体名を記載する。]



私たちは、「スポハラ」のないスポーツ界を目指します。

様式10 大会終了礼状

令和 年 月 日

〇 〇 〇 〇 様

開催地区選出の副会長

新潟県高等学校体育連盟副会長

氏 名

新潟県高等学校体育連盟〇〇〇専門部長

氏 名

主管校 〇〇〇高等学校長

氏 名

令和〇〇年度新潟県高等学校〇季地区体育大会

〇〇地区〇〇〇大会の終了について（御礼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

標記大会の開催につきましては、格別の御支援と御協力をいただき誠にありがとうございました。おかげさまで無事終了することができました。

ここに大会の成績結果をお送りし、御礼並びに終了報告とさせていただきます。

※ 大会の成績結果を添付する。

※ 県高校総体の場合

- 1 発信者の筆頭を「新潟県高等学校体育連盟会長」とする。
- 2 表題を

「第〇〇回新潟県高等学校総合体育大会兼令和〇〇年度全国高等学校総合体育大会新潟県予選会〇〇〇大会の終了について（御礼）」とする。

北信越高等学校体育連盟主催、共催大会
(新潟県開催種目)
開催基準要項

北信越高等学校体育大会

新潟県開催種目大会開催基準要項

1 総 則

- (1) 新潟県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）と、北信越高等学校体育連盟（以下「北信越高体連」という。）が主催する北信越高等学校体育大会新潟県開催種目大会（以下「大会」という。）に関し、この開催基準要項を定める。
- (2) この大会開催基準要項は、北信越高体連が定める北信越高等学校体育大会（以下「北信越大会」という。）開催基準要項に準じて定める。

2 主 催

大会の主催は、北信越高体連とし、必要に応じて本連盟を含めることができる。

3 共 催

大会の共催は、次のとおりとする。

- (1) 新潟県教育委員会
- (2) 公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）
- (3) 県スポーツ協会加盟種目別競技団体（以下「県種目別競技団体」という。）
- (4) 開催地市町村教育委員会

4 後 援

大会には、本連盟当該種目別専門部（以下「専門部」という。）の実情に応じ、会長の承認を得て後援する機関・団体を置くことができる。

5 主 管

- (1) 大会の主管は、本連盟及び本連盟当該専門部とする。
- (2) 大会の主管に県種目別競技団体を加えることができる。

6 大会の内容

- (1) 競技方法は学校対抗戦とし、別に個人戦をあわせて実施することができる。
- (2) 全国高等学校総合体育大会（以下「全国高校総体」という。）のブロック予選を必要とする種目は、予選を兼ねて開催する。
- (3) 各競技の参加チーム数及び選手数は、大会期間中に終了することを限度とし、大会開催要項の変更及びチーム数、選手数の変更については、北信越高体連理事会において決定する。
- (4) 男子の部及び女子の部は、同時開催とする。

7 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。但し、休学中・留学中の生徒は除く。
- (2) 選手は、北信越5県の各県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技実施要項により大会の参加資格を得た者に限る。
- (3) 選手は、平成19年4月2日以降に生まれた者とする。ただし、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。

- (4) チームの編成において、全日制課程、定時制課程、通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 複数校合同チームの大会参加は、北信越高等学校体育大会開催基準要項に準ずる。
- (6) 転校後の参加資格は、全国高校総体開催基準要項に準ずる。
- (7) 参加する選手は、あらかじめ健康診断を受け、また、在学する学校の校長及び所属高体連会長の承認を必要とする。
- (8) 参加資格の特例
 - ア 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を充たすと判断され、県高等学校体育連盟が推薦した生徒について、別途に定める規定に従い大会参加を認める。
 - イ 上記(3)のただし書きについては、学年の区別を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回までとする。
 - ウ 上記アの別途定める規定は、全国高校総体開催基準要項の「大会参加資格の別途に定める規定」に準ずる。
- (9) 上記(1)から(8)の他、北信越高体連種目別専門部で定める。

8 大会開催期間

- (1) 大会は原則として、6月第3土・日曜日開催とする。ただし、水泳競技及び駅伝競走は全国高校総体参加申し込等に支障のない期日に開催する。
- (2) 大会開催日数は、2日を超えないことを原則とする。2日を超える場合は、北信越高体連理事会の承認を必要とする。
- (3) 天候等の関係で上記期間内に実施不可能な場合は、本連盟と協議の上、変更することができる。

大会開催会場

大会開催会場は、本連盟加盟高等学校の施設及び県内の公営施設とする。

10 大会開催の決定

- (1) 大会は、北信越5県内において種目別に定められた順序の輪番で開催することを原則とする。
- (2) 大会の開催を予定する専門部は、大会開催年度前年の8月31日までに本連盟に次のことを報告する。
 - ア 開催地市町村名
 - イ 開催期日
 - ウ 会場
- (3) 大会の開催は、開催年度前年の9月上旬に開催する北信越高体連理事会で決定する。
- (4) 北信越高体連理事会承認後、やむを得ず期日又は会場を変更する場合は、参加県高体連専門部の了承を得て本連盟に連絡し、会長の承認を得る。

11 引率・監督

- (1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」(学校教育法施行規則第78条の2に示された者)も可とする。
- (2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入することを条件とする。
但し、各県における規定があり、引率・監督者がこの基準により限定された範囲内で

あればその規程に従うことを原則とする。

1.2 大会開催計画書及び大会実施要項案の提出

- (1) 専門部は、大会運営等について関係機関及び団体と緊密に連絡調整を行い、本連盟に計画書及び実施要項案を提出する。
- (2) 計画書に記載する内容及び様式は、別に定める。
- (3) 計画書及び大会実施要項案は、大会開催年度前年の8月31日までに提出する。
- (4) 本連盟は、上記計画書に基づいて検討し、本連盟理事会の承認を得る。

1.3 大会役員

- (1) 大会役員は、北信越高等学校体育大会新潟県開催種目大会役員編成基準表のとおりとする。
- (2) 上記大会役員編成基準表は、別に定める。

1.4 競技役員

- (1) 競技役員の編成は、参加県高体連専門部で協議決定する。
- (2) 競技役員には、必ず救護係を置く。
- (3) 競技役員は、次の順序で委嘱する。
 - ア 新潟県参加校の教職員に委嘱する。
 - イ 本連盟加盟校の教職員に校長及び本人の承諾を得て委嘱する。
 - ウ 県種目別競技団体関係者に所属長及び本人の承諾を得て委嘱する。
 - エ 新潟県以外の参加校生徒引率者に本人の承諾を得て委嘱する。
 - オ 競技役員の編成上、やむをえない実情のある場合は、新潟県外の参加県高体連専門部に依頼し、委嘱する。
- (4) 参加校以外の競技役員には、本連盟旅費支給内規により大会運営費から旅費を支給する。
- (5) 救護係については、次のとおりとする。
 - ア 救護係を本連盟加盟校の養護教諭に委嘱する場合は、校長及び本人の承諾を得る。旅費は、本連盟旅費支給内規により、大会運営費から支給する。
 - イ 救護係を本連盟加盟校以外の者に委嘱する場合は、大会運営費で必要経費を負担する。

1.5 補助役員

- (1) 補助役員は、本連盟加盟校当該種目運動部の部員に、校長及び担当顧問の承諾を得て委嘱する。
- (2) 補助役員は、会場の近距離にある加盟校から順次委嘱する。
- (3) 補助役員の食糧費等は、大会運営費で負担する。

1.6 大会実施要項

- (1) 大会実施要項は、北信越高体連が定める北信越高等学校体育大会開催基準要項及び参加県専門部申し合わせ事項により、専門部で作成する。
- (2) 専門部は、本連盟に大会実施要項1.2部を大会開催期日の30日前までに提出する。
- (3) 専門部は、大会案内状に大会実施要項・参加申込書・宿泊要項を添付し、参加県各専門部に送付する。
- (4) 上記書類の送付部数及び期日は、専門部で定める。

(5) 大会実施要項に記載する内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 主催 イ 共催 ウ 必要により後援 エ 主管 オ 開催期日
カ 会場 キ 日程 ク 競技種目 ケ 競技規則 コ 競技方法
サ 引率・監督 シ 参加資格 ス 参加制限 セ 申込方法 ソ 参加料
タ 表彰 チ 宿泊 ツ 諸会議 テ 連絡事項 ト その他、専門部で必要な事項

17 大会参加料

- (1) 大会に参加する生徒は、参加料を納入する。
- (2) 大会参加料徴収基準は全国高校総体に準ずる。
- (3) 大会参加料の額は、団体戦及び個人戦ともに同年度全国高校総体参加料の3分の2程度とする。
- (4) 大会参加料は、当該種目大会の運営費に充てる。

18 大会の式典

- (1) 開会式及び閉会式等の式典に関することは、専門部で定める。
- (2) 開会式をやむを得ず大会開催日の前日に行う必要がある場合は、北信越高体連理事会の承認を必要とする。

19 表彰

- (1) 団体戦入賞校及び個人戦入賞者に大会会長が賞状を授与する。
- (2) 団体戦及び個人戦の入賞に関することは、専門部で定める。
- (3) 賞状は、本連盟で作成する。
- (4) 優勝旗及び優勝杯等を関係機関・団体から授与する場合は、北信越高体連理事会の承認を必要とする。

20 プログラム

- (1) プログラムは、競技種目別プログラムとする。
- (2) 専門部は、大会終了後、本連盟にプログラムと大会結果を12部提出する。
- (3) プログラムの表紙に記載する内容は、次のとおりとする。
ア 正式大会名〔令和〇〇年度北信越高等学校体育大会〇〇〇競技大会〕
イ 開催期日 ウ 会場 エ 主催 オ 共催 カ 必要により後援
キ 主管
- (4) プログラムに記載する内容は、次のとおりとする。
ア 大会役員 イ 競技役員 ウ 補助役員（高等学校名と人数）
エ 過去の成績 オ 以上の他、記載内容及び構成は専門部で定める。
- (5) プログラムには、商業広告は掲載しないこと、及び無料配布を原則とする。
- (6) やむを得ず商業広告の掲載及び有料販売をする必要がある場合は、会長の承認を必要とする。
- (7) プログラムの配布先及び配布部数は、専門部で定める。

21 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、次によりまかなうことを原則とする。

ア 本連盟補助金 イ 新潟県補助金 ウ 関係機関・団体からの補助金又は助成金
エ 大会参加料 オ 必要により広告料並びにプログラム販売代金

2.2 宿 泊

- (1) 大会関係者の宿泊に関することは、新潟県旅館ホテル組合と協議し、開催年度の前年9月上旬に開催する北信越高体連理事会で審議決定する。
- (2) 専門部は、上記(1)に基づき開催地市町村旅館組合と協議し、宿泊要項及び申込み用紙を作成する。

2.3 大会終了報告

- (1) 専門部は、大会終了後、報告書の作成を行い、部長の決裁を経て、本連盟に提出する。
- (2) 大会終了報告書に記載する内容及び様式は、別に定める。

2.4 その他

- (1) 参加章、記念品等は贈与しない。
- (2) 他県役員等を招待するレセプションは行わない。
- (3) 専門委員長会議は大会期間中に開催し、年1回を原則とする。
- (4) 競技の組み合わせ抽選は、開催県の責任抽選とする。

2.5 附 則

- (1) この開催基準要項でいう高等学校には、本連盟に加盟する中等教育学校後期課程を含む。
- (2) 大会に参加する生徒は、必ず引率責任者が引率し、参加生徒のすべての行動に対し責任を負うものとする。
- (3) 大会に参加している生徒の競技中の疾病及び傷害等の応急処置は、主催者側で行うが、その後の責任は負わない。また、医師の診療に係る費用は個人負担とする。
- (4) 本開催基準要項は、昭和61年4月1日より施行する。

平成16年4月12日	一部改正
平成21年4月9日	一部改正
平成27年4月9日	一部改正
平成31年4月11日	一部改正
令和7年4月9日	一部改正

北信越高等学校体育大会新潟県開催種目大会役員編成基準表

大会役員	県関係	県スポーツ協会	種目別競技団体	開催市町村	北信越高体連	県高体連
名誉顧問	知事					
名誉会長	教育長					
名誉副会長		(会長)		市町村長		
			会長			
大会会長					会長	
大会副会長				教育長	4県会長	
顧問	教育次長					
		副会長				
参与						副会長
					4県副会長	
	保健体育課長					
	高等学校教育課長					
		専務理事				
		常務理事				
			副会長			
				主管課長 会場管理責任者		
大会委員長						専門部長
大会副委員長					4県専門部長	
委員						理事長
					4県理事長	
						事務局長
						専門部委員長
					4県専門部委員長	
	保健体育課 課長補佐					
	保健体育課 関係指導係長					
	保健体育課 関係指導主事					
			理事長			
				主管課長補佐		
					専門部委員	

*各県会長・副会長の記載潤は、役員名簿順(新潟・富山・石川・福井・長野)とする。

*上記のほか、各専門部で定める。

全国選抜大会ブロック予選 新潟県開催種目大会開催基準要項

1 総 則

新潟県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）が、北信越高等学校体育連盟（以下「北信越高体連」という。）が共催する全国高等学校選抜各種目大会（以下「全国高校選抜大会」という。）ブロック予選大会新潟県開催種目大会を主管することに関し、この開催基準要項を定める。

2 北信越高体連共催の定義

- (1) 共催とは、北信越高体連が大会の企画又は運営に参画し、共同開催としての責任の一部を負担することをいう。
- (2) 北信越高体連は、大会運営に要する経費は負担しないこととする。

3 本連盟主管の定義

- (1) 主管とは、本連盟が大会運営に関する任務の一部を分担することをいう。
- (2) 本連盟は、大会運営に要する経費は負担しないこととする。

4 北信越高体連が共催する大会の基準

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟種目別競技団体と公益財団法人全国高等学校体育連盟が共同主催する全国高等学校選抜大会の北信越高体連関係ブロック予選大会であること。
- (2) ブロック予選大会は、次のとおりとする。
 - ア 新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県（北信越予選大会）
 - イ 新潟県・富山県（北越予選大会）
 - ウ 新潟県・長野県（信越予選大会）
- (3) 北信越高体連設置専門部種目大会であること。

5 大会開催の申請

- (1) 主催者は、本連盟当該種目専門部（以下「専門部」という。）と協議決定し、申請書の本連盟に提出する。
- (2) 申請書に記載する内容及び様式は、別に定める。
- (3) 申請書は、大会開催年度前年の10月31日までに提出する。
- (4) 本連盟は、上記（3）の申請書に基づいて専門部委員長会議で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得る。

6 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校に在籍する生徒であること。
- (2) 選手は、北信越5県（新潟・富山・石川・福井・長野）高等学校体育連盟に加盟している生徒であること。
- (3) 選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長の承認を必要とする。
- (4) 選手は、各県予選大会において参加資格を得たものに限る。
- (5) 上記の他、主催者と専門部で協議して定める。

7 大会開催期間

- (1) 大会は、土曜日・日曜日又は長期休業中に開催する。

〔全国高等学校体育連盟申し合わせ事項〕

(2) 大会開催日数は、2日を超えないこととする。

8 大会役員

北信越高体連及び本連盟役員の役職は、次のとおりとする。

- (1) 参加県高体連会長は、大会副会長とする。
- (2) 本連盟副会長及び参加県高体連当該種目専門部長は、大会参与とする。
- (3) 本連盟当該種目専門部長は、大会副委員長とする。
- (4) 参加県高体理事長及び当該種目専門委員長は、大会委員とする。
- (5) 上記の他、主催者で定める。

9 競技役員

- (1) 競技規則等で定めていない場合でも競技役員に救護係を置く。
- (2) 本連盟加盟高等学校の教職員で参加校以外の者に競技役員を委嘱する場合は、校長及び本人の承諾を得て委嘱する。
- (3) 上記競技役員の旅費等は、主催者が負担する。

10 補助役員

補助役員を本連盟加盟高等学校に在籍する生徒に委嘱する場合は、次のとおりとする。

- (1) 当該種目の部員に委嘱する。
- (2) 在学する学校の校長及び当該種目運動部顧問の承諾を得て委嘱する。
- (3) 会場に近距離の高等学校から順次委嘱することを原則とする。
- (4) 補助役員の食糧費等は、主催者が負担する。

11 大会実施要項

- (1) 大会実施要項は、本大会開催基準要項により主催者が作成する。
- (2) 主催者は、本連盟に大会実施要項2部を大会開催期日の15日前までに提出する。
- (3) 大会実施要項に記載する内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 正式大会名 イ 主催 ウ 共催〔北信越高等学校体育連盟〕
エ 後援 オ 主管〔新潟県高等学校体育連盟〕 カ 開催期日 キ 会場
ク 日程 ケ 参加資格 コ 参加制限 サ 参加料 シ 表彰
ス 宿泊 セ 全国高等学校選抜大会参加資格 ソ 諸会議 タ その他

12 大会参加料

大会運営経費として参加生徒から大会参加料を徴収する必要がある場合は、参加校及び参加生徒の負担が過重にならないように配慮し、主催者と専門部で協議決定する。

13 プログラム

- (1) プログラムの表紙に記載する内容は、次のとおりとする。
 - ア 正式大会名 イ 開催期日 ウ 会場 エ 主催 オ 共催
 - カ 後援 キ 主管
- (2) プログラムに記載する内容は、次のとおりとする。
 - ア 大会役員 イ 競技役員 ウ 補助役員（高等学校名と人数）
 - エ 上記の他、主催者が定める。

1 4 宿 泊

宿泊を希望する高等学校には、次のことを配慮し、主催者が斡旋する。

- (1) 参加生徒への教育的配慮及び健康への配慮を十分行う。
- (2) 宿泊料金は参加生徒の負担が過重にならないように配慮し、同年度北信越高等学校体育大会宿泊料金以内になるよう関係者と協定する。

1 5 大会終了報告

- (1) 主催者は、大会終了後早急に全国高校選抜大会に参加資格を得た高等学校名及び生徒名を本連盟に報告する。
- (2) 主催者は、大会終了後20日以内に、本連盟にプログラム及び大会成績を添付した大会終了報告書を提出する。

1 6 附 則

- (1) 北信越高体連が共催する各種目の北信越高等学校新人大会は、この開催基準要項を適用する。
- (2) この開催基準要項でいう高等学校には、本連盟に加盟する中等教育学校後期課程を含む。
- (3) 大会に参加する生徒は、必ず引率責任者が引率し、参加生徒のすべての行動に対し責任を負うものとする。
- (4) 大会に参加する生徒の競技中の疾病及び傷害等の応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。また、医師の診療に係る費用は個人負担とする。
- (5) 本開催基準要項は、昭和61年4月1日から施行する。

平成16年4月12日 一部改正

北信越高等学校体育連盟 共催大会基準要項

北信越高等学校体育連盟

1 共催大会の定義

- (1) 共催とは、北信越高等学校体育連盟（以下本連盟）が大会の企画又は運営に参画し、共同開催として責任の一部を負担することを言う。
- (2) 本連盟は、大会運営に要する経費は負担しないこととする。

2 共催大会の基準

- (1) (公財)日本スポーツ協会加盟種目別競技団体と(公財)全国高等学校体育連盟(以下全国高体連)が共同主催する全国高等学校選抜大会のブロック予選。 [《別表》(1)記載競技]
- (2) 本連盟設置専門部の競技種目大会。
- (3) 上記(1)以外で、本連盟理事会が認めている大会。 [《別表》(2)記載大会]
- (4) 学業に支障がなく、教育活動の一環として無理の無いよう配慮されている。
- (5) 参加にかかる経費が、生徒の過重負担にならないよう配慮されている。

3 共催の申請

- (1) 主催者は、本連盟の設置専門部と協議決定し、「様式」に従い申請書を開催県の高体連事務局に提出する。
- (2) 申請書の提出期限は、新規申請においては大会開催前年の7月末日、継続申請においては大会開催年の7月末日とする。
- (3) 申請書を受け取った開催県の高体連事務局は、内容を確認のうえ、8月末日までに本連盟に送付する。
- (4) 本連盟は、上記(1)、(2)の申請に基づいて理事会で審議し、決定の場合は本連盟高体連会長名で申請者に対し承諾書を交付する。

4 大会参加資格

- (1) 選手は、北信越5県(新潟、富山、石川、福井、長野)高体連に加盟している学校の生徒であること。
- (2) 選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長の承認を必要とする。
- (3) 選手は、各県予選大会等において参加資格を得たものとする。
- (4) 上記の他、主催者と専門部で協議して定める。

5 大会開催期間

- (1) 大会は、原則として土曜日、日曜日または長期休業中に開催する。

6 その他

- (1) 共催大会として承諾を受けた後、事業の中止または事業内容に変更が生じた場合には、速やかにその旨を本連盟事務局に届け出る。
- (2) 主催者は、大会終了後速やかに本連盟事務局にプログラム及び大会成績を提出する。
- (3) 大会の運営に不適当なことがある場合、本連盟は主催者及び関係専門部に是正を申し出る。

7 附 則

本基準要項は、平成30年4月1日から施行する。
平成30年9月 改訂
令和6年4月 改訂

《 別表 》

(1) 全国高等学校選抜大会のブロック予選を実施している競技 (14 競技)

- | | | |
|---------|---------|---------|
| ①卓球 | ②ソフトテニス | ③ハンドボール |
| ④女子サッカー | ⑤バドミントン | ⑥ローイング |
| ⑦レスリング | ⑧テニス | ⑨ボクシング |
| ⑩ホッケー | ⑪フェンシング | ⑫空手道 |
| ⑬ラグビー | ⑭なぎなた | |

(2) 本連盟が認めている大会 (10 大会)

- ① 北信越高等学校新人陸上競技大会
- ② 北信越高等学校水球競技新人大会
- ③ 北信越高等学校新人バスケットボール選手権大会
- ④ 北信越高等学校新人バレーボール大会
- ⑤ 北信越高等学校新人ソフトボール大会
- ⑥ 北信越高校剣道新人大会
- ⑦ 北信越高等学校弓道新人大会
- ⑧ 北信越高等学校ウエイトリフティング競技選抜大会
- ⑨ 北信越高等学校新人カヌー大会
- ⑩ 北信越高等学校新人自転車競技大会

新潟県高等学校体育連盟共催、後援大会 開催基準要項

新潟県高等学校体育連盟共催大会開催基準要項

1 総 則

新潟県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）が、公益財団法人新潟県スポーツ協会加盟種目別競技団体（以下「県種目別競技団体」という。）が主催して開催する競技大会を共同開催することに関し、この開催基準要項を定める。

2 共催の定義

- (1) 共催とは、本連盟が大会の企画又は運営に参画し、共同開催としての責任の一部を分担することをいう。
- (2) 本連盟は、大会運営に要する経費は負担しないこととする。

3 共催する大会の基準

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟種目別競技団体と公益財団法人全国高等学校体育連盟が共同主催する全国高等学校選抜大会の新潟県予選大会であることを原則とする。
- (2) 本連盟設置専門部種目であること。
- (3) 上記の他、次の条件を充たす大会であること。
 - ア 県種目別競技団体が主催する大会であること。
 - イ 大会の参加対象者が本連盟に加盟する高等学校に在籍する生徒のみであり、新潟県下全域を対象とする大会であること。
 - ウ 本連盟の方針及び施策に反しない大会であること。
 - エ 本連盟が共催する大会は、1 専門部年度内 1 大会を原則とする。

4 共催の申請

- (1) 共催の申請は、主催者が申請書を本連盟に提出する。
- (2) 申請書に記載する内容及び様式は別に定める。
- (3) 申請書は、大会開催年度前年の 10 月 31 日までに提出する。
- (4) 本連盟は、上記（3）の申請書に基づいて専門部委員長会議で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得る。

5 大会の内容

大会は学校対抗戦とし、別に個人戦をあわせて実施することができる。

6 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第 1 条に規定する高等学校に在籍する生徒であること。
- (2) 選手は、本連盟に加盟している高等学校に在籍する生徒であること。
- (3) 選手は、各高等学校の教育計画に基づいて行う課外活動として位置づけられた運動部（当該種目）の部員であること。
- (4) 上記（3）に該当しない生徒を選手として参加させる場合は、会長の承認を必要とする。
- (5) ア チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
 - イ 特例として、全日制課程が定時制課程に改組された場合は、改組後 2 年間に限り混成を認める。

- (6) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
- (7) 部員不足等に伴う複数校合同チームによる大会参加を認める。ただし、当該種目専門部が定める複数校合同チームに関する規定に基づき、会長が承認した場合に限る。
- (8) 選手は、あらかじめ健康診断を受け、また、在学する学校の校長の参加承認を必要とする。
- (9) 上記の他、主催者と専門部が協議して定める。

7 大会開催期間

- (1) 大会は、土曜日・日曜日又は長期休業中に開催することを原則とする。
〔全国高等学校体育連盟申し合わせ事項〕
- (2) 大会の日数は、3日を超えないことを原則とする。
- (3) 競技規則等で3日を超える場合は、理事会の承認を必要とする。
- (4) 参加チーム数及び参加人数により3日を超える場合は、本連盟主催大会を予選とし大会のための地区予選会は開催しないことを原則とする。
〔全国高等学校体育連盟申し合わせ事項〕

8 大会役員

本連盟役員の様職は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、大会副会長とする。
- (2) 副会長は、大会参与若しくは大会顧問とする。
- (3) 専門部長は、大会副委員長とする。
- (4) 理事長及び専門委員長は、大会委員とする。
- (5) 上記の他、本連盟関係者の様職は、主催者で定める。

9 競技役員

- (1) 競技規則等で定めのない場合でも、競技役員に救護係を置く。
- (2) 本連盟加盟高等学校の教職員で参加校以外の者に競技役員を委嘱する場合は、校長及び本人の承諾を得て委嘱する。
- (3) 上記競技役員の旅費等は、主催者が負担する。

10 補助役員

補助役員を本連盟加盟高等学校に在籍する生徒に委嘱する場合は、次のとおりとする。

- (1) 在学する学校の校長及び当該種目運動部顧問の承諾を得て委嘱する。
- (2) 大会に参加する高等学校の部員に委嘱することを原則とする。
- (3) 会場に近距離の高等学校から順次委嘱することを原則とする。
- (4) 補助役員の様糧費等は、主催者が負担する。

11 大会実施要項

- (1) 大会実施要項は、本共催大会開催基準要項に基づき、主催者が専門部と協議決定し作成する。
- (2) 主催者または当該専門部は、大会実施要項2部を大会開催期日の15日前までに本連盟に提出する。
- (3) 大会実施要項に記載する内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 正式大会名 イ 主催 ウ 共催〔新潟県高等学校体育連盟〕 エ 後援
オ 主管 カ 開催期日 キ 会場 ク 日程 ケ 競技種目

コ 競技規則 サ 競技方法 シ 参加資格 ス 参加制限 セ 申込方法
ソ 参加料 タ 表彰 チ 宿泊 ツ 上位大会参加資格 テ 諸会議
ト 連絡事項及び諸注意 ナ その他専門部で必要な事項

1 2 大会参加申込

- (1) 大会に参加する高等学校は、主催者が作成する参加申込用紙により、校長及び引率責任者の連署で定められた期日までに申し込むこと。
- (2) 大会参加申込みの詳細については、大会実施要項の記載に従う。

1 3 大会参加料

大会運営経費として参加生徒から大会参加料を徴収する必要がある場合は、参加校及び参加生徒の負担が過重にならないように配慮し、主催者と専門部で協議決定する。

1 4 プログラム

- (1) プログラムの表紙に記載する内容は、次のとおりとする。
 - ア 正式大会名 イ 開催期日 ウ 会場 エ 主催
 - オ 共催〔新潟県高等学校体育連盟〕 カ 後援 キ 主管
- (2) プログラムに記載する内容は、次のとおりとする。
 - ア 大会役員 イ 競技役員 ウ 補助役員（高等学校名と人数）
 - エ 上記の他、主催者が定める。
- (3) プログラムに記載する高等学校名は、本連盟加盟校の略称校名とする。

1 5 宿 泊

大会関係者の宿泊は、本連盟宿泊要項により斡旋する。

1 6 大会終了報告

主催者または当該専門部は、大会終了後20日以内に、本連盟にプログラム及び大会成績を添付した大会終了報告書を提出する。

1 7 共催の取消し

次の事項に該当する場合は、共催を取り消すことがある。

- (1) 本共催大会開催基準要項に反した場合
- (2) 大会の実施に際し、違反又は著しく公益を害する等、高等学校教育の推進上不相当と認められる行為があった場合

1 8 附 則

- (1) この開催基準要項でいう高等学校には、本連盟に加盟する中等教育学校後期課程を含む。
- (2) 主催者の要請により、専門部を主管とすることができる。
- (3) 主催者の要請により、加盟校を当該高等学校長の承認を得て、主管校とすることができる。
- (4) 大会に参加する生徒は、必ず引率責任者が引率し、参加生徒のすべての行動に対し責任を負うものとする。
- (5) 大会に参加する生徒の競技中の疾病及び傷害等の応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。また、医師による診療に係る費用は個人負担とする。
- (6) 本開催基準要項は、昭和61年4月1日から施行する。

平成29年4月12日 一部改正

平成31年4月11日 一部改正

新潟県高等学校体育連盟後援大会開催基準要項

1 総 則

新潟県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）が財団法人新潟県スポーツ協会加盟種目別競技団体（以下「県種目別競技団体」という。）が開催する競技大会を後援することに関し、この開催基準要項を定める。

2 後援の定義

- (1) 後援とは、本連盟が大会の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (2) 本連盟は、大会運営に要する経費は負担しないこととする。

3 後援する大会の基準

- (1) 県種目別競技団体が主催する大会であること。
- (2) 本連盟設置専門部種目であること。
- (3) 大会の参加資格が本連盟加盟校に在籍する生徒で、かつ新潟県下全域にわたる大会であること。
- (4) 各専門部種目につき、年度内1大会を原則とする。
- (5) 上記(4)の他、本連盟設置専門部種目の国民体育大会新潟県予選会を後援大会に加えることができる。
- (6) 上記以外で、本連盟会長（以下「会長」という。）が認めた大会であること。

4 後援の申請

- (1) 後援の申請は、主催者が申請書を本連盟に提出する。
- (2) 申請書に記載する内容及び様式は、別に定める。
- (3) 申請書は、大会開催年度前年の10月31日までに提出する。
- (4) 本連盟は、上記(3)の申請書に基づいて専門部委員長会議で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得る。
- (5) 会長は、年度途中において後援申請のあった大会について、その大会の内容が本要項に照らし合わせ、相応と認めるものについて、後援を認めることができる。
この場合、会長はその結果を直近の理事会で報告するものとする。

5 大会の要件

- (1) 大会は規模、日程などが参加生徒の心身の発達からみて無理がなく、学業にも支障が無いこと。
- (2) 参加生徒の安全について適切な配慮を行っていること。
- (3) 大会参加に要する経費の負担が過重でないこと。
- (4) 大会が営利などの目的で開催されるものでないこと。
- (5) 表彰は、生徒にふさわしい方法で行い、金銭や高価な商品を授与しないこと。
- (6) 本連盟の方針および施策に反しない大会であること。

6 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校に在籍する生徒であること
- (2) 選手は、本連盟に加盟している高等学校に在籍する生徒であること。

- (3) 選手は、あらかじめ健康診断を受け、在籍する学校の校長の承認を必要とする。
- (4) その他、主催者と専門部が協議して定める。

7 大会開催期間

- (1) 大会は、土曜日・日曜日又は長期休暇中に開催することを原則とする。
- (2) 大会開催の日数は、3日を越えないことを原則とする。
- (3) 大会のための地区予選会は、開催しないことを原則とする。

8 大会役員

本連盟役員の様職は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、大会顧問とする。
- (2) 専門部長は、大会参与又は大会顧問とする。
- (3) 専門部委員長は、大会委員とする。
- (4) 上記本連盟役員が主催団体の役員を兼ねている場合、又は上記以外の本連盟関係者の大会役員は、主催者で定める。

9 競技役員

- (1) 競技規則等に定めの場合でも、競技役員に救護係を置く。
- (2) 本連盟加盟高等学校の教職員で参加校以外の者に競技役員を委嘱する場合は、校長及び本人の承諾を得て委嘱する。
- (3) 上記競技役員の旅費等は、主催者が負担する。

10 補助役員

補助役員を本連盟加盟高等学校に在籍する生徒に委嘱する場合は、次のとおりとする。

- (1) 当該種目の部員に委嘱する。
- (2) 在籍する学校の校長及び当該顧問の承諾を得て委嘱する。
- (3) 会場に近距離の高等学校から順次委嘱する。

11 大会実施要項

- (1) 大会実施要項は、本後援大会開催基準要項を考慮し、主催者が作成する。
- (2) 主催者または当該専門部は、本連盟に大会実施要項2部を大会開催期日の15日前までに提出する。

12 大会参加料

大会運営経費として、参加生徒から大会参加料を徴収する必要がある場合は、参加校及び参加生徒の負担が過重にならないように配慮し、主催者と専門部で協議して定める。

13 宿 泊

宿泊を希望する高等学校には、次のことを配慮し、主催者が斡旋する。

- (1) 参加生徒への教育的配慮及び健康への配慮を十分行う。
- (2) 宿泊料金は、参加生徒に過重負担にならないよう配慮し、同年度本連盟宿泊料金以内になるよう関係者と協定する。

14 大会終了報告

主催者また当該専門部は、大会終了後20日以内に、本連盟にプログラム及び大会成績を添付した大会終了報告書を提出する。

15 後援の取り消し

次の事項に該当する場合は、後援を取り消すことがある。

- (1) 本後援大会開催基準要項に反した場合
- (2) 後援大会の実施に際し、違反又は著しく公益を害する等、高等学校教育の推進上不
適当と認められる行為があった場合

16 附 則

- (1) この開催基準要項でいう高等学校には、本連盟に加盟する中等教育学校後期課程を
含む。
- (2) 主催者の要請により、専門部を主管とすることができる。
- (3) 主催者の要請により、加盟校を当該高等学校長の承認を得て主管校とすることがで
きる。
- (4) 大会に参加する生徒は、必ず引率責任者が引率し、参加生徒のすべての行動に対し
責任を負うものとする。
- (5) 本開催基準要項は、昭和61年4月1日より施行する。

平成29年4月12日 一部改正

平成31年4月11日 一部改正

令和 3年4月21日 一部改正

高体連様式

地区体育大会計画書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟

専門部

部長

委員長

本専門部が主管する令和 年度(春季・秋季)地区体育大会の計画書を提出します。

地区	期日(曜日)	主会場	会場2	会場3	主管校名	運搬費	会場借用料
						円	円

連絡事項

* 留意事項

- 大会は土・日を中心に開催することを原則とする。やむをえず平日に開催しなければならない場合は、その理由を「連絡事項」欄に記載する。
- 競技会場は、使用する会場を全て記載する。
- 競技会場は、参加校の施設を使用することを原則とするが、やむをえず市町村営等の施設を借用する必要がある場合は、その理由を「連絡事項」欄に記載する。
また、この場合は借用する施設の名称及び借用料を必ず記載する。
- 競技用具等の運搬費が必要な場合、運搬費欄に金額を記載する。
また、その必要理由を「連絡事項」欄に記載する。
- 他専門部との調整以外に期日、会場、主管校の変更がないように留意する。

【提出期限】毎年10月31日まで

会長	理事長	事務局長	書記

県高校総合体育大会計画書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟 専門部

部長 _____

委員長 _____

令和 年度新潟県高校総合体育大会の本専門部主管大会計画書を提出します。

大会名			
期 日	令和 年 月 日()	～	令和 年 月 日()
主会場			
会場 2			
会場 3			
会場 4			
開会式	令和 年 月 日()	時 分	(開会式会場)
主管校		担当責任者氏名	
運 搬 費	円	大会期間中のすべての借用料の合計を記載する。	
会場借用料	円	必要のない場合は、0円と記載する。	

※男女別大会、水球、ラグビー、駅伝など1専門部で2大会実施する場合に記載

大会名			
期 日	令和 年 月 日()	～	令和 年 月 日()
主会場			
会場 2			
会場 3			
会場 4			
開会式	令和 年 月 日()	時 分	(開会式会場)
主管校		担当責任者氏名	
運 搬 費	円	大会期間中のすべての借用料の合計を記載する。	
会場借用料	円	必要のない場合は、0円と記載する。	

連絡事項

【提出期限】毎年8月31日まで

会 長	理事長	事務局長	書 記

※県補助金申請書を作成する必要上、提出期限を厳守すること。

専門部講習会計画書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟 専門部

部 長 _____

委員長 _____

本専門部の令和 年度講習会計画書を提出します。

共 催			
主 管			
期 日	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()		
会 場			
講習内容			
参加対象者			
講師氏名		講師所属	
参加料	チーム 円、個人 円	参加料徴収対象者	
宿泊場所		宿泊経費	受講者1泊 円
主管校名		担当責任者名	

連絡事項

※留意事項

- 1 共催団体がある場合には、共催欄に記載する。
- 2 本連盟当該専門部以外に主管団体がある場合には、主管欄に記載する。
- 3 講習会は、長期休業中又は土・日に開催することを原則とする。やむをえずこれ以外の日に開催する場合は、「連絡事項」欄にその理由を記載する。
- 4 会場は、正式名称を記載する。
- 5 参加対象者は、加盟校教職員及び生徒、県中体連教職員及び生徒、県種目別競技団体関係者等を記載する。
- 6 本連盟加盟校関係者からは、参加料を徴収しないことを原則とする。やむをえず参加料を徴収する場合は1人1,000円以内とする。
- 7 参加料徴収対象者欄には、参加者全員、中体連関係者、種目別競技団体関係者等を記載する。

【提出期限】毎年10月31日まで

会 長	理事長	事務局長	書 記

北信越高校体育大会新潟県開催種目大会計画書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟 専門部

部長

委員長

本県で開催する令和 年度北信越高等学校体育大会の計画書を提出します。

正式大会名	令和 年度北信越高等学校体育大会 第 回
期 日	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
会 場	
開 会 式	令和 年 月 日 () 会場 ()
共 催	
後 援	
主 管	

大会役員数		引率教員数	
県 内	県 外	県 内	県 外
名	名	名	名

競技役員数			
県 内		県 外	
高体連関係者	その他	高体連関係者	その他
名	名	名	名

補助役員	
実人数	延人数
名	名

参加校数			
新潟県	男子 校	女子 校	
富山県	男子 校	女子 校	
石川県	男子 校	女子 校	
福井県	男子 校	女子 校	
長野県	男子 校	女子 校	
合 計	男子 校	女子 校	

参加選手実人数			
新潟県	男子 名	女子 名	
富山県	男子 名	女子 名	
石川県	男子 名	女子 名	
福井県	男子 名	女子 名	
長野県	男子 名	女子 名	
合 計	男子 名	女子 名	

前年度大会運営費調査	
開催地市町村名 ()	
開催県補助金 ①	円
開催県高体連補助金 ②	円
開催地市町村補助金 ③	円
種目別競技団体補助金 ④	円
プログラム販売収入 ⑤	円
雑収入(広告料等) ⑥	円
参加料 ⑦	円
大会運営費合計 ①~⑦	円

過去4年間 開催県補助金調査		
開催年度	開催県名	補助金額
年度		円
年度		円
年度		円
年度		円

賞状必要枚数(予備は入れない)	枚
-----------------	---

【提出期限】 毎年8月31日まで

※新潟県及び新潟市補助金申請のため、提出期限を厳守すること。

※開催要項(案)・宿泊要項(案)のデジタルデータをメールにて提出すること。

会 長	理事長	事務局長	書 記

令和

年度北信越高校体育大会収支予算書

収入の部

科 目	予 算 額	内 訳
新潟県補助金		
高体連補助金		
開催市町村補助金		
競技団体補助金		
大会参加料		団体@30,000× チーム 個人@3,000× 人
プログラム販売料		1冊 円× 冊
広告料		
合 計		

支出の部

科 目	予 算 額	内 訳
補助対象経費	旅 費	
	消耗品費	
	印刷製本費	
	通信運搬費	
	食糧費	
	借損料	
	謝 金	
	褒章費	
小 計		
補助対象外経費	会 議 費	
	小 計	
合 計		

【提出期限】 毎年8月31日まで

北信越大会計画書記載要領

- 1 大会名は、正式大会名を記載する。(兼ねて開催する大会名も記載する。)
- 2 共催は、新潟県教育委員会、新潟県スポーツ協会、県種目別競技団体、開催地市町村教育委員会以外の団体がある場合に記載する。
- 3 主管は、新潟県高等学校体育連盟以外の団体がある場合に記載する。
- 4 競技会場は、高等学校名又は体育施設の正式名称を記載する。
- 5 参加校数・参加選手数は、北信越5県の総数を記載する。
- 6 個人戦選手数欄は、個人戦のある種目のみ記載する。

北信越大会収支予算書記載要領

収入の部

- 1 補助金は、新潟県補助金、新潟県高体連補助金の合計とする。
- 2 開催地が新潟市の場合は、本連盟が補助金申請するので、本連盟から連絡のあった金額を開催地市町村補助金欄に記載する。(新潟県補助金額の半額)
新潟市以外の市町村で開催する場合は、各専門部が直接補助金申請をする。
- 3 競技団体補助金欄は、県及び市町村の種目別競技団体からの補助金額を記載する。
内訳欄には、県及び市町村の種目別競技団体それぞれの内訳を記載する。
- 4 大会参加料の内訳欄には、団体戦(参加料×参加チーム)個人戦(参加料×参加人数)を記載する。
- 5 プログラム販売収入、広告料収入等の予定額を記載する。
- 6 その他、大会運営に関する収入予定をすべて記載する。

支出の部

- 1 旅 費 …………… 北信越各県の部長及び委員長の旅費は、各県で負担するので支給しない。
下記に該当する場合は、本連盟旅費支給内規により支給する。
・県内競技役員(参加校以外の競技役員及び救護係を加盟校の養護教諭に委嘱する場合)
・県外競技役員(各県専門部に依頼した参加校以外の競技役員及び競技規則により他県に委嘱した競技役員)
- 2 消耗品費 …………… (単価×数)を品名別に記載する。
- 3 印刷製本費 …………… (単価×数)を品名別に記載する。
- 4 通信運搬費 …………… 明細を記載する。
- 5 食糧費 …………… (単価×数)を品名別に記載する。
- 6 借 損 料 …………… 明細を記載する。
- 7 謝 金 …………… 医師・看護師、賞状筆耕者、ブラスバンドへの謝金など
- 8 褒 章 費 …………… レプリカ、盾、メダル等明細を記載する。
賞状は本連盟事務局で作成するので、経費は不要である。
- 9 会 議 費 …………… 準備会議、抽選会議、委員長会議、監督会議等の回数も記載する。
出席者の旅費・会議室借用料等は、それぞれ旅費・借損料に入れる。

新潟県高体連共催・後援大会、北信越高体連共催大会計画書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟 専門部

部長

委員長

令和 年度に開催する標記大会の計画書を提出します。

3 北信越高体連共催大会(全国選抜大会ブロック予選会等)

(全国選抜大会ブロック予選になっても北信越高体連が共催する大会)

正式大会名	
主催	
期日	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()
会場	
主管校	担当責任者

※会場が新潟県外であっても確認して記入する。

1 新潟県高体連共催大会(全国選抜大会新潟県予選会)

正式大会名	
主催	
期日	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()
会場	
主管校	担当責任者

4 新潟県高体連後援大会(県高体連代議員会で承認を得ている大会)

正式大会名	
主催	
期日	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()
会場	
主管校	担当責任者

※記入上の注意

- 1 主催欄は、県高体連以外の団体を記載する。
- 2 県高体連行事予定表作成のため、提出期限を厳守すること。

2 新潟県高体連共催大会(全国選抜大会新潟県予選会以外)
(陸上競技・ラグビー・NHK杯・BSN杯柔道・剣道等)

正式大会名	
主催	
期日	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()
会場	
主管校	担当責任者

【提出期限】 毎年10月31日まで

会長	理事長	事務局長	書記

主催大会経費申請書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

大会主管校

高等学校長

印

担当者 氏名

印

本校が主管する下記大会の開催経費を交付くださるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 大会名 _____

2 大会運営費 _____ 円 ①

※ 消耗品費.事務消耗品.印刷製本費.通信費.会議費

3 会場借用料 _____ 円 ②

※ 施設管理責任者に確認の上、決定額を記入する

4 運搬費 _____ 円 ③

※ 決定額を記入する

合 計 _____ 円 ①+②+③

5 大会経費振込先 主管校の高体連登録口座に振り込みます。

6 賞状枚数（必要実数） _____ 枚

7 添付書類 大会案内状 大会実施要項 参加申込書 各2部

連絡事項

【提出期限／開催期日20日前】

会 長	理事長	事務局長	書 記

主催大会経費（借損料・運搬費）追加申請書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

大会主管校名 _____

担当者氏名 _____ 印

下記により大会経費（借損料・運搬費）に不足が生じたので、経費を交付くださるよう申請します。

記

1 大会名 _____

2 追加請求額 _____ 円

3 申請理由

--

4 経費振込先 主管校の高体連登録口座に振り込みます。

5 添付書類 見積書・領収書写し

会 長	理事長	事務局長	書 記

専門部講習会経費申請書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟 _____ 専門部

部 長 _____ 印

主管校 _____ 学校長 _____ 印

本専門部講習会の開催経費を交付くださるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 講習会経費請求額 _____ 円
- 2 講習会経費振込先 主管校の高体連登録口座に振り込みます。
- 3 添付書類 講習会開催案内状 講習会実施要項 参加申込書
講習会収支予算書（様式第7号-2）

連絡事項

--

【提出期限／開催期日20日前】

会 長	理事長	事務局長	書 記

令和__年度____専門部講習会収支予算書

収入の部

費目	予算	内 訳
県高体連開催費		
参加料		円 × 人
合計		

支出の部

費目	予算	内 訳
消耗品費		
印刷製本費		
通信費		
講師謝金		
講師旅費		
借料・損料		
会議費		
合計		

専門部委員長	印	記載者氏名	印 (所属校名)
--------	---	-------	-----------

北信越大会新潟県開催種目大会補助金申請書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟 _____ 専門部

部 長 _____ 印

委員長 _____ 印

本専門部が主管する下記大会の開催費補助金を交付くださるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 大会名 _____

2 新潟県高体連補助金 _____ 円

3 新潟県補助金 _____ 円

4 新潟市補助金 _____ 円（新潟市開催種目大会だけ記入）

5 補助金送金先（専門部登録口座を記入）

名 義 _____

6 賞状枚数（必要実数） _____ 枚

7 添付書類 大会実施要項 参加申込書 宿泊申込書

連絡事項

【提出期限／開催期日20日前】

会 長	理事長	事務局長	書 記

外部競技役員委嘱申請書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟

専門部長

印

主管高等学校

学校長

印

主催大会の外部競技役員を下記のとおり委嘱したいので、承認くださるよう申請します。

記

1 大会名

2 期日

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

月 日	競技開始	時 分	、	競技終了	時 分	(予定)
月 日	競技開始	時 分	、	競技終了	時 分	(予定)
月 日	競技開始	時 分	、	競技終了	時 分	(予定)
月 日	競技開始	時 分	、	競技終了	時 分	(予定)
月 日	競技開始	時 分	、	競技終了	時 分	(予定)

3 会場

4 委嘱役員

別紙「外部競技役員委嘱一覧表」のとおり。

連絡事項	
------	--

※ 「外部競技役員委嘱一覧表」記入上の注意

- 1 乗車駅名は、勤務先又は自宅から会場に近距離の方を記載する。
- 2 *欄は、本連盟事務局で記入するので記入しない。

※ 旅費支給規定(抜粋)

- 1 外部競技役員の旅費は、参加高等学校教職員以外の役員に支給する。
- 2 勤務先又は自宅が会場地と同一市町村の場合は、日当のみを支給する。

会 長	理 事 長	事務局長	書 記

外部競技役員委嘱一覽表 [教職員用]

大会名	外部競技役員氏名	学校名 (略称)	委嘱役員名 (略称)	委嘱期日(○を記入)			勤務先又は自宅 からの乗車駅名	JR運賃 往復料金	バス運賃 往復料金	特急料金 50Km以上	宿泊料 8,500×泊数	会場最寄JR駅名		受領印
				／	／	／						旅費雑費 550×日数	日当 2,000×日数	
1				／	／	／						550×	2,000×	
2												550×	2,000×	
3												550×	2,000×	
4												550×	2,000×	
5												550×	2,000×	
6												550×	2,000×	
7												550×	2,000×	
8												550×	2,000×	
9												550×	2,000×	
10												550×	2,000×	
11												550×	2,000×	
12												550×	2,000×	
13												550×	2,000×	
14												550×	2,000×	
15												550×	2,000×	
16												550×	2,000×	
17												550×	2,000×	
18												550×	2,000×	
19												550×	2,000×	
20												550×	2,000×	
												送金額		
				実人数	延人数									

※提出先及び提出期限【主管校＝開催期日20日前→委員長＝15日前→高体連事務局】厳守のこと。

※太枠の中を必ず記入して下さい。

主管校	学校	担当者	専門部委員長	印
-----	----	-----	--------	---

外部競技役員委嘱一覽表 [一般関係者用 (教職員を除く)]

大会名	勤務先 (略称)	委嘱役員名 (略称)	委嘱期日(○を記入)		勤務先又は自宅 からの乗車駅名	JR運賃 往復料金	バス運賃 往復料金	特急料金 50Km以上	宿泊料 8,500×泊数	会場最寄JR駅名		受領印
			／	／						旅費雑費 550×日数	日当 2,000×日数	
1			／	／						550×	2,000×	
2										550×	2,000×	
3										550×	2,000×	
4										550×	2,000×	
5										550×	2,000×	
6										550×	2,000×	
7										550×	2,000×	
8										550×	2,000×	
9										550×	2,000×	
10										550×	2,000×	
11										550×	2,000×	
12										550×	2,000×	
13										550×	2,000×	
14										550×	2,000×	
15										550×	2,000×	
16										550×	2,000×	
17										550×	2,000×	
18										550×	2,000×	
19										550×	2,000×	
20										550×	2,000×	
					実人数	延人数		送金額				

※提出先及び提出期限【主管校＝開催期日20日前→委員長＝15日前→高体連事務局】厳守のこと。

※太枠の中を必ず記入して下さい。

主管校	学校	担当責任者	専門部委員長	印
-----	----	-------	--------	---

共催・後援大会開催届

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟 専門部

部長

委員長

新潟県高等学校体育連盟（共催・後援）大会を下記のとおり開催します。

記

1 大会名

2 期 日 令和 年 月 日（ ） ～ 月 日（ ）

3 会 場

4 添付書類 大会開催案内状 大会実施要項 参加申込書

連絡事項

【提出期限／開催期日15日前】

会 長	理事長	事務局長	書 記

高体連様式第11号

北信越高体連共催大会開催届
兼 全国高校選抜ブロック予選開催届

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟 専門部

部長 印

委員長 印

北信越高体連の共催大会を下記のとおり本県で開催します。

記

1 大会名

2 期 日

令和 年 月 日 () ～ 月 日 ()

3 会 場

4 添付書類

大会開催案内状 大会実施要項 参加申込書

連絡事項

【提出期限/開催期日20日前】

会 長	理事長	事務局長	書 記

主催大会プログラム（広告掲載・販売）申請書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

大会主管校

学校長



下記により（広告掲載・販売）したいので、許可くださるよう申請します。

記

1 大会名 _____

2 広告掲載

- 掲載予定広告数 _____ 社
- 広告料
 - ・裏表紙 _____ 円
 - ・ 1 ページ _____ 円
 - ・ 1 / 2 ページ _____ 円
 - ・ 1 / 4 ページ _____ 円
 - ・その他 _____ 円

3 販売

- 販売価格 _____ 円
- 大会プログラム作成部数 _____ 部
 - 内訳； 配布予定数 _____ 部
 - 販売予定数 _____ 部
 - その他 _____ 部

※（広告掲載・販売）については、該当する項目を○で囲む。

会 長	理事長	事務局長	書 記

県高校総合体育大会参加申請書 (加盟校以外、新規申請用)

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

申請者所在地
〒

TEL FAX

学校名

校長氏名



新潟県高等学校総合体育大会の下記競技への参加を申請します。

記

1 参加希望種目

種目名	部員数及び顧問氏名				備考
	男子部員数	顧問氏名	女子部員数	顧問氏名	

2 添付書類

- ・学校要覧又はこれに準ずるもの
- ・当該部の活動状況を示すもの

3 担当者（連絡責任者） 職名 氏名 _____

会 長	理 事 長	事 務 局 長	書 記

会 長	理事長	事務局長	書 記

主催大会終了報告書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟
部 長

印

主管高等学校

学校長

印

本専門部の主催大会が下記のとおり終了しましたので報告します。

記

大会名	
期 日	令和 年 月 日 () ～ 令和 年 月 日 ()
	1日目 競技開始 時 分 ～ 競技終了 時 分
	2日目 競技開始 時 分 ～ 競技終了 時 分
	3日目 競技開始 時 分 ～ 競技終了 時 分
	4日目 競技開始 時 分 ～ 競技終了 時 分
	5日目 競技開始 時 分 ～ 競技終了 時 分
会 場	

競 技 役 員 人 数							
参加校関係者		参加校以外の 高校関係者		競技団体関係者		生徒補助員	
実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
人	人	人	人	人	人	人	人

高体連加盟校の参加校数	
男 子	校
女 子	校
実 数	校

高体連加盟校の参加選手数			
団体戦参加人数		個人戦参加人数	
男 子	女 子	男 子	女 子
人	人	人	人
実人数	男子 人	女子 人	人

※実数とは男女参加の場合1校と数える。定通制は加盟校参加校・加盟校参加人数に入る

高体連加盟校以外の参加学校名及び選手数

学 校 名	男子	女子	合計

連絡事項

専門部委員長(監査)	出納責任者(監査)	会計担当者(記載責任者)
印	印	印

※大会実施結果の評価と反省 各事項の の中に該当する記号を入れる。

◎ 大変良い (スムーズ、協力的、向上) ○ 普通 (特になし、良い)

△ 悪い (問題あり、うまくいかなかった、不足、低迷)

① 会場 ……

⑤ 経費 ……

② 運営 ……

⑥ 審判技術 ……

③ 競技役員 ……

⑦ 競技力 ……

④ 補助員 ……

⑧ マナー ……

※ △印を付けた事項の内容を記載する。また、◎印を付けた事項について特記事項があれば記載する。

主催大会経費収支決算書

【収入の部】

費 目	予 算	決 算	決 算 内 訳 説 明
県高体連運営費			
プログラム販売収入			1冊 円× 冊
プログラム広告料			
合 計			

【支出の部】

費 目	予 算	決 算	決 算 内 訳 説 明
消 耗 品 費			内訳を費目別に記載し、 領収書を貼付する。
事 務 消 耗 品 費			
印 刷 製 本 費			
通 信 費			
会 議 費			
運 搬 費			
借 損 料			
合 計			
	主管校	月 日	円 返金
	高体連	月 日	円 確認

振込金受領書貼付欄	(返金用振込金受領書)
-----------	---------------

※ 主管校は必ず写しを残す

県高体連主催大会終了報告書作成要領 (春季・秋季地区大会・総合体育大会)

1 主催大会終了報告書(高体連様式第14号)について

- ・ 大会名は省略等せず、正式な大会名を記載すること。
- ・ 参加校数は、男子のみ参加、女子のみ参加、男女参加に分けて記載すること。
- ・ 参加選手数は、大会実施要項で認められた選手、マネージャー、補欠等を記載すること。
- ・ 現物寄贈(ボール等)があった場合は、連絡事項欄に記入すること。

2 主催大会経費収支決算書、決算内訳(高体連様式第14-3、4号)について

- ・ 大会実施に要した全ての経費を記載すること。
- ・ 収入の部は、プログラム販売収入・広告料、競技団体等からの補助金、助成金等を記載すること。
- ・ 支出の部に記載した経費には、全て領収書を添付すること。
- ・ 借損料及び運搬費は実費負担とするので、残金が出た場合も大会運営費に流用しないこと。
不足した場合は主催大会経費(借損料・運搬費)追加申請書(高体連様式第6号-2)にて申請すること。
- ・ 大会経費に残金が生じた場合は、振込用紙(大会経費返金用)にて返金し、その受領書を添付すること。

※ 決算書各費目の内容及び記載例

【収入の部】	費 目	内容及び説明記載例
	県高体連運営費	新潟県高体連からの大会運営費
	プログラム販売収入	単価×冊数
	プログラム広告料	単価×件数
	競技団体補助金等	協会、連盟等からの補助金

【支出の部】	費 目	内容及び説明記載例
	消耗品費	競技用消耗品代
	事務消耗品費	文具代等
	印刷製本費	大会要項、申込書、プログラム等印刷代
	通信費	郵便料、電話料、FAX代、振込み手数料等
	会議費	準備会議等お茶代 (会場費は支出しない) (専門部委員以外の出席は部長の認めた者とし、必要最小限にとどめる)
	運搬費	競技用具等運搬費
	借損料	会場借用料(光熱水費含む)、器具借用料等

3 大会終了報告書の提出手順等について

- ・ 主管校は、主催大会終了報告書、決算書(以下:報告書等)を2部作成する(1部原本、1部コピー)。
- ・ 主管校の出納責任者(副校長・教頭・事務長)は、報告書等の監査を行う。
- ・ 主管校は、監査及び校長決裁後の報告書等(2部)と、プログラム・大会成績(各3部)を委員長へ提出する。
- ・ 主管校は、大会参加料を専用の振込用紙にて振込み、「主催大会参加人数及び参加料明細書(高体連様式第19号)」を高体連事務局へメールにて提出する。
- ・ 委員長は、報告書等の点検を行い、部長の決裁を受ける。
- ・ 委員長は、部長決裁後、報告書等の原本と、プログラム・大会成績(各2部)を、下記のとおり高体連事務局へ送付する。残りの1部は、委員長が保管する。
 - ① 4月1日から6月30日の間に実施した事業は、7月31日までに報告する。
 - ② 7月1日から11月30日の間に実施した事業は、12月31日までに報告する。
 - ③ 12月1日から年度末にかけて実施した事業は、2月末日までに報告する。

※ 各種様式は県高体連ホームページよりダウンロードをお願いします。

専門部講習会終了報告書

会長	理事長	事務局長	書記

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟

部 長

印

主管高等学校

学校長

印

本専門部講習会が終了しましたので報告します。

記

期 日	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
会 場	

参加人数

県高体連関係者				県中体連関係者				競技団体関係者		合計	名
教職員		生徒		教職員		生徒					
男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子				

講師

氏 名	所 属

講師

氏 名	所 属

講習内容及び成果

第 1 日 目	時 分 開 始 ~	時 分 終 了
第 2 日 目	時 分 開 始 ~	時 分 終 了
第 3 日 目	時 分 開 始 ~	時 分 終 了

※添付書類 講習会資料 参加者名簿

専門部委員長	出納責任者(副校長・教頭・事務長)	会計担当者(記載責任者)
印	印	印

部講習会収支決算書

収入の部

費目	予算	決算	決算内訳説明
県高体連運営費			
参加料			円× 人
合計			

支出の部

費目	予算	決算	決算内訳説明
消耗品費			別紙「決算内訳」の用紙に費目別に内訳を記載し、領収書を貼付する。
印刷製本費			
通信費			
講師謝金			
講師旅費			
借料・損料			
会議費			
合計			

※ 収支決算書作成上の注意

- 1 収入の部は、関係機関、種目別競技団体等からの補助金及び参加料についても記載する。
- 2 支出については、すべて領収書を必要とする。
- 3 費目各に「決算内訳」に支出の内訳を記載し、領収書を貼付する。

※ 終了報告書作成及び提出

- 1 主管校は、大会終了報告書を2部作成し、その1部に決算内訳書を費目別に記載して添付する。
- 2 主管校は、報告書に講習会資料及び参加者名簿各2部を添付して専門部委員長に送付する。
- 3 委員長は、大会終了報告書2部のうち決算内訳書の添付してある方1部と講習会資料及び参加者名簿1部を県高体連事務局に送付する。
残り1部の大会終了報告書、講習会資料及び参加者名簿は、委員長が保管する。

(提出期限)

- ①4月1日から6月30日の間に実施した事業は、7月31日までに報告する。
- ②7月1日から11月30日の間に実施した事業は、12月31日までに報告する。
- ③12月1日から年度末にかけて実施した事業は、2月末日までに報告する。

専門部講習会決算内訳

(報告書に添付)

費目

品名	金額	決算内訳説明	領収証No.
合計			

領収証貼付欄

会長	理事長	事務局長	書記

北信越高校体育大会新潟県開催種目大会終了報告書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟 専門部
部長 印
委員長 印

本県で開催した北信越高等学校体育大会 大会が終了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

期 日	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()										
	1日目		競技開始		時 分		~ 競技終了		時 分		
	2日目		競技開始		時 分		~ 競技終了		時 分		
	3日目		競技開始		時 分		~ 競技終了		時 分		
会 場											

大会役員数		引率教員数	
県内	県外	県内	県外
名	名	名	名

競技役員数			
県内		県外	
高体連関係者	その他	高体連関係者	その他
名	名	名	名

補助役員数	
実人数	延人数
名	名

参加校数			
新潟県	男子	校	女子
富山県	男子	校	女子
石川県	男子	校	女子
福井県	男子	校	女子
長野県	男子	校	女子
合計	男子	校	女子

参加選手実績			
新潟県	男子	名	女子
富山県	男子	名	女子
石川県	男子	名	女子
福井県	男子	名	女子
長野県	男子	名	女子
合計	男子	名	女子

- 提出期限／ ①4月1日から6月30日の間に実施した事業は、7月31日までに報告する。
 ②7月1日から11月30日の間に実施した事業は、12月31日までに報告する。
 県・市へ実績報告をするので、提出期限を厳守すること

※ 添付書類 **プログラム 大会成績**

専門部委員長	出納責任者(副校長・教頭・事務長)	会計担当者(記載責任者)
印	印	印
(所属校名)	(所属校名
)

北信越高校体育大会収支決算書

収入の部

費目	予算額	決算額	積算内訳
新潟県補助金			
県高体連補助金			
開催地市町村補助金			
競技団体補助金			
大会参加料			団体@20,000× チーム・個人@2,000× 人
大会協賛金			広告料
プログラム販売料			1冊 円× 冊
雑収入			
合計			

支出の部

費目	予算額	決算額	積算内訳
補助対象経費	旅費		
	消耗品費		
	印刷製本費		
	通信運搬費		
	食糧費		
	借損料		
	謝金		
	褒章費		
	小計		
補助対象外経費	会議費		
	小計		
合計			

※ 記載上の注意

- 1 収支決算書の収入の部及び支出の部は、すべて明細に記載する。
- 2 予算額に対し、決算額の増減は20%を越えないこと。（県補助金実績報告書作成の関係上）

北信越高校体育大会収支決算内訳

(報告書に添付)

費目

品名	金額	説明(規格、数量等)	領収書No
合計			

領収書貼付欄

共催・後援大会終了報告書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟 専門部

部長 _____

委員長 _____

新潟県高体連の(共催・後援)大会が終了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

大会名	
期 日	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
	1日目 競技開始 時 分 ~ 競技終了 時 分
	2日目 競技開始 時 分 ~ 競技終了 時 分
	3日目 競技開始 時 分 ~ 競技終了 時 分
会 場	

参加校数		参加選手数	
男子	女子	男子	女子
校	校	名	名

補助役員数	
実人数	延人数
名	名

上位大会出場校及び選手(学校名、学年も記載)

※ ブロック大会終了後に全国大会参加が決定する場合は、決定後報告する。

団体戦	全国大会	男子		女子	
	ブロック大会	男子		女子	
個人戦	全国大会	男子		女子	
	ブロック大会	男子		女子	

※ 添付書類 プログラム 大会成績

【提出期限/大会終了後20日以内】

記載責任者	(所属校名: _____)
-------	---------------

会長	理事長	事務局長	書記

北信越高体連共催大会終了報告書 兼 全国高校選抜ブロック予選終了報告書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟 専門部

部長

委員長

本県で開催した北信越高体連共催大会が終了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

大会名	
期 日	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
会 場	

参 加 校 数				
新潟県	男子	校	女子	校
富山県	男子	校	女子	校
石川県	男子	校	女子	校
福井県	男子	校	女子	校
長野県	男子	校	女子	校
合 計	男子	校	女子	校

参 加 実 人 数				
新潟県	男子	名	女子	名
富山県	男子	名	女子	名
石川県	男子	名	女子	名
福井県	男子	名	女子	名
長野県	男子	名	女子	名
合 計	男子	名	女子	名

全国高等学校選抜大会出場校及び選手(学校名、学年も記載)

団体戦	男子		女子	
個人戦	男子		女子	

※ 添付書類 プログラム 大会成績

【提出期限／大会終了後20日以内】

記載責任者	(所属校名:)
-------	----------

会長	理事長	事務局長	書記

高体連様式第20号

北信越高校体育大会派遣旅費補助金申請書

【 廃止 】

全国高校総体派遣旅費補助金申請書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

学校長



下記のとおり大会参加を認めましたので、選手派遣旅費補助金を交付くださるようお願いいたします。

種目名 _____

区分	氏名	職名・学年	性別	出身中学校名	シャツサイズ	パンツサイズ	
引率者	引率責任者			/	/	/	
	監督			/	/	/	
	コーチ			/	/	/	
生徒 選手	コーチ						
	マネージャー						

※ 監督、コーチ、マネージャー、選手は、当該種目大会実施要項に定められた者のみを記入すること。

記載責任者 _____ (印)

会長	理事長	事務局長	書記

全国高等学校総合体育大会選手派遣旅費補助金 申請書記載及び提出要領

- 1 申請書は、「全国高等学校総合体育大会選手派遣旅費補助金交付申請書」(様式第21号)を使用する。
- 2 複数の種目で出場権を得た学校は、その申請書をまとめて提出する。
- 3 提出期限は、毎年6月末必着とする。ただし・水泳・駅伝・ラグビー・スキーは、大会終了後5日以内とする。
- 4 監督、コーチ、マネージャー及び選手は、全国高等学校総合体育大会の当該種目実施要項に定められた参加者のみを記入する(補助対象は、実施要項に定められた参加者のうち生徒のみである)
- 5 出場選手で、購入を希望する選手は、下記のサイズ表をもとに適合するサイズを記入する。
自己負担額は、ポロシャツは2,000円(1,700円を補助)、ユニフォーム送付時に同封される請求書に従って納入する。
- 6 総合開会式参加種目の参加者で、当日行進する生徒には、選手団ユニフォームとしてハーフパンツとポロシャツを支給するので、サイズ表をもとに適合するサイズを記入する。

ポロシャツサイズ表

サイズ	身長 cm	胸囲 cm
S	～170	84～92
M	165～175	88～96
L	170～180	92～100
O	175～185	96～104
XO	180～190	100～108
XXO	185～195	104～112

全国・北信越 専門委員会参加旅費支給申請書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

_____ 専門部

委員長 _____ (印)

下記のとおり(全国、北信越)専門委員会に参加しますので、規定により旅費を支給くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

会 議 名	
開 催 期 日	令和 年 月 日 () 時 分から
会 場	
J R 最 寄 駅	
行 動 日 程	
旅 費 振 込 先	銀行 支店 口座番号 フリガナ 名 義
連 絡 事 項	

※ 添付書類 会議通知の写し

会 長	理 事 長	事 務 局 長	書 記

海外競技会出場者激励費申請書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

学校長



下記のとおり海外競技会に出場しますので、激励費を支給くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 出場者氏名 学年 (年)
- 2 競技会名
- 3 旅行期間 令和 年 月 日 () ～ 令和 年 月 日 ()
- 4 添付書類 競技会要項 (海外遠征要項) 派遣依頼書
- 5 激励費振込先 主管校の指定銀行振込口座

会長	理事長	事務局長	書記

競技力向上推進事業補助金申請書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟 _____ 専門部

部 長 _____ 印

委員長 _____ 印

本専門部が実施する下記事業に標記補助金を交付くださるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の名称 _____

2 事業の趣旨

3 補助申請額 _____ 円

4 補助金の使途 ア 優秀指導者招聘経費
 イ 指導者県外（海外）研修経費

5 添付書類

- ・ 実施要項など事業の内容が記載してあるもの

※ 補助金は、専門部登録口座に送金します。

会 長	理事長	事務局長	書 記

競技力向上推進事業補助金決算書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟

部 長

印

新潟県高等学校体育連盟

委 員 長

印

本専門部が実施した標記事業が終了しましたので報告します。

【収入の部】

費 目	決 算	決 算 内 訳 説 明
県 高 体 連 補 助 金		
合 計		

【支出の部】

費 目	決 算	決 算 内 訳 説 明
合 計		

※ 領収書を添付する

会 長	理 事 長	事 務 局 長	書 記

主催大会実施要項変更申請書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟 専門部

部 長

委員長

下記大会の実施要項を変更したいので、承認くださるよう申請します。

記

1 大会名

2 変更内容

3 変更理由

4 その他

5 添付書類

- ※ 変更が必要な状況を説明するもの
- ※ 変更の結果として生じる変化や影響等を説明するもの

会 長	理事長	事務局長	書 記

【提出期限】 毎年8月31日まで

主催大会実施要項変更届

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟 _____ 専門部

部 長 _____

委員長 _____

下記大会の実施要項を変更したいので、承認くださるよう申請します。

記

1 大会名

2 変更内容

3 変更理由

4 その他

5 添付書類

※ 変更が必要な状況を説明するもの

※ 変更の結果として生じる変化や影響等を説明するもの

会 長	理事長	事務局長	書 記

主催大会開催申請書

(新規開催用)

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟 専門部

部長 _____ 印

委員長 _____ 印

下記のとおり新規に高体連主催大会を開催したいので、承認くださるよう申請します。

記

1 大会名

2 大会内容

(1) 実施種目

(2) 開催日数

(3) 開催方向

(4) 競技役員予定数

(5) 参加予定数 ア 学校数 _____ 校 イ 選手数 _____ 人

(6) その他

3 開催経費 _____ 円

内訳：消耗品費 _____ 円 事務消耗品費 _____ 円 印刷製本費 _____ 円

食料費 _____ 円 通信費 _____ 円

運搬費 _____ 円 借損料 _____ 円

4 開催理由

5 添付書類

大会実施要項案

会 長	理事長	事務局長	書 記

【提出期限】毎年8月31日まで

共催・後援申請書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

(競技団体名)

代表者氏名

印

下記事業について（共催・後援）くださるよう申請します。

事業の実施にあたっては、新潟県高等学校体育連盟開催基準要項を遵守します。

記

1 事業の名称

2 事業の趣旨

3 事業の内容

(1) 主 催

(2) 共 催

(3) 後 援

(4) 開催期日

(5) 参加対象者

(6) 参加予定数 ア 学校数_____校 イ 選手数_____人

(7) その他

4 申請理由

5 添付書類

大会実施要項案

【提出期限】前年度10月31日まで

会 長	理事長	事務局長	書 記

分担金納入通知書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

学校長

下記のとおり、令和 年度新潟県高等学校体育連盟分担金を納入します。

記

在籍生徒数

	男 子	女 子	計
1年生	名	名	名
2年生	名	名	名
3年生	名	名	名
		合 計 ①	名

教育職員数

教育職員数 ② 名

合 計

在籍生徒数+教育職員数 ①+② 名

分担金納入金額 600円 × 名 = 円

令和 年 月 日

事務担当者 職名・氏名

会 長	理事長	事務局長	書 記

高体連年報購入申込書

【 廃止 】

令和 年度 運動部種目別加入人数調査票(学校用)

学校名

学校

5月1日現在

No.	種 目 名	1 年 生			2 年 生			3 年 生			合 計		
		男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計
1	陸上競技												
2	体操												
3	新体操												
4	競泳												
5	水球												
6	飛び込み												
7	アルペン												
8	クロスカントリー												
9	ジャンプ												
10	バレーボール												
11	バスケットボール												
12	ソフトテニス												
13	卓球												
14	バドミントン												
15	サッカー												
16	ラグビー												
17	ソフトボール												
18	柔道												
19	剣道												
20	相撲												
21	レスリング												
22	登山												
23	ダンス												
24	ハンドボール												
25	テニス												
26	ホッケー												
27	フェンシング												
28	弓道												
29	ウェイトリフティング												
30	ローイング												
31	自転車競技												
32	空手道												
33	ボクシング												
34	少林寺拳法												
35	なぎなた												
36	アーチェリー												
37	カヌー												
38	ヨット												
39	ゴルフ												
40	ボウリング												
41	軟式野球												
42	硬式野球												
43	スケート												
44	馬術												
45													
46													
47													
加入人数合計													
在籍人数													
加入率													

記載責任者氏名()

提出期限 5月末日まで

※硬式野球部・軟式野球部を忘れずにご記入下さい。

理事長	事務局長	書記

令和 年度 新潟県高等学校体育連盟 運動部加入人数調査

専門部名 【 _____ 】 記載責任者氏名 _____

6月1日現在調査数

提出期限/6月12日(金)

通番	学 校 名	1年生			2年生			3年生			総合計	通番	学 校 名	1年生			2年生			3年生			総合計		
		男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計				男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計			
1	新 潟 潟											50	長 岡 商												
2	新 潟 中 央											51	見 附												
3	新 潟 南											52	正 徳 館												
4	新 潟 江 南											53	栃 尾												
5	新 潟 西											54	三 条												
6	新 潟 東											55	三 条 東												
7	新 潟 北											56	新 潟 県 央 工												
8	碧											57	三 条 商												
9	新 潟 工											58	燕 中 等												
10	新 潟 商											59	加 茂 農 林												
11	新 潟 向 陽											60	加 茂 農 林												
12	白 根											61	小 千 谷												
13	巻											62	小 千 谷 西												
14	巻 総 合											63	小 出												
15	吉 田											64	国 際 情 報												
16	分 水											65	六 日 町												
17	万 代											66	八 海												
18	高 志 中 等											67	塩 沢 商 工												
19	新 潟 明 訓											68	十 日 町												
20	北 越											69	十 日 町 総 合												
21	新 潟 青 陵											70	津 南 中 等												
22	新 潟 清 心 女 子											71	中 越												
23	敬 和 学 園											72	帝 京 長 岡												
24	新 潟 第 一											73	加 茂 暁 星												
25	東京学館新潟											74	柏 崎												
26	日 本 文 理											75	柏 崎 常 盤												
27	新 発 田											76	柏 崎 総 合												
28	新 発 田 南											77	柏 崎 工												
29	新 発 田 農											78	柏 崎 翔 洋 中 等												
30	新 発 田 商											79	高 田												
31	村 上											80	高 田 北 城												
32	村 上 桜 ケ 丘											81	高 田 農												
33	村 上 中 等											82	上 越 総 合 技 術												
34	中 条											83	高 田 商												
35	阿 賀 野											84	新 井												
36	豊 栄											85	直 江 津 中 等												
37	新 津											86	有 恒												
38	新 津 工											87	松 代												
39	新 津 南											88	糸 魚 川												
40	五 泉											89	糸 魚 川 白 嶺												
41	村 松											90	海 洋												
42	阿 賀 黎 明											91	上 越												
43	新 発 田 中 央											92	関 根 学 園												
44	開 志 国 際											93	新 潟 産 大 附												
45	長 岡											94	佐 渡												
46	長 岡 大 手											95	羽 茂												
47	長 岡 向 陵											96	佐 渡 中 等												
48	長 岡 農											97	佐 渡 総 合												
49	長 岡 工												合 計												

男子実施校 _____ 校

実施校実数 _____ 校

女子実施校 _____ 校

男子部員数 _____ 人

部員数合計 _____ 人

女子部員数 _____ 人

※記入について

- ・同好会は学校通番を赤○で囲む。
- ・部活・同好会ではない場合は学校通番を赤△で囲む
- ・体操専門部は、体操競技と新体操に分けて2枚ご記入ください。
- ・水泳専門部は、競泳・飛込・水球に分けて3枚ご記入ください。

理事長	事務局長	書記

令和 年度 新潟県高等学校体育連盟 運動部外部指導者人数調査

専門部名 [] 記載者氏名 _____

6月1日現在調査 提出期限/6月12日(金)

通番	学 校 名	男子部指導者数	女子部指導者数	共通指導者数	通番	学 校 名	男子指導者数	女子指導者数	共通指導者数
1	新 潟 中 央				50	長 岡 商			
2	新 潟 南				51	見 徳 附			
3	新 潟 江 南				52	正 徳 館			
4	新 潟 西				53	栃 尾			
5	新 潟 東				54	三 条			
6	新 潟 北				55	三 条 東			
7	新 潟 碧				56	新 潟 県 央 工			
8	新 潟 工				57	三 条 商			
9	新 潟 商				58	燕 中 等			
10	新 潟 向 陽				59	加 茂 農 林			
11	白 根				60	加 茂 農 林			
12	卷				61	小 千 谷			
13	卷 総 合				62	小 千 谷 西			
14	吉 田				63	小 千 谷 出			
15	分 水				64	国 際 情 報			
16	万 代				65	六 日 町			
17	高 志 中 等				66	八 海			
18	新 潟 明 訓				67	塩 沢 商 工			
19	北 越				68	十 日 町			
20	新 潟 青 陵				69	十 日 町 総 合			
21	新 潟 清 心 女 子				70	津 南 中 等			
22	敬 和 学 園				71	中 越			
23	新 潟 第 一				72	帝 京 長 岡			
24	東 京 学 館 新 潟				73	加 茂 暁 星			
25	日 本 文 理				74	柏 崎			
26	新 発 田				75	柏 崎 常 盤			
27	新 発 田 南				76	柏 崎 総 合			
28	新 発 田 農				77	柏 崎 工			
29	新 発 田 商				78	柏 崎 翔 洋 中 等			
30	村 上				79	高 田			
31	村 上 桜 ケ 丘				80	高 田 北 城			
32	村 上 中 等				81	高 田 農			
33	中 条				82	上 越 総 合 技 術			
34	阿 賀 野				83	高 田 商			
35	豊 栄				84	新 井			
36	新 津				85	直 江 津 中 等			
37	新 津 工				86	有 恒			
38	新 津 南				87	松 代			
39	五 泉				88	糸 魚 川			
40	村 松				89	糸 魚 川 白 嶺			
41	阿 賀 黎 明				90	海 洋			
42	新 発 田 中 央				91	上 越			
43	開 志 国 際				92	関 根 学 園			
44	長 岡				93	新 潟 産 大 附			
45	長 岡 大 手				94	佐 渡			
46	長 岡 向 陵				95	羽 茂			
47	長 岡 農				96	佐 渡 中 等			
48	長 岡 工				97	佐 渡 総 合			
49	合 計								

※ 男子部指導者・女子部指導者・共通指導者の人数をご記入ください。
共通指導者の場合は共通指導者欄のところのみご記入ください。

理事長	事務局長	書 記

新潟県高体連表彰選手推薦書 (第1期選考用)

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟 _____ 専門部

部 長 _____

委員長 _____

下記の生徒を「新潟県高等学校体育連盟表彰規定」により、「第1期選考」表彰選手として推薦します。

記

氏 名	学 校 名	学年	推薦理由 (大会名・種目名・順位等)

会 長	理事長	事務局長	書 記

新潟県高体連表彰選手推薦書

(第2期選考用)

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟 専門部

部長 _____

委員長 _____

下記の生徒を「新潟県高等学校体育連盟表彰規定」により、「第2期選考」表彰選手として推薦します。

記

大会名				
成績(順位)	氏名	学校名	学年	出場種目

大会名				
成績(順位)	氏名	学校名	学年	出場種目

会長	理事長	事務局長	書記

事故発生等連絡票 兼 事故報告書

新潟県高等学校体育連盟会長 様				
報告者				
発 信 者	所属・氏名		連絡先TEL	
発 信 日 時	令和 年 月 日() 午前・午後 時 分			
該 当 者 氏 名	学校名		氏名 (学年)	
報 告 事 項 (具 体 的 に)				
発 生 日 時	令和 年 月 日() 午前・午後 時 分			
発 生 場 所				
状 況				
措 置 状 況				
そ の 他				
関 係 文 書	ありません	別に送ります	一緒に送ります	その他

- 注 1 事故等が発生したら、速やかに「連絡票」を高体連事務局に提出する。
 2 措置等が定まったら、改めて「事故報告書」を提出する。
 3 事実関係と判断・対応を区別して記載する。長文になる場合は、別紙に記載し添付する。

会 長	理 事 長	事 務 局 長	書 記

専門部事務費決算書

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟
部 長 印

新潟県高等学校体育連盟
委 員 長 印

本専門部の本年度運営が下記のとおり終了しましたので関係書類を添えて報告します。

【収入の部】

費 目	予 算	決 算	決 算 内 訳 説 明
県高体連事務費			
合 計			

【支出の部】

費 目	予 算	決 算	決 算 内 訳 説 明
I 加盟校連絡費			
1			
2			
3			
4			
II 顧問会議費			
1			
2			
III 委員会会議費			
1			
2			
IV 雑 費			
1			
2			
合 計			

※ 領収書を添付する

[提出期限] 毎年2月末日まで

会 長	理 事 長	事 務 局 長	書 記

専門部事務費決算内訳

費目

品名	金額	説明(規格、数量等)	領収証No.
合計			

領収証貼付欄

令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

新潟県高等学校体育連盟 _____ 専門部
 部 長 _____ 印
 委員長 _____ 印

合同チームによる大会参加申請書

下記の大会及び学校について、合同チームの参加を申請します。

1 大会名 _____

2 合同チーム編成

	チーム名等	合同チーム編成学校名
(例)	チームA	〇〇高等学校、〇〇高等学校
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

【添付書類】 各校の大会参加申込書（写）

会 長	理事長	事務局長	書 記

高体連様式 第37号

(届出日) 令和 年 月 日

新潟県高等学校体育連盟会長 様

_____ 学校
校 長 印

本校部活動指導員の大会引率について (届出)

本校〇〇部の部活動指導員を、令和〇〇年度〇〇〇〇〇〇大会の引率者として委嘱しましたので、下記のとおり届け出ます。

なお、事故発生時は学校設置者の定める部活動指導員に関する規則等に従い、本校が対応します。

記

下記の者は、学校教育法施行規則第78条2及び学校設置者の定める規則等に則る本校の部活動指導員であり、全国高等学校総合体育大会開催基準要項に定める引率・監督の規程に違反していないことを確認しました。

学 校 名			
部活動名			
(ふりがな) 氏 名			
性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
任 命 者			
任命期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
所有資格			
そ の 他			

參考資料

北信越高等学校体育大会開催基準要項

昭和41年 1月制定	昭和48年 9月改訂	昭和57年 9月改訂	令和元年 9月改訂
昭和59年 9月改訂	昭和61年 9月改訂	昭和63年 9月改訂	令和4年 9月改訂
平成 3年 9月改訂	平成10年 9月改訂	平成11年 9月改訂	令和5年 3月改訂
平成12年11月改訂	平成17年 9月改訂	平成18年 9月改訂	令和6年 4月改訂
平成19年11月改訂	平成22年 9月改訂	平成25年 9月改訂	令和6年 9月改訂
平成26年 9月改訂	平成28年 9月改訂	平成30年 9月改訂	

北信越高等学校体育連盟

北信越高等学校体育大会（以下「大会」という。）は、スポーツをとおして北信越5県（長野・新潟・富山・石川・福井）の高等学校生徒相互の親睦を深め、技能の向上とアマチュアスポーツの精神の高揚を図り、心身ともに健全な高等学校生徒を育成するものである。

実施にあたって、一層円滑な運営を期するため、開催県の関係機関・団体と緊密な連絡をとり実施する。

1 主 催

大会の主催は、北信越高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）とし、必要に応じて開催県高等学校体育連盟（以下「高体連」という）、関係競技団体を含めることができる。

2 共 催

開催県教育委員会

開催県スポーツ協会

開催県スポーツ協会開催種目別競技団体

必要に応じて、開催地市町村、開催地市町村教育委員会、開催地市町村スポーツ（体育）協会及び開催地市町村スポーツ（体育）協会開催種目別競技団体を含めることができる。

3 後 援

大会には、必要により開催県、開催地市町村、開催地市町村の関係機関、団体、その他（新聞社等）を後援団体とすることができる。

4 主 管

開催県高体連

開催県高体連専門部

その他、必要に応じて開催県高体連が決定する。

5 大会運営

- (1) 大会は、北信越5県内を種目別に定められた順序の輪番で開催することを原則とする。
- (2) 開催地は、開催県高体連が決定する。
- (3) 種目別競技の運営は、開催県高体連当該専門部が他の主管団体と提携してあたる。
- (4) 競技方法は各種目とも学校対抗とし、別に個人戦をあわせて実施することができる。
- (5) 各競技の参加チーム数、選手数は大会期間中に終了することを限度とし、大会要項の変更及びチーム数、選手数の変更については理事会において決定する。

6 大会開催種目

競技種目は、次のとおりとする。

- (1)陸上競技 (2)駅伝競走 (3)体操 (4)水泳 (5)バスケットボール (6)バレーボール
- (7)ソフトテニス (8)ハンドボール (9)サッカー (10)ラグビーフットボール
- (11)バドミントン (12)ソフトボール (13)相撲 (14)柔道 (15)剣道 (16)ローイング
- (17)レスリング (18)弓道 (19)テニス (20)卓球 (21)自転車競技 (22)ボクシング
- (23)ホッケー (24)ウエイトリフティング (25)ヨット (26)フェンシング
- (27)空手道 (28)登山 (29)アーチェリー (30)なぎなた (31)少林寺拳法 (32)カヌー

7 大会開催期日

大会は、原則として6月第3土・日曜日開催とし、水泳については7月10日以降、全国高等学校総合体育大会（以下、「全国高校総体」という。）参加申込みに支障のない期日に実施すること。

8 大会開催日程

大会日数は、2日を超えないことを原則とする。ただし、天候等の関係で上記期間内に実施不可能な場合は開催県高体連と協議のうえ変更することができる。

9 大会開催の決定

- (1) 新たに大会の開催を希望する種目は、北信越5県の当該専門部長間で協議し、実施要項案に予算書を添え、県高体連会長並びに北信越高体連会長に申請書を提出する。
- (2) 申請書は、大会開催年度の前年4月1日から8月31日までに提出するものとする。
- (3) 本連盟は、上記(2)の申請にもとづき、本連盟理事会において実施の可否を決定する。
- (4) 実施種目並びにその開催県は、開催年度の前年の理事会において決定する。

10 引率・監督

- (1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、各県高体連会長に事前に届け出る。
- (2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入することを条件とする。

但し、各県における規定があり、引率・監督者がこの基準により限定された範囲内であればその規定に従うことを原則とする。

11 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。但し、休学中・留学中の生徒は除く。
- (2) 選手は、北信越5県各県高体連に加盟している学校の生徒で、当該競技実施要項により大会の参加資格を得た者に限る。
- (3) 年齢は、平成__年（20__年）4月2日以降に生まれた者とする。（__部分の数字は開催当該年度－19となる。）但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での同一競技出場は1回限りとする。
 - ①「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。＊ベンチに入ることは「出場」とみなす。
 - ②大会参加資格を満たし、日程等が重ならない場合は複数競技への参加を認める。
- (4) チームの編成において、全日制課程、定時制課程、通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 下の場合に限り、複数校合同チームの大会参加を認める。
 - ア. 部員不足に伴う合同チーム（都道府県高等学校体育連盟会長により予選会から参加が認められた場合）
詳細は、全国高体連が定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」と専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」による。
 - イ. 統廃合対象校による合同チーム
（統廃合完了前の2年間に限る）
- (6) 転校・転籍後6ヶ月未満（水泳は1年）のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）但し、一家転住などやむを得ない場合は、各県高体連会長の認可があればこの限りでない。大会開始前のエントリー変更期限前に6ヶ月が経過し出場資格が発生した場合、団体競技種目や団体戦では、エントリー変更のルールがある場合には、そのルールに従って変更を認める。
- (7) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する各県高体連会長の承認を必要とする。
- (8) 参加資格の特例
 - ア 上記(1)．(2)に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと判断され、県高体連会長が推薦した生徒について、全国高校総体開催基準要項の「大会参加資格の別途に定める規程」に従い大会参加を認める。
 - イ 上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。

12 大会役員

大会役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 北信越高体連会長
- (2) 副会長 開催市町村の教育長および会長県以外の高体連会長
- (3) 参与 北信越各県高体連副会長
- (4) 委員長 開催県高体連当該専門部長
- (5) 副委員長 開催県以外の高体連当該専門部長
- (6) 委員 北信越各県高体連理事長・北信越各県高体連当該専門委員長
- (7) その他、必要により、名誉会長、名誉副会長、顧問等をおくことができる。
また、会長、委員長以外の委員については関係者を追加することができる。

13 競技役員

- (1) 競技役員は、開催県内の者に委嘱することを原則とし、必要があれば開催県以外の県の引率者に本人の承諾を得て委嘱することができる。
- (2) 競技役員の編成上、止むを得ない場合は他の参加県に依頼することができる。この役員の旅費等の経費は当該種目の大会運営費から支出する。

14 大会参加料

- (1) 大会参加者は、参加料を納入する。
- (2) 参加料の額は、各種目とも団体競技個人種目ともに同年度全国高校総体参加料の2/3を上限とする。
- (3) 参加料は、当該種目の大会運営費にあてる。

15 表彰

- (1) 各種目とも上位入賞者に賞状を授与する。競技ごとの入賞者数は別に定める。
- (2) 優勝旗、優勝杯等は本連盟理事会の承認を得て、種目ごとに授与することができる。

16 その他

- (1) 参加章、記念品等は贈与しない。
- (2) 他県役員を招待するレセプション等を行わない。
- (3) 専門委員長会議は大会期間中に開催し、年1回を原則とする。
- (4) 競技の組合せ抽選は、開催県の責任抽選とする。

【北信越高等学校体育大会申し合わせ事項】

- 1 開会式を前日開催する場合は、本連盟の承認を必要とする。
- 2 各種目開催県の参加料並びに宿泊料金は、本連盟理事会の承認を必要とする。
- 3 北信越5県高体連関係者本大会役員についての委嘱状は必要としない。
- 4 開催県外の競技役員を依頼する場合は、開催県の高体連会長名で依頼する。
- 5 各種目開催県高体連事務局は、下記書類を他4県事務局に一括して送付する。
 - ① 大会実施要項 2部・・・作成後早急に
 - ② 大会プログラム 2部・・・大会終了後早急に
 - ③ 大会成績、結果報告 2部・・・大会終了後早急に

全国高等学校総合体育大会開催基準要項

1 総 則

公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）は、全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という）を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

2 目 的

大会は、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

3 主 催

(1) 大会の主催は、本連盟、開催地都道府県、同教育委員会及び関係中央競技団体とする。

夏季大会は、開催ブロック都道府県及び固定開催競技種目開催地とする。（総合ポスター等に記載する）

(2) 競技種目別大会については、上記(1)の他に会場地市町村及び同教育委員会を加えることができる。

なお、協賛企業獲得業務を担当する企業に共催名義の使用を認める。

4 後 援

(1) 大会の後援は、スポーツ庁・(公財)日本スポーツ協会及びNHKとする。

(2) 競技種目別大会については、上記(1)の他に開催地都道府県スポーツ（体育）協会及び会場地市町村スポーツ（体育）協会等を加えることができる。

5 主 管

競技種目別大会の主管は、本連盟当該専門部、開催地都道府県高等学校体育連盟及び関係都道府県競技団体とする。

6 協 賛

大会の協賛は、本連盟が別に定める「全国高等学校総合体育大会スポンサーシッププログラムによる協賛要項」による。

7 大会開催の順序と地域区分

(1) 大会は毎年、夏季・冬季に分けて開催する。

(2) 夏季大会の開催地は、本連盟の定める3地域（東・中・西）ごとに、ブロックの輪番を原則として決定する。

但し、地域・ブロックの順序決定にあたっては、地域内のブロック数及び都道府県数のバランスを考慮する。

(3) 冬季大会の開催地は冬季総体検討プロジェクトで協議のうえ、競技種目毎に決定する。

(4) 夏季大会は東、中及び西の地域内の順序で開催し、地域内においてもブロックの輪番を原則とする。

なお、東、中及び西の地域並びにブロックの区分は、別表のとおりとする。但し、冬季大会については適用しない。

【別表】	地 域	ブロック	都 道 府 県
	東	北海道 東 北 関 東	北海道 (北)青森・岩手・秋田/(南)宮城・山形・福島 (北)茨城・栃木・群馬・埼玉/(南)千葉・東京・神奈川・山梨
	中	北信越 東 海 近 畿	新潟・富山・石川・福井・長野 岐阜・静岡・愛知・三重 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
	西	中 国 四 国 九 州	鳥取・島根・岡山・広島・山口 徳島・香川・愛媛・高知 (北部)福岡・佐賀・長崎・大分/(南部)熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

8 大会開催地の決定（夏季大会・冬季大会共通）

- (1) 本連盟は、開催ブロック高等学校体育連盟と連携し、開催ブロック都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟と調整を図り、大会開催5年前までに、それぞれに文書で開催を依頼する。
- (2) 依頼を受けた都道府県高等学校体育連盟は、ブロック内の各都道府県高等学校体育連盟と緊密な連絡調整のうえ、開催地都道府県教育委員会と連署で、原則として大会開催年度の4年前の4月1日から8月末日までの間に本連盟会長宛に開催承諾書（別紙様式1）を提出する。
- (3) 大会開催地の決定について重大な自然災害等の不測の事態が生じた場合には、開催地都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟と本連盟が別途協議する。
- (4) 開催承諾書の受理をもって大会開催地の決定とする。開催承諾書の受理後、速やかに会長より決定通知書を交付する。
- (5) 開催ブロック都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟は、大会開催に向け、連絡協議会を設置し、相互の連絡・調整を図る。但し、固定開催競技種目開催県が開催ブロック内に無い場合は、連絡協議会メンバーから除く。（必要に応じて出席を要請できる）また、互選により「幹事都道府県」を定める。なお、「幹事都道府県」は、開催ブロック都道府県をとりまとめ、連絡協議会の円滑な運営にあたるものとする。

9 大会開催時期及び期間

- (1) 夏季大会の開催は8月1日から12日まで及び16日から20日までの間を原則とする。
- (2) 冬季大会の開催は12月下旬から2月までの間を原則とする。
- (3) 競技種目別大会の期間は4日以内を原則とする。ただし、4日を超える場合は、全国高等学校総合体育大会中央委員会（以下「総体中央委員会」という）の承認を得なければならない。
- (4) 国民の祝日等に関係職員に対し勤務を命じることのできない開催地都道府県においては、実行委員会がこれらの状況を踏まえ、開催時期及び期間を設定する。

10 大会の内容

- (1) 競技は次のとおりとする。

ア. 夏季大会（30 競技）

陸上競技・体操・水泳・バスケットボール・バレーボール・卓球・ソフトテニス・ハンドボール・サッカー・バドミントン・ソフトボール・相撲・柔道・ローイング・剣道・レスリング・弓道・テニス・登山・自転車競技・ボクシング・ホッケー・ウエイトリフティング・ヨット・フェンシング・空手道・アーチェリー・なぎなた・カヌー・少林寺拳法

※サッカー（男子）令和6～9年度は福島県、サッカー（女子）令和6～8年度は北海道、ヨット平成27～令和16年度は和歌山県にて固定開催とする。

イ. 冬季大会（4競技）

スキー・スケート・駅伝競走・ラグビーフットボール

※駅伝競走については京都府、ラグビーフットボールについては大阪府にて固定開催とする。

- (2) 競技種目別大会は学校対抗戦を原則とするが、個人戦も実施することができる。
- (3) 競技種目別大会の参加人員は、総体中央委員会で決定する。
- (4) 競技種目別大会の競技会場及び競技用備品・用具については、「全国高等学校総合体育大会開催に係る申し合わせ事項」に基づき、開催地都道府県実行委員会が本連盟専門部と協議し決定する。
- (5) 大会期間中には、大会開催に必要な会議及び直接大会と関わりのある会議のみ開催することができる。
但し、直接大会と関わりのない会議を行う場合は、総体中央委員会の承認を得なければならない。その他の会議の開催は大会運営費と関わりのないものとする。

11 引率・監督

- (1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、都道府県高体連会長に事前に届け出る。
- (2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

但し、各都道府県における規程があり、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規程に従うことを原則とする。

12 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)に在籍する生徒であること。
但し、休学中、留学中の生徒を除く。
- (2) 選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により全国大会の参加資格を得たものに限る。但し、都道府県高体連に専門部が設置されていない種目については、加盟校の生徒であることとする。
- (3) 年齢は、___年4月2日以降に生まれたものとする。（___部分の数字は開催当該年度-19となる）
但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での同一競技出場は1回限りとする。（「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。）
大会参加資格を満たし、日程等が重ならない場合は複数競技への参加を認める。
- (4) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 以下の場合に限り、複数校合同チームの大会参加を認める。

ア. 部員不足に伴う合同チーム

（都道府県高等学校体育連盟会長により予選会から参加が認められた場合）

詳細は、本連盟が定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」と専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」による。

イ. 統廃合対象校による合同チーム

（統廃合完了前の2年間に限る）

- (6) 転校・転籍後6ヶ月未満（水泳は1年）のものは同一競技への参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）但し、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りでない。

大会開始前のエントリー変更期限前に6ヶ月が経過し出場資格が発生した場合、団体競技種目や団体戦では、エントリー変更のルールがある場合には、そのルールに従って変更を認める。

(7) 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する都道府県高等学校体育連盟会長の承認を必要とする。

(8) 参加資格の特例

ア. 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、都道府県高等学校体育連盟会長が推薦した生徒について、大会参加資格の別途に定める規程にしたがい大会参加を認める。

イ. 上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回までとする。

【大会参加資格の別途に定める規程】

1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、都道府県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。

2 以下の条件を具備すること。

(1) 大会参加資格を認める条件

ア. 本連盟の活動の目的を理解し、それを尊重すること。

イ. 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあつては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。

ウ. 各学校にあつては、都道府県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ、全国大会への出場条件が満たされていること。

エ. 各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失することなく運営が適切であること。

(2) 大会参加に際し守るべき条件

ア. 大会開催基準要項を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等にしたがうとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ. 大会参加に際しては、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償責任保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

ウ. 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

13 大会役員

別に定める「大会役員編成基準表・競技種目別大会役員編成基準表」による。

14 高体連マーク、インターハイキャラクター等

(1) (公財)全国高等学校体育連盟「マーク」(以下「高体連マーク」という)は、昭和25年に制定された本連盟標章を使用するものとする。

(2) 高体連マーク、インターハイマスコットキャラクター及びロゴマーク・エンブレムマークは、本連盟の許可なくしてみだりに商品、商業広告、宣伝等に利用してはならない。

(3) 高体連マークの使用に関しては、『(公財)全国高等学校体育連盟「マーク」使用規程』による。

(4) インターハイキャラクター等の使用に関しては「インターハイキャラクター等使用規程」による。

15 競技種目別大会の運営

競技種目別大会の運営は、本連盟各競技専門部と関係中央競技団体、開催地都道府県実行委員会とが、密接な連絡をとりながらこれにあたる。

16 実行委員会

- (1) 開催地都道府県は大会のために実行委員会を設置する。
- (2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。
 - ア. 名称
 - イ. 目的
 - ウ. 組織
 - エ. 役員
 - オ. 管掌内容
 - カ. 経理方法
 - キ. その他必要な事項
- (3) 実行委員会は、事務局を設ける。
- (4) 次の事項については、総体中央委員会の承認を得なければならない。開催ブロック都道府県で統一できるものは開催ブロック幹事都道府県がまとめて申請する。
 - ア. 大会運営の予算及び決算
 - イ. 競技施設の計画
 - ウ. 総合開会式
 - エ. 宿泊要項・弁当調達要項（冬季大会のみ）
 - オ. 競技種目別大会実施要項
 - カ. その他総体中央委員会で必要と認める事項（医療要項、個人情報及び肖像権に関する取り扱い、諸経費（受益者負担）等）
- (5) 次の事項については会長の承認を得なければならない。開催ブロック都道府県で統一できるものは開催ブロック幹事都道府県がまとめて申請する。

なお、会長は承認内容について総体中央委員会に報告する。

 - ア. ブロック開催基本方針（固定競技種目開催県は別途作成）・各都道府県開催基本構想
 - イ. 実行委員会規程・役員
 - ウ. 大会愛称・スローガン
 - エ. 図案（参加章・ポスター・シンボルマーク・入賞メダル）
 - オ. その他必要と認める事項
- (6) 高体連マーク・大会愛称・スローガン・シンボルマーク等の使用については、『(公財)全国高等学校体育連盟「マーク」使用規程』及び「インターハイキャラクター等使用規程」に基づき、「取り扱い規程」を作成し、総体中央委員会の承認を得なければならない。開催ブロック都道府県で統一できるものは開催ブロック幹事都道府県がまとめて申請する。
- (7) 開催地都道府県が必要と認める場合は、市町村に会場地市町村実行委員会を設置することができる。
- (8) 開催地都道府県実行委員会は大会終了後、できるだけ速やかに報告書を作成し、関係機関・団体に配付する。

17 競技種目別大会の実施要項

- (1) 大会で実施する競技種目については、本連盟各競技専門部と開催地都道府県実行委員会が協議の上、実施要項案を作成し、夏季・冬季大会とも、原則として大会開催前年度の総体中央委員会に提出する。
- (2) 競技種目別大会の実施要項に記載する内容は次のとおりとする。作成にあたっては別紙「競

技種目別大会実施要項作成基準」による。

- ア. 期日
- イ. 会場
- ウ. 競技種目
- エ. 競技日程
- オ. 競技規則
- カ. 競技方法
- キ. 引率・監督
- ク. 参加資格
- ケ. 参加制限
- コ. 参加申込
- サ. 参加料
- シ. 表彰
- ス. 宿泊
- セ. 諸会議
- ソ. 組合せ
- タ. 個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて
- チ. 連絡事項（その他）

- (3) 競技種目別大会の実施要項及び申込用紙は、夏季大会については当年度第1回総体中央委員会終了後速やかに、冬季大会については10月1日までに、開催ブロック各都道府県実行委員会より各都道府県高等学校体育連盟事務局宛に送付する。

18 参加申込み

- (1) 都道府県大会、または地域大会において選抜または選考されたものについて、都道府県高等学校体育連盟会長は当該校長と連署して所定の様式により定められた期限までに、会場地市町村実行委員会（市町村実行委員会が設置されていない場合は都道府県実行委員会）、その他実施要項に記載される宛先に都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに申込みものとする。
- (2) 申込み期限は総体中央委員会で決めるが、原則として開催日の4週間前とする。
- (3) 申込先等、申込みの詳細については、競技種目別大会実施要項の記載に従う。
- (4) 上記の申込み期限を過ぎた場合は参加できない。

19 大会参加料

- (1) 大会参加者は参加料を納入する。
- (2) 参加料の額は、総体中央委員会で決定する。
- (3) 参加料は会場地市町村実行委員会（会場地市町村実行委員会が設置されていない場合は都道府県実行委員会）に納入する。
- (4) 参加料は競技種目別大会運営費にあてる。
- (5) 参加料以外に大会運営費の一部を参加者から徴収する場合は、総体中央委員会の承認を得なければならない。

20 大会参加章（IDカード等）

- (1) 参加章は大会に参加する大会役員、競技役員、運営役員及び補助員と都道府県選手団本部役員、選手、監督及び報道員並びに会場地市町村実行委員会（市町村実行委員会が設置され

てない場合は都道府県実行委員会)が必要と認めたものに支給する。

- (2) 参加章は大会参加を証するもので、当該競技会場に入場することができる。但し、開催地都道府県実行委員会は、会場の都合により入場に制限を加えることができる。
- (3) 参加章の意匠は毎年新しくし、各競技種目別大会同一とする。ただし、冬季大会についてはこの限りでない。
- (4) 参加章の意匠は開催ブロック都道府県実行委員会で検討し、本連盟会長の承認を得た後、実行委員会が作成する。
- (5) 開催地都道府県実行委員会は、必要に応じて共通参加章を作成・支給することができる。

21 大会の式典

- (1) 夏季大会の総合開会式は、開催ブロック都道府県実行委員会が選定した会場において、同実行委員会が指定した競技種目の選手・役員が参加し行う。なお、冬季大会の開会式は各会場で行う。
- (2) 夏季大会の総合開会式に参加した競技種目が特に必要と認める場合は、総体中央委員会の承認を得て、別に競技種目ごとの開会式を行うことができる。
- (3) 閉会式は原則として、それぞれの競技種目ごとの競技会場で行う。
- (4) 「総合開会式式典基準」は別に定める。

22 表彰

各競技種目とも、上位入賞校(者)に大会会長より賞状及びメダルを授与する。団体優勝校には、本連盟会長杯、文部科学大臣杯及び賞状を授与する。競技種目ごとの入賞数は、各競技種目別大会の実施要項に定める。

23 プログラム

- (1) プログラムは競技種目別大会プログラムとする。
- (2) 競技種目別大会プログラムには、商業広告を掲載することができる。掲載した広告料の収入は開催地都道府県もしくは会場地市町村の実行委員会が収受する。なお、プログラム収入の会計処理については、開催地都道府県もしくは会場地市町村の実行委員会が当たる。
- (3) プログラムは有料で頒布することを原則とする。ただし、次については無料とする。
 - ア. 競技別団体 (関係種目のみ) 5部
 - イ. 競技役員 (関係種目のみ) 1部
 - ウ. 競技種目別都道府県代表監督 (関係種目のみ) 1部
 - エ. 参加校各校につき (団体関係種目のみ) 2部
 - オ. 報道関係者 申込人数の 1/4
 - ただし単独競技取材社 (関係種目のみ) 1部
 - カ. 本連盟 (全競技種目)
 - ①全国高体連事務局 10部
 - ②読売新聞社 30部
 - キ. 記録処理業務委託会社 必要部数

24 都道府県選手団役員編成

- (1) 都道府県選手団本部役員の編成は、各都道府県高等学校体育連盟が次の基準により編成する。
 - ア. 夏季大会は団長、副団長、総務併せて10名以内
 - イ. 冬季大会は団長、副団長、総務併せて5名以内

- (2) 都道府県選手団本部役員の参加申込みは、開催ブロック都道府県実行委員会に申し込まなければならない。

25 大会の経費

大会の準備並びに運営のための経費は国庫補助金、開催ブロック都道府県補助金・負担金、会場地市町村補助金・負担金、本連盟負担金、助成金、参加料、寄附金、協賛金等でまかなう。

26 宿泊・弁当

《夏季大会》

- (1) 都道府県の本部役員・選手・監督及び視察員、大会役員、競技役員及び報道員への配宿業務及び弁当調達業務は、本連盟が統括する配宿担当企業が準備し担当する。なお、エントリーした選手、監督は宿泊・弁当調達要項に基づき、所定の様式により都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに期日までに申込みものとする。
- (2) 開催地都道府県等実行委員会は本連盟及び配宿担当企業と連携して配宿・弁当調達業務にあたる。業務分担については別に定める。
- (3) 宿舎は、本連盟が統括する配宿担当企業と開催地都道府県等実行委員会とで協議の上、選定することとし、原則として旅館業法上の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿泊所（以下「旅館等」という）の中から選定し、競技種目別大会参加者の宿舎は、可能な限り競技会場地及びその周辺地域の旅館等を確保するものとする。競技会場地及びその周辺地域の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、地域の実情に応じて、公的宿泊施設等を確保するものとする。風紀上、衛生上又は防災上支障があると認められる宿舎は選定しないものとする。
- (4) 1人の宿泊に要する広さは、少なくとも消防法の定める限度を下回ってはならない。
- (5) 宿泊料金及び弁当料金は本連盟と配宿担当企業が協議の上、大会開催前年の第2回総体中央委員会に提出する。

なお、夏季大会における配宿センターの設置場所については、本連盟と配宿担当企業が協議し決定する。

《冬季大会》

- (1) 都道府県の本部役員・選手・監督及び視察員、大会役員、競技役員及び報道員の宿舎は、開催地都道府県実行委員会が準備し配宿する。なお、エントリーした選手、監督は宿泊要項に基づき、所定の様式により都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに期日までに申込みものとする。
- (2) 夏季大会の(2)に準ずる。
- (3) 宿舎は、開催地都道府県実行委員会と同旅館組合等で協議の上選定する。
- (4) 夏季大会の(4)に準ずる。
- (5) 夏季大会の(5)に準ずる。

27 交通

- (1) 競技会場への移動は公共交通機関の利用を原則とする。
- (2) 公共交通機関での移動が大会運営上支障があると判断される場合、開催ブロック都道府県・会場地市町村実行委員会は、できる限り大会参加者の集散及び競技会場への必要な交通上の

便宜を計るものとする。

但し、シャトルバス等を運行する場合は、受益者負担を原則とする。

- (3) シャトルバス等を計画する場合は、大会ホームページ等に掲載するなど、参加者が利用時間、利用料金等を事前に把握できるよう情報提供に努める。

28 報道・記録処理

- (1) 開催ブロック都道府県は、開催期間中の記録処理業務を支援する。
- (2) 報道員の範囲は新聞社、雑誌社、ラジオ、テレビ、ニュース映画社の所属社員で日本新聞協会、雑誌協会、写真記者協会、ニュース映画記者協会にそれぞれ加入している者及び主催者が許可したものに限る。
- (3) 報道員に開催地都道府県実行委員会で作成した報道員章（腕章・帽子・IDカード等）を貸与し、その報道員章によって各会場に入場し取材することができる。各会場では指定された場所で取材しなければならない。
- (4) 放送に関しては、本連盟とNHKが締結した契約内容を優先する。
- (5) 記録処理業務は、本連盟が委託業者を選定し、その費用を負担する。
- (6) 開催ブロック都道府県等実行委員会は本連盟及び委託業者と連携して記録処理業務にあたる。

29 肖像権

- (1) 肖像権の取扱いについては、本連盟が別途定める「肖像権等の取扱規程」による。
- (2) 開催ブロック、開催地都道府県実行委員会が定める「個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて」を競技種目別大会実施要項及び競技別プログラムに掲載するとともに、競技会場に公示する。

30 入場料

総合開会式及び競技種目別大会の入場料徴収については、これを徴収することも可とする。徴収する際の料金等は、開催地都道府県実行委員会が関係機関と協議して設定し、総体中央委員会の承認を得なければならない。

31 緊急時の対応

緊急時の対応については、開催地都道府県実行委員会が別に定める。

32 高校生活動

開催地都道府県教育委員会と開催地都道府県高等学校体育連盟は、全国高等学校総合体育大会の開催の趣旨を踏まえ、地元高校生の多様な活躍の場を教育活動の一環として積極的にとらえ、広く関係団体とも連携を図り、意図的・計画的な活動として組織する。大綱を別に定める。

33 補 則

この大会開催基準要項に定めるもののほか、大会を開催し、運営するために必要な事項については、総体中央委員会において審議し、決定する。ただし、本連盟理事会での判断を求める必要のある事項と認めるときは、意見を付して理事会に提議しなければならない。

附 則

本要項は昭和 39 年度大会より発行する。

- | | | |
|--------------|---------|--|
| 昭和 41 年 11 月 | 第一次改正 | |
| 昭和 45 年 11 月 | 第二次改正 | |
| 昭和 49 年 4 月 | 第三次改正 | |
| 昭和 52 年 11 月 | 第四次改正 | |
| 昭和 55 年 11 月 | 第五次改正 | |
| 昭和 57 年 5 月 | 第六次改正 | |
| 昭和 63 年 5 月 | 第七次改正 | |
| 平成 5 年 5 月 | 第八次改正 | |
| 平成 5 年 11 月 | 第九次改正 | |
| 平成 8 年 11 月 | 第十次改正 | [出場は同一競技 3 回まで] [外国人留学生もこれに準ずる] |
| 平成 9 年 4 月 | 第十一次改正 | [統廃合対象校の参加] |
| 平成 9 年 11 月 | 第十二次改正 | [4 月 2 日以降に生まれたもので、19 歳未満のもの] |
| 平成 11 年 5 月 | 第十三次改正 | [中国等帰国生徒] |
| 平成 12 年 11 月 | 第十四次改正 | [4 月 2 日以降に生まれたものとする] |
| 平成 16 年 3 月 | 第十五次改正 | [引率・監督 [中国等帰国生徒] [中央委員会承認事項]
[会長承認事項] [交通] [中等教育学校] 他全体] |
| 平成 17 年 3 月 | 第十六次改正 | [大会申請書の提出について] [大会の内容 (4)]
[実行委員会 (4) 中央委員会の承認]
[宿泊 (5) 宿泊料金の決定] |
| 平成 18 年 12 月 | 第十七次改正 | [大会開催地の決定] |
| 平成 20 年 3 月 | 第十八次改正 | [大会参加資格の改正] |
| 平成 20 年 12 月 | 第十九次改正 | [入場料について] |
| 平成 21 年 5 月 | 第二十次改正 | [大会参加資格] 72 条、115 条の改正 |
| 平成 22 年 3 月 | 第二十一次改正 | [主権] の改正 |
| 平成 23 年 3 月 | 第二十二次改正 | [決定主体明確化] [開催地の決定] 他 |
| 平成 24 年 9 月 | 第二十三次改正 | [主権] 共催の追記、[大会参加資格] 休学・留学の扱い
の追記、[宿泊] の改正 |
| 平成 25 年 4 月 | 第二十四次改正 | [プログラム] の改正、[高校生活動] の追記、 <u>配宿センター・
記録センター等の追記</u> (なお、この変更は、平成 26 年度か
らの適用とする。但し、3 主権、15 競技種目別大会の運営、
24 都道府県選手団編成について改正は、平成 25 年度より
適用する。) |
| 平成 25 年 9 月 | 第二十五次改正 | [大会参加資格] の字句修正・追記 |
| 平成 28 年 5 月 | 第二十六次改正 | <u>ブロック開催に伴う字句修正</u> 、[後援] の改正、[宿泊・弁
当] の改正、[高体連マーク] に <u>インターハイマスケットキャラ
クター及びロゴマーク・エンブレムマークを追記</u> 、[肖像権] の追記
平成 28 年 6 月 1 日から施行 |
| 平成 30 年 5 月 | 第二十七次改正 | [後援] の団体名改正、[大会開催時期及び期間] に追記、
[引率・監督] に追記、[高体連マーク・インターハイマス
ケットキャラクター等] の一部修正、[実行委員会] の一部修
正、[プログラム] の一部修正 |
| 令和 4 年 5 月 | 第二十八次改正 | [後援] の団体名一部修正、[プログラム] に追記 |

- 令和5年 1月 第二十九次改正 「12 大会参加資格」(5)の一部修正
- 令和6年 4月 第三十次改正 「10 大会内容 ア。」 ボートをローイングに名称変更、サッカーの固定開催を追記
- 令和7年 4月 第三十一次改正 「26 宿泊・弁当」の一部修正
- 令和8年 4月 第三十二次改正 「17 競技種目別大会の実施要項」(1)の一部修正、「23 プログラム」(3)の一部修正、「26 宿泊・弁当」(3)(5)の一部修正、「28 報道・記録処理」(1)(6)の一部修正

1 条校以外の学校の全国高校総体参加について

1 経 費

大会参加等経費は各都道府県高体連の判断に委ねる。

(対等の立場で参加させるのが原則である。従って所要の経費は負担をする)

2 登録及び記録の公認

- (1) 各競技の記録の公認には競技団体への登録が最低条件であり、各競技団体へ登録すること。
- (2) 総体参加の選手登録(個人・団体)は、各競技団体と高体連専門部との判断に委ねる。
- (3) 総体は高体連主催であり、大会記録は認める。
- (4) 他の記録の扱いに関しては各競技団体及び高体連専門部と協議する。

3 参加資格審査基準

- (1) 審査基準は参加の「特例」及び「別途に定める規定」を遵守すること。
- (2) 資格審査は各都道府県高体連で行う。問題が生じた場合は、総体検討小委員会において判断する。(参加希望校との事前の十分な話し合いを持つこと)
- (3) 1条校の高等学校についての各都道府県高体連への加盟は学校設置者及び校長の判断によるが、加盟を取り消した場合は参加を認めない。(未加盟での大会参加は特例である)
- (4) 高等学校では全国大会への参加は年2回程度とする。
未加盟校も大会日程等十分考慮した上で参加すること。
- (5) 高等専門学校については3学年までの年齢は平成__年4月2日以降に生まれたものとする。
(同一学年での参加は同一種目1回限り)

4 健康管理

選手の健康管理は、参加校が責任を以て行うべきものであり、最悪の事故も対処できる条件を整えて参加すること。

5 派遣費補助

派遣費補助については、各都道府県高体連は都道府県教育委員会に報告し、理解を得て善処方お願いすること。

6 役員派遣

未加盟校に対する役員派遣依頼については、審判等大会運営に十分協力願える有資格者の派遣について、今後高体連専門部で検討していく。

7 その他

- (1) 各都道府県内の大会及びブロック大会については、今後各都道府県高体連及びブロック高体連で検討する。
- (2) 選抜等大会については、今後、関係団体と協議していく。

外国人留学生の全国高校総体参加について

外国人留学生の全国高校総体（以下「インターハイ」という）参加については、開催基準要項「12」の大会参加資格を有し、在籍する高等学校を卒業する目的で入学した生徒（短期留学は不可）であることが定められている。

外国人留学生が日本の高等学校に在籍するという事は、「当該校において、日本の高校生とともにその学校の教育課程に沿って学習すること」であり、そのことが全国高体連としての基本的な考え方である。

しかるに、書面上あるいは手続上在籍しているものの現に学習活動を行っていない生徒は、インターハイの「高等学校に在籍する生徒の健全な発達を図る」との目的に沿わない生徒であって、インターハイへの参加を認めることはできない。

全国高体連では平成6年に「外国人留学生の大会参加について」の規程を定めるとともに、以後必要に応じて一部改正等を行いながら、外国人留学生のインターハイ参加について適正化に努めてきた。

参加にあたっては下記の事項及び補足事項等を遵守すること。

記

- 1 参加生徒は、開催基準要項「12」の大会参加資格を有すること。
- 2 参加生徒は、在籍する高等学校を卒業する目的で入学した生徒であること。
- 3 参加人数枠は、エントリー数の概ね 20%以内を原則とし、専門部ごとに定め理事会で決定する。

補 則

(1) 卒業目的とは、卒業に必要なすべての単位を履修・修得することをいう。

(2) 参加人数のエントリー数は、団体種目と個人種目に分けて考える。

① 団体種目では、大会要綱に定められたエントリー数（補欠を含む）の概ね 20%以内とする。

② 個人種目では、各学校のエントリー数（種目数ではない）の概ね 20%以内とする。但し、当該校のエントリー人数が 5 人未満の場合は、1 人以内とする。

(3) 大会参加資格の確認方法

① 大会主催者は参加資格（生年月日）と修学意志の確認のため出身国ならびに入国管理局の認証する在留資格（いずれもコピー可）の提出を求めることができる。

② 当該都道府県高等学校体育連盟は参加資格の確認のため、毎年、在留資格書ならびに在籍校長の証明する単位履修・修得書の提出を求めることができる。

③ 外国人留学生選手登録および大会参加申請書に添付する書類について

(ア) 「4月入学の外国人留学生」の概念等

4月当初に行われる入学式において、当該校長から入学を許可され、他の日本人高校生とともに、在籍校において卒業を目的として3年間継続して修学する生徒を指して、4月入学の外国人留学生という。

(イ) 申請時添付書類

- ・ 入学許可証 写（登録更新時は、学年修了証または単位修得証明書 写）
- ・ 在留資格認定証明書 写
（在留資格認定証明書は、日本に入国時パスポートに押印後に回収される書類のため、日本入国前に写し（コピー）をとる必要がある）
- ・ パスポート 写
- ・ 留学ビザ 写

・在留カード写

(ウ) 夏季・冬季インターハイ出場を目指す外国人留学生の出場申請について

《夏季インターハイ》

基本的には上記4月入学の外国人留学生が対象となる。夏季インターハイ予選（都道府県総体）の出場希望種目申込締切日までに、必要な資料を添えて登録及び出場申請（様式1-①、但し登録更新者については、様式1-②）を行ったうえで、大会参加申込みを行う。

インターハイ都道府県予選（地区・支部予選を含む）の出場希望種目参加申込締切日までに修学していることは、「在留カードの交付日」により確認する。

《冬季インターハイ》

4月入学の外国人留学生の冬季インターハイへの参加については、基本的には夏季インターハイと同じ流れであるが、登録及び出場申請（様式1-①）については、夏季インターハイ予選（都道府県総体）の最終申込締切日（△1）以前に行うことが必要であり、修学の実績が証明できる資料が不可欠である。そのうえで、冬季インターハイ予選（都道府県大会）の申込締切日までに、大会参加申込みを行う。よって、夏季インターハイ予選の最終申込締切日以降に修学開始の生徒は、その年度の冬季インターハイへの出場も認められない。

但し、4月入学・修学の留学生で、入学当初入部せず、年度途中から入部し、大会出場の希望がある場合には、冬季インターハイ予選（都道府県大会）の申込締切日までに、登録及び出場申請（様式1-①）と大会参加申込みを行う。その際、都道府県専門部長は、都道府県高体連事務局に当該都道府県の夏季インターハイの最終申込締切日を確認し、当該留学生がその日までに修学している事実を確認する。

【△1：夏季インターハイ予選（都道府県総体）の最終申込締切日とは、都道府県によっては、種目によって申込締切日が異なるため、各都道府県の種目の中で申込締切日が最も遅い種目の申込締切日のことである】

なお、制度として後期入学を規定している単位制の高校で、正規の手続きを経て、受入校が入学を許可する場合は、「在留カードの交付日」が予選申込締切日までであれば、冬季インターハイへ参加できることとする。

* 夏季・冬季インターハイともに、出場資格を有するのは基本的に4月入学の外国人留学生となる。やむを得ない事情で入学許可や修学が遅れることも考えられる。

しかし、このような場合においても、出場及び登録申請の締め切りは、理由の如何にかかわらず、夏季インターハイについては、その出場希望種目の予選（都道府県総体）申込締切日、冬季インターハイについては、夏季インターハイ予選（都道府県総体）の最終申込締切日（上記△1参照）までとする。

また、上記最終申込締切日以降に入学許可された外国人留学生は、夏季・冬季を含め、その年度のインターハイに出場することはできない。

(エ) 都道府県高体連専門部長は、上記(イ)の他、必要に応じ、当該校に対して、その他の書類の提出を求めることができる。

(オ) 大会参加申請（外国人留学生選手登録(または登録更新)申請を含む）には、別紙様式1-①または②（学校⇒専門部）・2（専門部⇒高体連）を使用する。

(4) インターハイに出場する外国人留学生の中で、途中帰国する者があった学校に対する取り扱い

① インターハイに出場する外国人留学生の中で、途中帰国する者があった学校に対し、当該都道府県高等学校体育連盟は、当該校に対し理由説明を求めることができる。

- ② 調査の結果、途中帰国する理由が正当と認められない場合には、参加資格違反とみなし「競技者及び指導者規程」により処理する。
- (5) 9月入学の生徒（留学生・帰国生徒を含む）の出場においては開催基準要項の12(6)に準ずる。
- (6) 留学先から帰国した生徒の扱いは開催基準要項の12(6)に準ずる。

《開催基準要項 12 大会参加資格(6)》

転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）
 但し、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りではない。

附則 この改正は、平成30年5月22日から適用する。

平成6年11月15日	制 定	「外国人留学生の大会参加について」
平成7年5月30日	一部改正	「20%枠の適用」
平成14年5月30日	一部改正	「在留資格」
平成15年3月8日	一部改正	「競技者及び指導者規程」の適用
平成17年3月5日	一部改正	「大会参加資格の確認方法」
平成22年12月3日	一部改正	「大会参加資格の確認方法追加」
平成23年5月24日	一部改正	「冬季大会参加資格の期限」
平成24年4月1日	一部改正	「公営財団法人化に伴う文言の整理」
平成25年5月21日	一部改正	「条項・文言の整理及び改正」
平成25年12月5日	一部改正	「文言の一部訂正」
平成30年5月22日	一部改正	「申請時添付書類の改正」
令和8年3月23日	一部改正	「申請時添付書類の改正」

複数校合同チームによる大会への参加についての考え方

運動部活動部員数の減少が深刻な状況にある学校が増加したこともあり、全国的に複数校合同での部活動が進められている。

複数校合同チームによる大会参加についての社会的要請があることを受け、部活動活性化のために本連盟が平成 14 年 3 月に認めた団体競技種目における複数校合同チームによる大会参加は、あくまで部活動にひたむきに取り組んでいる生徒に発表の場を提供するための教育的配慮に基づくものである。

したがって、各学校の部活動運営にあたっては上記の趣旨を踏まえ、創意工夫を凝らして部員数の確保に努めるとともに可能な限り学校単位での大会参加ができるよう努力することが望ましい。一方で、加速する少子化傾向への対策として部員不足に伴う合同チーム編成についても適切に導入・実施されるべきものとする。

これらの考え方に基づいて、複数校合同チームによる大会参加については以下のように取り扱うこととした。

1. 部員不足に伴う複数校合同チームの大会参加について

(1) 全国高等学校総合体育大会は学校対抗を原則としているが、部員不足により各学校を単位として大会に参加する要件を満たすことができない場合、必要な手続きを経た上で、複数校合同チームの参加を認めることとする。

(2) 各都道府県高体連及び専門部においては、各都道府県の大会等の参加に関する基準等を検討し、実施可能な専門部から合同チームが成果を発表できる場を設けるよう努力する。その際、合同チームの編成が勝利至上主義的発想で行われることのないよう十分留意する。

2. 学校の統廃合（設置者による学校の廃止及び廃止に伴う複数の学校の統合で、募集停止を伴うものをいう、以下同じ）に伴う複数校合同チームの大会参加について

(1) 学校の統廃合は行政を含む設置者の都合によるものであるため、当該校に在籍する生徒の活動を保障するために、統廃合完了前の 2 年間に限り合同チームを組んで全国高等学校総合体育大会に参加することを認める。

(2) 統廃合の予定があっても合同チームを編成せず、単独チームで出場することもできる。これについては学校毎ではなく、部活動毎に取り扱うものとする。

(3) 同一競技において、選手が単独チームと合同チームの両方から大会に出場することはできない。

(4) ただし、都道府県高体連で協議・検討したうえで、所定の申請書を全国高体連に提出し承認を得なければならない。

平成 14 年 3 月 9 日より施行

平成 19 年 3 月 3 日 改正

平成 25 年 5 月 21 日 一部改正「募集停止を伴うもの」追記

平成 25 年 12 月 6 日 一部改正「募集停止[学級減を含む]」追記

令和 5 年 1 月 16 日 改正 部員不足に伴う複数校合同チームの全国高等学校総合体育大会参加承認

令和 6 年 4 月 1 日 一部改正 2.(4)「所定の申請書を提出」追記

